

平成29年3月9日

◎桑名委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9時57分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

それでは、高知県公共施設等総合管理計画（案）について管財課の説明を求めます。

◎沢田管財課長 管財課でございます。

公共施設等総合管理計画（案）の概要について御報告をさせていただきます。

お手元の報告事項資料の管財課のインデックスがつきました高知県公共施設等総合管理計画（案）の概要をごらん願います。

なお、あわせまして、一番最後に計画の本編も添付しております。

それでは、まず概要資料の1ページをごらんください。

最初に、計画策定に至りました背景と趣旨等について御説明をさせていただきます。

本県の公共施設等をめぐりましては、一番上の背景の欄でございます。今後、大量に更新時期を迎えます一方で、財政的には、依然として依存財源に頼らざるを得ない財政構造でありますこと。人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化・多様化していくであろうこと。余剰なスペースの有効活用など、施設全体の最適化を図る必要性があることなどの状況が見込まれております。

こういった状況を背景といたしまして、公共施設等の現況等を把握の上、矢印の下のほうにありますように、管理についての全般的な計画を策定することによりまして、今後の財政負担を軽減・平準化しますとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用の実現を目指すものでございます。

次に、この計画の対象といたします公共施設等でございますが、右上の点線囲いに記載しておりますが、県が有します公共施設は、庁舎などの公用財産、学校、公営住宅といった公共用財産、道路・橋梁などのいわゆるインフラ施設等多岐にわたっており、いわゆる箱物だけではなく道路・橋梁等の土木構造物や公営企業の施設なども対象としております。

次に、計画期間についてでございます。施設の計画でございますので、点検、診断、修繕といった施設の特性に応じたメンテナンスサイクルなどを考慮しますと、一定の長期的なスパンで考える必要がございますので、10年間としております。

また、この計画につきましては、平成25年11月に国が定めましたインフラ長寿命化基本計画の中で、各自治体において策定が期待されるとしておりますインフラ長寿命化行動計画に位置づけられるものでもございます。

次に、少し長くなりますけれども、本県の公共施設の現況を説明させていただきます。

最後についております計画案本編のほうの2ページをお開き願います。

本県の公共施設等のうち、行政財産につきましては、庁舎等の公用財産が約26.7%、学校、公営住宅等の公共用財産が約73.3%となっており、これを円グラフにしましたものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

1961年からの整備延べ床面積の推移を年次別に棒グラフにしたもの。次の4ページに、1980年からの延べ床面積と人口の推移をグラフで示しております。この3ページ、4ページのグラフからは、本県の建築物につきましては、1979年ごろから2000年ごろにかけて建設時期が集中しており、それに伴い延べ床面積も増加してきていること。2000年以降は、県有建築物の建築が抑制的になったことと、高等学校の閉鎖や職員宿舎の用途廃止などのため、延べ床面積も減少傾向にあるということがわかると思います。

5ページをごらん願います。

本県の建築物につきましては、南海トラフ地震に備えまして平成20年度に県有建築物耐震化実施計画を策定し、計画的に耐震工事を実施してきておりますので、本計画に特記してございます。

計画の対象となりました建築物につきましては、平成27年度時点でおおむね耐震化が完了しており、6ページ、7ページにかけまして、耐震化が完了した主な建築物を記載してございます。

8ページをお願いいたします。

道路、河川等のインフラ施設の現況につきまして、8ページ、9ページのほうに記載しておりますが、インフラ施設につきましては、各課所管の省庁の指導のもとにそれぞれの施設ごとに、先ほど触れました長寿命化計画を別途策定することとなっており、一番右の欄にありますように、予定、あるいはもう既に策定された施設区分がでございます。

10ページをお願いいたします。

本県の有する普通財産について記載をしております。普通財産は、利用予定のないものは計画的に売却を進めてきておりますが、山林や競馬場用地として貸し付けしている財産も多くございますので、それらの概要を記載しております。

次に、11ページをお願いいたします。

平成16年度に遊休財産処分計画を策定して以来、利用予定のない県有財産の計画的な処分に努めてきており、その実績を記載しております。昨年度までの売却実績は、件数で148件、金額では80億円余となっております。

12ページをお願いいたします。

本県の人口と年代別人口についての今後の見通しにつきましては、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうから引用してございます。

次に、13ページをお願いいたします。

3 ページの年度別整備延べ床面積のグラフとの関連で、公共施設の維持管理・修繕・更新等に係ります中長期的な経費の見込みを試算したものでございます。試算の前提として、現在保有している建築物と延べ床面積を保有し続けると仮定した上で、今後30年の間に更新（建てかえ）に要する費用の推計を行ったものでございます。

先ほど説明しましたとおり、近年、建築物の建設はかなり抑制的となってきましたが、1979年ごろから2000年ごろにかけて延べ床面積が大きく増加しております。これらの施設につきましては、今後、順次建てかえの時期が到来することが予想されますので、現在の延べ床面積を維持することを前提といたしまして、その更新に要する費用について、総務省から提供されました建物の種別ごとの更新単価を使って推計したものでございます。

推計につきましては、点線の枠囲いにありますとおり、一定の条件を前提としまして機械的に計算したものでございます。また、それぞれの建築物の特性を反映したものではないですが、結果、今後30年間の更新（建てかえ）に要する費用の総計は約4,967億円、単年度にいたしますと約166億円となっております。一方、平成28年度の当初予算におけます建築物の更新工事予算は約116億円で行ってまいりました。実際には、更新費用は年次年次の増減がございますし、さらには、推計は一定の前提のもと機械的な計算でございますが、全体としまして、今後は更新費用を抑制していくとともに適切な修繕を実施し、建築物の長寿命化を進めていく必要があると考えられると思います。

14ページをお願いいたします。

本県の財政状況について記載をしております。臨財債を除きます県債残高は相対的に低水準にあり、また現時点での試算では、中期的な財政運営に一定のめどが立っているとはいえ、今後とも財政規律を維持し、将来に向けて安定的な財政運営を行っていくためには、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る財政負担を軽減・平準化していく取り組みが一層求められると考えられます。

以上の現状分析を踏まえまして、16ページから今後の公共施設等の管理に関します基本的な方針を、21ページ以降に施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を記載してまいります。

まず16ページの1、計画の目的及び期間につきましては、さきに御説明申し上げたとおりでございますが、施設の点検や診断基準、修繕に要する費用や更新時の検討課題などは、例えば道路と学校などでは前提や条件が大きく異なっておりますので、具体的な管理につきましては、原則として個別の施設類型ごとの施設計画を作成して実施することといたします。

次に、2の公共施設等の情報管理・共有方策でございます。公共施設等につきましては、各部局で施設類型ごとに、あるいは個別の施設ごとに管理しますので、これまで施設

の修繕履歴や維持管理コスト、余剰スペース等の情報は全庁的に共有されておられません。そこで、今回の計画策定に伴いまして、管財課で現状分析のために収集、作成いたしました県有建築物のデータを全職員が閲覧できるようにすることや、インフラ施設等を含んだ固定資産台帳の整備を進めることなどにより、有用な公共施設等の情報を集約してまいりたいと考えております。

次に、3の本県の人口減少状況と産振計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などで、県の取り組みなど現状課題に関する基本的な認識と施設管理の重要性を記載しております。

以上の状況を踏まえながら、17ページから今後の公共施設等の管理に関します基本的な考え方を記載しておりますが、要約しましたものを概要資料のほうにまとめておりますので、もう一度概要資料のほうにお返りいただきまして、概要資料の2ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、基本的な方針としまして、一番上にあります目標といたしまして、原則として、今後、各年度末時点の行政財産の総延べ床面積を、既に計画されております事業による増加分を加えました平成28年度末時点の総延べ床面積を上限とし、それ以下に抑制することを方針といたします。あわせまして、これまでの施設整備でも考慮されておりますことですが、ライフサイクルコストを可能な限り最小化すべきであるということを明記してございます。

次に、基本的な考え方といたしまして、1、点検・診断、2、維持管理・修繕、3、安全確保、4、耐震化、5、長寿命化、6、建築物の更新の方針、7、有効活用、8、建築物の統廃合の推進をそれぞれ実施方針として記載いたしますとともに、最後に計画の実施体制についての記載をしてございます。

それでは、各実施方針のポイントにつきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず、点検・診断でございますけれども、各施設の点検・診断結果を蓄積し、老朽化の進行状況を把握することにより、老朽化が深刻な施設を優先して更新するなど、施設の構造、経過年数、利用状況などを踏まえまして点検・診断を実施し、人的負担、コストの平準化に取り組みますとともに、そのかわりサイクルにつきましては、個別の施設計画により示すこととしております。

次の維持管理・修繕でございますが、維持管理・修繕はこれまでどうしましても、ぐあいが悪くなってから修繕を行うという事後保全が主でございましたけれども、施設の用途や重要度によりましては事後保全で許されない場合や、予防保全のほうがトータルコストを抑えることができる場合もございますので、点検・診断の結果を踏まえまして予防保全の考え方を取り入れた維持管理のあり方の必要性を記載してございます。

次に、安全確保でございます。点検・診断の結果、高度の危険性が認められる施設は、

速やかに利用を停止し修繕などを行い、安全確保を図ること。老朽化等により廃止された施設は、解体・売り払いを進めていくことなどを記載しております。

次に、耐震化についてでございます。本県では、先ほど御説明申し上げましたとおり、平成20年度に県有建築物耐震化実施計画を策定し、一定規模以上の建築物につきましては耐震診断を行った上で耐震化工事を実施してまいりました結果、平成27年度には、計画の対象となりました建築物はおおむね耐震化が完了してございます。今後につきましては、平成25年度以降に耐震診断を行った建築物についても、南海トラフ地震対策行動計画に位置づけ、耐震化することとしております。

次に、長寿命化について記載してございます。各施設の長寿命化を図るためには、各施設の特性に応じました維持管理・修繕を行うメンテナンスサイクルを構築しますとともに、それらを支えます技術、予算、体制を一体的に整備することが必要となってございます。そのため、各施設の特性や維持管理等に係る取り組みを踏まえまして、施設ごとに個別の施設計画を作成するということとしております。

次に、建築物の更新についてでございます。建築物のライフサイクルコストにつきましては、国交省が公表しております資料によりますと、運用管理に要する経費につきましては、当初の建築に要する経費の2倍以上の経費が必要となることが示されております。そのため、建築物の更新に当たりましては、建設、維持管理、運営の効率化を図るために、1、中長期的な必要性について、2、使用していない他の施設の転用について、3、他の施設との集約化、複合化について、4、使用しなくなる施設の他の用途への転用について検討することを記載しております。また、PPP、PFIについては、一定規模以上の施設の更新につきましては、導入検討規程に基づき、優先的に活用することを検討することとしてございます。

次に、有効活用の推進についてでございます。本県ではこれまでも、当初の目的を終えた県有財産については、所管がえや市町村への貸し付けなど積極的な有効活用を図ってまいりました。さらに、利用予定のない県有財産につきましては遊休財産処分計画を策定の上、これまで売却をしてきており、今後ともこれらの取り組みを継続してまいります。また、処分や有効活用の見込みが立っていない財産につきましては、幅広い活用を図るため、今後、必要な情報を整理した上で公開してまいりたいと考えております。

さらに、行政財産につきましても、余剰スペースの情報を全庁的に共有することで、他部門での利活用等の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、廃止・統合の方針でございます。これまでも、例えば療育福祉センターと中央児童相談所を統合し新施設を建設するなど、施設の集約化・複合化につきましては積極的に進めてきておりますが、今後とも同様に取り組んでいきますとともに、県有施設だけでなく、国や他の地方公共団体、民間施設の連携についても検討してまいりたいと考えており

ます。

最後に、本計画につきましては、施設を所管する部署だけではなく、財政、行革担当部署との連携が必要でございますし、総合戦略や産振計画とも関連してまいりますので、政策調整会議の場などを活用するなどして本計画を実施することとしております。

次に、概要資料の2ページ、一番下から施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を記載しております。

本計画の対象となります公共施設は、用途や性格などさまざまでございますので、15の施設類型に分類し、それぞれの管理に関する基本的な方針を定めております。

類型ごとの方針は、先ほど御説明いたしました基本的な方針をそれぞれの施設類型に落とし込み、また管理の特徴的な部分を記載するとともに、既に予算や個別の計画などで議論されている内容を記載してございまして、この計画で新たに決定する事項はございません。また、類型ごとの具体的な管理は、個別の施設計画を作成して実施することといたしておりますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。

本計画につきましては、本日の委員会でいただいた御指摘を踏まえた上で、今後パブリックコメントを行い、計画として決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 概要の3ページの、10幾つに類型分類した3の公営住宅のところの随時入居者云々というのは、どういう意味ですか。

◎沢田管財課長 満室でなくて空室があって、随時入居者を募集している公営住宅のことを指してございます。

◎米田委員 それをどうしようというん、これ。随時でやりゆうけれど、全然応募がないという、そういう意味ですかね。例えば、僕が住んでいる長浜なんか随時のところありますけれど、随時で大体埋まるんですよ、普通はね。ただ、ひょっとして、例えば視力障害者向けの広いところが割とあいたり、なかなか埋まらん、そういうところを活用しようという意味ですか。

◎沢田管財課長 この計画の本編の36ページのほうをごらんいただけますでしょうか。この(7)のところでございます。一般的には、募集に対して応募が上回っている状況となっておりますけれども、随時入居者を募集している団地につきましては、入居要件を世帯向けから単身向けに見直すことで入居した実績もあるなどのことから、必要に応じてその要件を見直して、県民ニーズに合った対応を行っていくということを書いております。

◎米田委員 例えば長浜の県住の場合、以前は世帯向けでしたけれど、1人、2人の、単

身も含めての小世帯向けでもいいですよということをやって、随時やるけれど大体埋まる。そういう理解でいいんですか。

◎**沢田管財課長** 具体的な案件につきましては承知しておりませんので、ここの場でお答えすることはちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、方向といたしましては、委員おっしゃられたとおり、そういった要件を見直す、あるいは緩和することによって、あいているところを有効的に活用していくという方針だと考えております。

◎**米田委員** 本体のほうの13ページで、棒グラフの更新と積み残し更新と、これどういう意味ですかね。

◎**沢田管財課長** 上の積み残し更新と申しますのが、これまで既に更新時期に来ておるものがまだ更新されていないものを、この10年間に単純に割り振りをして上乘せしております。で、下の黒い部分が、先ほど御説明させていただきました単純計算をして、この時期に更新時期が来る施設をグラフとしております。

◎**米田委員** わかりました。

それで、この前本会議ですかね、依光委員が聞かれよったと思うんですけど、この坪単価聞きよって、これは平米単価ですけども、えらい高い、過大な見積もりをしちゃせんかみたいな受け取りもあるんですけど、それは国の様式に基づいてやっちゅうがやろうけれど、例えば平米40万円するとか、この前の本会議の答弁ありましたけれど、そこら辺は高目に計算して、こればあ大変ですよという受け取りに聞こえるんですが、その計算式についてはどうなんですか。

◎**沢田管財課長** 更新単価を幾らにするかというのは、実はこういう計画を策定することになりました際に、やはり非常にどうしたらいいのだと悩んだところでございます。そこに対しまして、総務省のほうから試算ソフトというのが配付されまして、建物の種別とか構造とかによりまして一定の単価というのを示していただけましたので、それで機械的に計算をしておりますので、個別の建物を見ますと、その試算単価を適用すれば過大になったり過小になったりということは、可能性はございますけれども、トータルで見たときはおおむねこうなると理解をしております。

◎**米田委員** 私たちが一番大事と思うのは、基本的には公の施設、地方自治法に基づいた公の施設が中心ですから、人口が減るから減しなさいと、その人口の減りぐあいに応じてですよ。そういうやり方は決して認められませんし、もともと公の施設は、住民の福祉の増進を目的に建てられたわけですから、人口が減ったからといって、必ずしもそれ要らんということではないわけですよ。その建物の持つ性格と、そして日本国土の平均的な人口の維持とかということも含めて考えないと、施設を集約して、周辺部を切り捨てるみたいなやり方はやっぱり絶対認められんわけですので、そこら辺は十分、この公の施設の本来の目的とあり方についてはきちんと土台に据えた上でやっていただきたいのと。この計

画、パブリックコメントやるんですけれど、僕は一番大事だと思うんですよ。今言うたみたいに公の施設は、そのためにつくった公の施設ですので、県民の声をきちっと聞く。まあ言うたらこの計画は、今の段階では欠落しているわけですからね、案そのものをつくる過程では県民の声聞いてないわけですから、でき上がった案はどうですかと聞くだけですからね。本来は案をつくる過程でも聞くべきじゃないかと思うんですけれど、非常にパブリックコメントも含めて、ぜひ慎重な県民のニーズなり意見を聞いてもらいたいということと。

これ見ただけでは、個々の統廃合のケース出ていませんよね。実際やるときには、余りやることを進めたらいけませんけれど、それぞれの地域でやる場合には、やっぱりきちんと住民の皆さんの意見を、その建物、公の施設ごとにちゃんと聞いていくということが大事だと思うんで、その点はどうかということと。

国会で問題になったときに、例えば香川県は県民体育館かなんか、県立と市立があって、県はなくすとかみたいにするらしいんですよ。ほんで、高知県の場合はスポーツを大事にしようということで考えたときに、県立があっても市立があっても減したらいかんわけです。需要なり、これからそういうことを重点にやっという場合にですね、そういう施策全体のことも考えて、今後のあり方をぜひ検討していただきたいと思うんですが、基本的な考え方について。

◎**沢田管財課長** 目標のところにも掲げさせていただいておりますように、原則としまして、今の延べ床面積を上限とするという記載とさせていただきます。ですから、個々の施設を廃止する場合については、委員おっしゃられたように、当然いろいろな意見を聞いて、住民サービス、県民サービスが低下しないようにという視点で検討されるものだと考えております。

なお、それでも建てかえが必要だということになった場合は、原則として今の面積を超えない形での建てかえをするということが、今回の計画の大きな考え方でございます。ただ、原則でございますので、もっと大きなものが必要である、あるいは一方で廃止すべきものがあるというような中で、トータルで考えていくことになるんじゃないかと思えますし、建物の廃止あるいは必要性については地域の声を聞くと。これは当然、十分考慮して決定すべきことだと考えております。

◎**横山委員** この類型が15あるということなんですけれど、今試算されて30年で5,000億円ぐらいですかね、1年当たり166億円。類型で言うと、どういう種別が大きいんですかね、この年166億円かかる中で、例えば道路が多いとか箱物が多いとかというのは、そういう試算はされていますか。

◎**沢田管財課長** 建築物の更新に要する費用の推計でございますので、いわゆるインフラ系は、これは外れております。それともう一つ、どういったものが大型なのかというの

は、本編のほうの13ページをごらんいただければと思いますが、例えば2021年で高知警察署というのが来ておりますけれども、これは御案内のとおり、既に建てかえということが決定しておりますので、前倒しになると思います。

あと、2031年には西庁舎、あるいは2033年には春野の運動公園などが大型の施設として想定はされておりますけれども、ただ、個々の建物の見通しを積み上げたのではなくて、マクロで計算をしておるところがございますので、どういった建物が大きいかどうかというのは、わかりづらいところがあると思います。

それとあわせて、2ページのほうの一番最初の用途別の延べ床面積をごらんいただければと思いますが、ここに全体の施設の大まかな類型別の割合がございます。この中をごらんいただければおわかりのように、まず学校というのが、非常に大きく占めております。その次は公営住宅、こういったものがやはり順次更新時期を迎えてくるのではないかと考えられます。

◎横山委員 今、インフラのほうは長寿命化、先行してやっていますよね、市町村が橋梁とかいろんなことをやって。ほんですごい、そっちのほうにおいては先進的な技術が導入されて、高知県もインフラメンテナンスの協議会、官民一体となってやっていますよね。土木技術のほうでは、多分それかなり進んでいると思うんで、次、箱物に対する、一つそういうメンテナンスの協議会というか、官民一体となった知恵を絞るような場を設けてやったらどうかと思うんですけど、その点について御所見はどうですか。

◎沢田管財課長 非常に有意義な取り組みになろうかと思いますが、ただ、どういう形でどういった内容のものにしていくかというのは、管財課のほうでは知見もございませんので、建築課などと協議をさせていただいて検討させていただきたいと思います。

◎横山委員 今労務単価とか資材単価というのも、かなり高騰してきているんで、この116億円の試算というのが上がってくる可能性というのも、往々にしてあるんじゃないかなというのもあるんです。まだ、今計画をこれから策定しようというところなんで、これすごいシビアな問題になってくると思うんで、その辺も踏まえて新技術の導入とですよ、プログラミングと技術というものが一体となったような計画になるように、今後のために強くぜひとも要請しておきます。

◎金岡委員 橋梁についてですが、市町村管理の橋梁がかなりあって、今耐震診断とかいろいろやられておるんですが、現実的には橋梁について改修とか、あるいは耐震補強というのは、かなり厳しい状況になっています。市町村管理の橋梁についてはどのように考えていますか。

◎梶総務部長 市町村管理の橋梁は、この計画の対象には入っていません。49ページに、橋梁の類型についてのことを書かせていただいております、この橋梁2,586というのは、あくまでも県管理の橋梁でございます。

◎**金岡委員** 市町村管理のいわゆる橋梁、かなり厳しい状況にあるというのは御認識をいただいております。

それから、この人口の推計で見ますと、大体60万人ぐらいがめどかなと見えますけれども、そしたら結局、かなりの人口が減っていくことになると、それに伴っていろいろな施設をどうするかということが、これはもう考えていかにかいかんところだと思います。

先ほどの米田委員の話じゃないですが、それでも中山間地でどうしても必要なものというのは残してもらわないかんわけですので、要するに人口に応じてという、あるいは用途に応じてという形じゃなくて考えてもらわにかいかんと思うんですが、いかがでしょう。

◎**沢田管財課長** 人口の減少というのは、当然大きな要素としてございますけれども、住民、県民ニーズというのは、また、それを踏まえてどう考えていくかというのは、個別の施設の性格とか地域性、そういったものを総合的に勘案しながら検討すべきものであると考えておりますので、単純に人口が減るから、その施設は要らないとはならないと考えております。

◎**金岡委員** そう考えていただきたいんですが、現実的には保健所がなくなる、あるいは警察署がなくなる、あるいは土木がなくなるというような現実があるわけですので、どうしても、例えば警察署がなくなったら、どうなるのかも大きな問題になりますし、残すべきものはやっぱり残していつてもらわにかいかんと思います。学校あるいは医療機関とかいろいろなものがありますけれど、そういうものは確実に残してもらわないと、中山間地で生活することができなくなりますので、ひとつまたよろしく考えていただきたいと思います。いかがでしょう。

◎**梶総務部長** 必要な県民サービスを維持しつつというのは、実は目標に書かせていただいております、ページで申し上げますと17ページの4番の1行目ですけれども、先ほど概要資料では、原則として以下しか引用してなかったですけれども、この冒頭に、県民サービスを維持しつつ、現在の延べ床面積を上限とするんだということでございます。個別個別に議論させていただくことになりますので、一般論としては、ここに書いてあるようなことしか申し上げられないんですけれども、今委員の御指摘いただいたことは、もちろん個別の施設についての取り扱いを議論するときに考慮しなければならない点だと考えております。

◎**依光副委員長** 本会議で質問もさせていただいて、冊子、初めて見せてもらいました。このときに、この概要の中で一番大事なのは、13ページに尽きると自分は思っています。これが公共施設等総合管理計画ということなので、これでやりますという何か計画が立って、これに進んでいくと、延べ床面積を超えないという目標はできたわけなんですけれども、むしろ、これというのは問題提起であって、こういうような状況なので、これから皆

さん考えていきたいと思いますということなので、この計画は計画としてあるのであれば、13ページとかを注目させるような形で何かもう一つ必要じゃないかなと。だから、この計画に基づいて県の計画が進んでいくといっても、実際ここには、そういう計画にはなっていないわけなので、必要だと思います。

そういう面で行くと、結局、例えばこのグラフの工夫ですけれど、ここで言ったら、30年間に4,967億円をやると、1年当たり166億円というのがあるというたら、これを線で引いてみて、実際に平成28年度は116億円やと。そういう意味で言うたら、これくらいずつ毎年毎年足らんですよというような、例えば問題提起をうまく伝えるようにせんと、結局、残したいし、新しく建てるときにはいいものつくりたいから、大きいものを建てたいってなっていくんで、けれど、それができんですよねというのをつくらん限り、多分これつくっても分厚いんで、何か県が頑張ってるんやなというところで、注目もされないと思う。ホームページもこれから工夫すると思う。例えば、グラフをトップページに見えるようにして、時代が変わってきたんだということがわかるようにということです。

それと、細かいことですが、右のグラフは平成で書いていて、左のグラフが西暦で書いていて、そこら辺見にくくなっているんで、工夫をしていただきたいのと。

あとは、坪単価のところですよ。これが総務省のソフトですって書いてあるので、丁寧にする意味でも、総務省は建てかえのときの解体費用とか含んだ形のやつで出ていると思うんで、総務省の単価表はこれですよというのも、これに1ページふやしたら、わかりやすくなるのと。

あと、ちょっと質問の中でも言ったんですけれど、この40万円が高いのか低いのかというところが、わからんところがあって、過去、実際どれくらいでできたかというのをまた今度出していただけるという、総務部長の答弁もあったんですけれど、そこら辺も工夫をしてみて、技術革新によって、だからCLTが安くつくれる時代が来たら、もうちょっと安くなるかもしれんしとか、そこはもうこれからわからんところですが、その坪単価で例えばうまく安くつくれる工法を、防災関連産業を目指す高知県から何かできてくるとか、まとめると、問題提起の部分をもうちょっと強めんと、結局つくった意味がないのかなと思って、それはもう要請というか、そう思います。

◎**沢田管財課長** 有意義な御提言だと思います。特にここ、先ほども説明の中でも詳しく御説明させていただいたところで、この計画のポイントだと思っておりますので、より問題意識が浮き出てくるような形での見せ方というのは工夫をさせていただきたいと思えますし、あと、西暦、和暦のところでございますけれど、いろんなソフトを使った関係でどうしてもこうなってしまうかもしれませんが、できるだけこれを合わすようにしたいと考えております。

◎**橋本委員** 有効活用の推進方針と、統合や廃止の推進方針、これについては、ライフサ

イクルコストを可能な限り最小化するための一つのツールだとは思いますが、ここに行政財産についても、余剰スペースの情報を全庁的に共有することで他部門での活用等の有効活用を検討するという形が、イメージとして、例えば行政財産として一つの建物を位置づけられていたのを、ここは使っているけれども、こっちは使っていないので、これを目的外使用にも、使えるようするという意味合いでとっていいんですか。

◎**沢田管財課長** 行政財産の有効活用の部分でございますけれども、今回の計画策定に際しまして、全庁舎の余剰スペースの調査を行いました。その結果、大きなスペースというのは、残念ながら出てまいりませんでしたけれども、多少余ったような施設もございましたので、そういった情報を全庁的に共有して、よくあるのが、倉庫がないでありますとか、いろんな部屋が欲しいとかというところがございますので、そういったものを他の部署で使えるようにしたいということでございます。目的外使用を促すという趣旨ではございません。

◎**橋本委員** それと統合や廃止の推進方針の中で、1つは、県有施設に限らず、国や他の地方公共団体及び民間等との連携についても検討していくというふうにありますけれども、例えばの話なんですけど、学校に対して、清水だったら清水高校と中学校がございませぬ。清水高校は南海トラフ地震の津波が直撃するので、非常に危ないところにありますから、それを高台に上げるために、例えば一つのスペースがない、ヤードがないので、何とか中学校と一緒に、中高一貫の中で併設できないかとかという形が出てくるんだろうなと思います。それだけではなくて。いろんな意味合いにおいて。そのときに例えば市町村の縄張り、それから県の縄張りが一緒に共有するということになっちゃうじゃないですか。その辺の壁の取り外しというのが、どういう形で考えられているのかなど。

例えば、中高一貫の県中とか、県が主体になってそこを統括していくじゃないですか。でも、例えば市立ということになると、また違うかなとかいろんなことがあったり、その辺の壁の問題はどうなんでしょうね。

◎**沢田管財課長** 現在、新図書館は高知県と高知市との合築という形で進めておりますが、委員おっしゃられるように、それぞれの役割でありますとか施設的な区分でありますとか、さまざまな課題があろうかと思っております。

今回、この計画で示させていただいておりますのは、そういうことについても積極的に取り組んでいこうと、検討していこうと。さらには民間施設との連携、そういったものまでも検討していきましょうということを示させていただいております。お話のありました清水高校と地元小中学校とかといったことは、いろんな課題があろうかとは思いますが、それを一つ一つ検討していこうというのが、今回のこの計画でございます。

ただ、個別の課題、それはいろいろあると思っておりますけれども、ここでこういったものがあるというのは、ちょっとなかなかお示しすることは難しいと考えております。

◎橋本委員 地元の話ばかりして申しわけないんですが、清水の土木事務所がある庁舎があります。それが上に上がります。そこがあくということで、あそこは耐震化もきちっとされています。でも、浸水域であるので非常に問題があるとは思っています。でも、例えば清水の商工会議所なんて耐震性がないわけですよ。でも、建てかえたいんだけどもお金がない。助成的な事業もなかなか見つからないということがあって、そういう形というのは清水だけではなくて、非常にそれぞれの市町村あるんだろうなと思います。

そういうふうな状況があれば、率先してそういう形を県のほうからモーションもかけていただいて、有効的な利活用についてのお話し合いもしていただければ、ありがたいなと思うんですが。

◎沢田管財課長 浸水区域にある建物の有効活用、これは非常に今後大事になってくる課題だと思います。浸水区域にあるということで移転を進めておりますけれども、そこはあいたスペースになっておる。一方で、リスクがある建物であるということで、あいているから直ちにすぐ使えるということにもなかなかならないかもしれませんけれども、あいておりますので、もったいないというのも一方ではございます。そこは、それぞれ利用する主体と慎重に話し合った上で活用を進めていければ、よろしいんじゃないかなと考えております。

◎桑名委員長 この管理計画、私はもっと早くやったらよかったのかなと思っております。皆さん方それぞれの立場であろうかと思っておりますけれども、これは長期的にどうするかということで、個々の問題というのは、その時々皆さんが検討したらよろしいかと思っております。

やはり大事なことは、後世に何を残すのかといったときに、余り使わなくなった建物を残すのか、借金を残すのかといった観点も必要だと思いますし、何を残していくのかということも、また県の中でも考えていってください。使命を果たさなければならないものは残さなくちゃいけないし、もう使命は終わったものもあるわけでございますので、そのところは、また住民の意見を聞きながらやっていただければと思います。

私は、さらに、この管理計画を練り上げてすばらしいもの、これを残してもらいたいと思います。

以上でございます。

質疑を終わります。

次に、高知県PPP／PFI導入検討規程（案）について、財政課の説明を求めます。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 財政課執行管理室でございます。

私からは、高知県PPP／PFI導入検討規程（案）について御報告させていただきます。

資料は、報告事項の財政課の1ページ、インデックスのついたページをお願いしたいと

思います。横のポンチ絵になっております。

先ほどの総合管理計画の方針に沿った対応が前提となりますが、高知県PPP/PFI導入検討規程を本年度内に策定し、PPP/PFIの導入を検討するためのルールを設けようとするものでございます。後ほど御説明させていただきますが、この規程により検討の対象となった事業は、その事業ごとに導入の可否について検討することとなります。

まず、左の1、PPP/PFIの概念について御説明申し上げます。

PPPとは、官民が連携して最適な公共サービスを提供する仕組みで、指定管理者制度やPFIなどを含む幅広い概念でございます。その中に含まれますPFIについては、民間の能力や技術を活用することにより公共サービスをより安く、またはより上質に提供する手法でございます。

左の従来型公共事業の図をごらんいただきますと、設計、建設、維持管理について仕様を定め、それぞれ発注していますが、右のPFI事業につきましては、企画・計画、いわゆる基本構想的な部分までを県で行いまして、その後の資金調達から設計、建設、運営までを一括して、仕様を定めない性能発注を行うこととなります。このことによりまして民間のノウハウを生かし、コストの低減やサービスの向上を図るという仕組みでございます。

次に、なぜ規程を策定して検討するかということですが、右の2、PPP/PFIの積極的導入に向けた全国的な動きをごらんいただきたいと思います。

経済財政運営と改革の基本方針の、いわゆる骨太の方針2015になりますが、PPP/PFIの積極的導入は、2020年度のプライマリーバランスの黒字化を目指す上での重点分野の一つと位置づけられまして、その下の左の小さな箱にありますが、あわせて国や人口20万人以上の地方公共団体において、PPP/PFI手法の導入を検討する仕組みを構築するとされました。

そこから下に矢印が出ておりますが、このことを踏まえまして国において、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針が策定されまして、平成28年度内にその趣旨に沿った形で検討規程を策定するよう各省庁、地方公共団体に要請があったところでございます。

こうしたことから、来年度から全国的にPPP/PFIの導入あるいは検討の加速化が見込まれておりまして、本県といたしましても検討規程を策定することとさせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。

3、本県におけるPPP/PFI導入の目的でございますが、1点目といたしまして、民間の知恵・資金等を生かした公共サービスの効率化及び質の向上、2点目といたしまして、県内での新たな事業機会の創出、そして民間投資の喚起の3つの観点から積極的に検

討を進めてまいりたいと考えております。

4、検討規程の策定に当たりましては、国から示された規程のひな形をベースに策定しておりまして、全国的にはほぼ同内容となる見通しでございます。

次に、中ほどの5、本県の検討規程の骨子をお願いしたいと思います。まず、検討の対象事業につきましては、建築物、それからプラント、利用料金徴収を行う公共施設等のうち、一定の事業費基準を満たすものとした上で、既に事業着手している場合や、災害復旧事業や南海トラフ地震対策、そして事業効果の観点から直ちに着手すべきと判断される事業など、緊急性の高い事業については除外するというようにしております。

事業費基準につきましては、下にありますが、検討を始めるきっかけによりまして、2パターンに分けられるところがございます。1つ目は、施設の新設または改修をきっかけとして検討する場合で、整備等に係る事業費の総額が10億円以上のもの、2つ目は、施設の運営等の見直しを行おうとする場合で、単年度の運営費等に係る事業費が1億円以上のものが、それぞれ対象となります。

検討の対象となった事業は、次に適切な手法の選択を行います。具体的なその事業の特性や規模などを踏まえて、整備と運営をセットで発注するのか、あるいは整備のみ発注するのかなどを検討いたします。この手法の検討に当たりましては、規程の本文に、県における先行事例を踏まえて、その設定に留意する旨を明記しているところでありまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

そして次に、簡易な定量評価を行いまして、従来手法と比較して費用面で有利になるかなどを確認し、最終的にコンサルによる詳細な定量評価を経て、導入するかどうかを決定するという流れになります。

ここまでの規程に関する内容で、運用上の留意事項を下の6に整理させていただいております。大きく2点ございまして、まず左側の高知医療センターのPFI契約解消時にまとめられた教訓を踏まえた対応が不可欠と考えております。

具体的には、①として、提案募集時の条件について官の考え、応募提案の内容に対する民の責任について、官民の相互理解を徹底すること。②に、起こり得る環境変化やリスクについて十分な想定と、それに対するリスク分担をあらかじめルール化すること。③として、経営環境に大きな変化が見込まれる事業については、PFIの手法と契約期間の設定について慎重に検討することが教訓とされていることから、これらを踏まえつつ、その他、実務面における教訓につきましても、PFIの取り組み事例がふえた現在では一般的に行われているため、先行事例を参考に運用してまいりたいと考えているところです。

最後に、右側の県内事業者の参加機会を確保する観点でございますが、発注に関しましては、県の通常の公共事業と同様といたしまして、県内の民間事業者の参加機会の確保に努めてまいりたいと考えております。また、県内の関係団体や事業者にはPPP/PFIの

ノウハウを習得していただくために、来年度、産官学金から成るプラットホームを設置し、県内事業者参加のもと関係者の連携の強化を図るとともに、研修会等を通じまして県内事業者による受け皿づくりを進めてまいりたいと考えております。

次のページから規程の本文を添付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

なお、運用開始は平成29年4月1日からを考えております。

説明は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 本県は、医療センターでトラウマになっていますからね、本当にある意味、先進的な形でチャレンジをしましたけれども、うまく運営することができなかった。先ほどの御説明にもありました留意点で、そのことも記されてありますけれども、しかし、大きな時代の流れで、先ほどの公共施設のインフラ整備をどうしていくかということ、財源が要ることありますから、そういうことを踏まえると、このPFIの導入というの、一つの大きな流れでもあるわけですから受け入れていくべきでしょうけれども、やはり教訓は教訓としてしっかり、もうその教訓を経験している世代が県庁の中では少数派になっていると思いますね。ここ四、五年の間に、そういう方たちがいなくなってしまうと教訓が生かされなくなりますから、そういう意味では教訓をしっかり引き継ぎながらPFIを導入して、公共インフラをしっかり維持していく選択肢になろうかと思っておりますので、そういう部分ではしっかり取り組んでいただくことが大切だろうと思っておりますね。

◎三石委員 関連して。

高知医療センターでの教訓を踏まえた対応と、こう書かれとるけれども、もう一遍、その教訓とはどういうものであったのか、復習の意味で私自身も勉強したいんですけど、そのあたり、詳しく教訓を言うていただけますか。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 先ほどの資料の6ポツのところをごらんいただきたいと思っております。

①の部分です。提案募集時の条件について官の考え、応募提案の内容に対する民の責任について、官民の相互理解を徹底することというところがございますが、医療センターがうまくいかなかった大きな原因が、提案募集時に、民間がコストを下げるための提案がされます。そのときに出された、具体的に申し上げますと材料費の関係なんですけれど、これが当初の提案よりかなり高くなってしまったというのが大きな原因でございます。提案をいただいたわけなんですけれど、それに対するSPC側の責任というのもちよっと曖昧なところがございまして、最終的に両者の協議が調わなかったというところが1点目でございます。

2つ目の②のリスクのところですけど、ここは、その提案内容がうまくいかなかった

場合にどういった責任のとり方をするのかというところも、明確になっていなかったというところでは。

3つ目は、病院というのはかなり複雑な経営ということでして、経営環境に大きな変化があるというところから、当初の提案時に読めなかった部分が生じてきたというところから、計画が狂ってきたというところがございます。

この辺は、医療センターの場合は、PFI法が成立して間もないころの例でして、全国的にもトップランナー的に走り始めたものでございます。特に病院PFIでは第1号ということで、ほかに参考にするものがなかったというところがございます。ただ、今現在、PFI事業というのはこれまでに500件近く出てきておまして、この医療センターの事例も各県が参考にして、いろんな対策が練られているところです。仕組み的にも、かなりこの辺の部分、制度的につけられている状態ですので、この辺は契約時にしっかり対応できるかなと考えております。

◎池脇委員 私は、この医療センターの立ち上げからずっとかかわってきて、それからオリックスとの契約を解消するという場面もずっとかかわってきて感じたことは、まずオリックス、こういう民間は基本的に、公共事業に参入した場合にリスクをとらないと、利益はとると、ここがはっきりしておりましたですね。ところが、契約の段階ではその説明というんですかね、どこを選ぶかというプレゼンの中には、プレゼンの中には、そのあたりが非常に目標設定、利益を上げるという部分での目標設定は出すんですけども、期限を入れてなかったですね。ですから、20年後に目標を達成しますと、で黒字にする。20年間赤字であっても、その間は全部責任は問えません。それはもう全部行政のほうでとっていただきたいと。だから、その意味では運営という部分について、黒字化を達成するということではPFIと県市側とで、話がなかなか平行線で進まなかったと。それをずっと引きずってきたということがありますね。だからここで、リスクの分担のルール化というのが非常に大事になってくる。最初に契約するとき、ここをしっかりとやらないとだめだと。

ですから、今回も適切な手法の選択ということで整備・運営の部分と、それから整備のみ、あるいは建物をつくる。ハード面とソフト面と分けて一体化して契約をするのか、ハード面だけで契約して、ソフト面は直営でやるのかというような、この部分での選択が非常に大事になってくると。その際、これ見た場合に詳細な定量評価ということで、国の簡易試算表とか、あるいはコンサルの意見などで評価をするということ。けれど、これは同じようなことを医療センターでもやってきた経緯がありますよね。だから、それをそのまま使っていたんでは、また同じような墓穴を掘ってしまうということで、この中にも、もう一つ何か判断する材料を入れておく必要性はあろうかと思えますね。

そういう意味では、教訓というのはきちっと、ある意味、細部に至っての部分で

継続して伝えておく必要性があるかと思えますね。大ざっぱなことではなくて具体的なことで、こういうことで非常に難渋したんだよということ。それで結局、最終的には解消するということで契約不履行ということになって、その補償の問題も出てきましたのですからね、非常にいろんな意味ではややこしい問題。それからオリックスとの関係性も、何となく当初はよかったんですけれども、ぎくしゃくしていかなくなったと。信頼というものも失われていったということがありますから、民間は、絶対ボランティアでこういうことには参加しないんだと。こういう公共の部分で利益を上げようと、もうけようとして来るんだということを絶対忘れちゃいけないと。そのことが県民のサービスにどうつながっていくのかということって、非常に見づらいと思えますね。

だから、図書館なんかでは全国的に広がってきていますけれども、図書館で指定管理でやったりする場合に、本来図書館がやるべきこと、これは図書館司書の質を向上させなくちゃいけない。ところが、PFIで頼みますと、司書は派遣とかというような形で雇われますから、1年とか2年の経験を積んだ段階でかえられる。常に費用の面でかわりますから、そうすると図書館を利用する市民とか県民にとってみて、果たしてサービスが向上したかどうかということとは言えないわけでね。ただ、いろんなアトラクションみたいなことで、目先のことで、今までの図書館とちょっと違う新しい行事をやってくれるということで、よくなったわねという印象は与えますけれども、実態的に本当に図書館の行政が進化していく、あるいは発展していったかというのはなかなか見えないと思えますね、人の関係ありますから。

そういう部分も出てきますので、この事業も一体化して任せていっていいのかということも、やはりしっかり慎重に議論をして、その上で最良の判断をしていくべきだろうと思えます。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 委員御指摘の点でございますが、新図書館の建設時におきましても、運営をどうするのかというのが大きな論点でございました。直営でやるのか、もしくは、手法としてはその当時、指定管理者制度も検討しておりました。委員御指摘のように、図書館のあり方を考えた場合に、司書の方を中心とした専門的な知識を持って運営をしなくちゃいけないという判断のもとから、直営という決定をしたわけでございます。

この手法の選択、運営もお願いするのか、箱だけつくっていただくのかというところは、そういった観点から慎重に検討してまいりたいと考えております。

◎金岡委員 似たような話なんですけど、まず県下ですね、県内での新たな事業機会の創出と、それから民間投資の喚起と、こういうふうに書かれています。

建物を建てるという業者は数多くありますし、運営をいろいろされる業者もいらっしやると。その両者を一つでやれる業者は、私はいないと思えます。そこら辺はどのように、

要するに一つの企業体を組んでもらうのか、どういう形態でやられようとしているのか。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

上に、1として目的を掲げさせていただいてまして、その2行目ですが、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供及び県内の民間事業者の参加機会を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とさせていただいています。

ここの県内の民間事業者の参加機会を確保というのは、実は国のひな形には入っていないところをごさいます、高知県独自のものをごさいます。県内企業優先の考え方を明確にした部分ということになります。

で、WTO対象事業以外は、入札参加要件として県内企業に限定することが可能です。委員が心配されているSPCの代表につきましても、内容によっては県内企業にやっていただく、そこに限定することも可能と思いますので、可能な範囲で県内企業で完結するようにやっていきたいと考えております。

◎金岡委員 そうすると、ここに書かれておる産官学金というんですか、から成るプラットフォームを設置し云々と書かれていますけれど、ここが極めて重要になってくると思いませんね。

オリックスさんのような大きなところは、かなりのところは全部できると思いますけれど、県内の企業で、そしたら全てができるかといったら、かなり厳しいんじゃないかなと思いますので、ここの研修をわかりやすくやらないといけないと思うんですよ。

あっさり申し上げまして、こんなこと言うたら変な話なんですけど、PPPって何のこっちゃろうと。パブリック・プライベート・パートナーシップというたら、そしたら、これは何ができるんかというようなところから始まると思うんですよ。日本語で書かれていないから、これは訳したら、どこまでの範囲なのかと。そこら辺も、まだわからないような状況でやらないかんわけです。極めてわかりやすく、それから深くやらないとできないと思うんですが、それはうまくいけそうですか。どうでしょう。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 委員御指摘のプラットフォームについては、これなしでは、県内事業者さんというのはようついでこないと考えております。国のほうからも、全国にプラットフォームを構えて、地域でこのPFIがまうようにつくりなさいというのが、多分出てくると思います。

実はこの規程をつくるのが、県内では高知県と高知市の2団体ということになっておりまして、共同でやっていこうと考えております。そこに建設業者さんとかコンサルタント会社とか、整備面とかそういった業者さんも参加していただいて、全国の先行事例なんか、それから提案の内容とか参考にしながら、ノウハウをお互い高めていきたいと考えております。

◎金岡委員 しっかりやっていただきたいと思います。

◎横山委員 この概念に書いている言葉で、同一水準のサービスをより安く、または同一単価でより上質のサービスを提供する手法と、そもそも論になるんでしょうけれども、民間がやることによって安くなって、さらによくなるというのは、公共とどう違うという定義があつて、そういう先例でも構いませんが、どうですか。そちら側の立場からしてどういふふうに捉えていますか、この定義を。PPPをやると、PFIをやると安くなり、さらにサービスがよくなるという文言について、それはどう思いますか。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 委員御指摘の点でございますが、まずコストの関係でございます。コストの関係につきましては、性能発注という形で発注させていただきます。

例えば、仕様発注で申し上げますと、エアコンを入れる場合ですけど、仕様発注の場合は何キロワット、この出力のエアコンを入れてくださいねという発注の形になりますけれども、性能発注になりますと、28度にキープできるエアコンを入れてくださいという発注になります。そういう提案を受けて、企業側がどのぐらいの出力のエアコンがいいのかとこのを検討していただくと。もしかしたら、仕様発注やったら100万円かかるものが、そこで80万円のスペックで終わるとか、そういったところの積み重ねでコストをしていくと。あと、サービスにつきましては、もう指定管理者制度でかなりやっておりますので、運営の仕方とか、あと営業時間の関係とか、そういったところですね、県が直接やるよりは随分改善できると考えております。

◎横山委員 その説明でよくわかりましたけれども、やはりそこで、先ほど池脇委員も三石委員も言われていたみたいに、企業というのはどうしても利益の最大化というのが、それはもう企業の根源的な論理ですから、そこにおいて、このPFIをやるにおいて、ここにどうしても入らないかんののは、先ほど県内企業とかいろいろ言われていましたけれども、CSRの概念、企業の社会的責任というところがないと、恐らくどこまで行っても、どこかでぼろが出てくるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。だから、県内企業を使うということが、それはとうといことではあるけれども、一番重要視しなければならないのは企業のCSRですね、やはり県民であったり仕入れ先であったりという、さまざまなサプライヤーがおるわけですから、そこに対して社会的責任をしっかり持って、より安く、より上質なサービスを提供するという概念がこの中に盛り込まれていないと、県内企業やっているからいいでしょうというような話では、僕はないと思うんで、このプラットフォームの中で必ずそういうことをですね、CSRの担当者を必ず置くとか、PDCAサイクルを回していくとかということを経営に必ず入れていく、そのような高知県版のPFIにしてもらいたいと思いますけれども、どうですか。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 重要な御指摘だと思いますので、そこはしっかり対応してまいりたいと考えております。

◎米田委員 いろいろ言いとうてあれなんです、もともこのPPP/PFI、それから民間の活力が出されてきたのは、私たちの考えとしては、大手企業の仕事づくりという側面が非常に強いわけです。もともとPFI事業は、イギリスで手法が導入されたわけですが、日本へ渡った場合には、もう大手企業の仕事づくりのそういう手法として尊重されているわけですが、私は率直に言って、今池脇委員も言われましたが、私も医療センターの議員になっちゃったんですが、たしか材料費が13.4%、これでやりますよと、全く約束守られずに30年間で3,000億円やったかね、こんな契約をしたわけで、解約せざるを得なかったわけです。そういうのが1つと。

もう一つ、決定的なのは、オリックスが医療という分野は素人なんです。SPCは入ってきたとしても、結局、それを管理する職員がまた新たに要するという医療経営からしたときに、そんな素人、幾ら大手といえども素人が、医療センターらの大きな600ベッドの病院を回すことできません。ですから、公の施設、命を守り、住民の福祉の向上ということを中心にしている施設の目的、性格からいいますと、大手の企業が入って利益優先でやれない施設がたくさんあるわけですよ。今池脇委員言われましたけれど、図書館ももっと指定管理で進むと思ったけれど、結局進みませんでしたね。全国的にそんな利益を出しているところじゃないということで、直営なり直指定でほとんどやっているわけですよ。

有名な佐賀の何とかというところはTSUTAYAが入ったりしてやっていますけれど、珍しいことであっても、本当にサービスが行き届いているかというたら、いろいろと問題あるので、私はこの検討規程の文書も訂正してもらいたいと思いますけれど、従来型手法に優先して検討するという、こういう打ち出し方は、僕はこれから間違っていく可能性があると思うので、ここまで書く必要はないと思います。

それで、今横山委員も言われましたけれど、民間事業者は利益がないと参加しません、絶対に。だから多くの公の施設は、利益を生み出すためにつくったわけじゃないんですよ、もともとね。そのことからすると、本当にこういう事業としてうまいこといくのかということと、民間事業者の参加機会をふやすとか確保するとか言うていますが、その保証ないじゃないですか。地元企業がこのPFI、PPPによって、それをやらんよりも、これでやったほうがたくさん仕事とれますよという、何か決定的な保証ありますか。ないと思うんですよ。あったら言うてもらいたい。

ほんで、頑張っって高知県は、国と違う文言を入れたといいますが、その保証、何ら仕組み、あるいは制度的にないでしょう。うとうちゅうだけじゃないですか。それ、聞いておきたいですが。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 2点御指摘がございました。

1つ目が、優先的に検討するという部分でございますが、これは国のほうからも話があったわけでございまして、まずはPFIを検討するんだということでございまして、必ず

しも導入するというわけではございません。

ほんでもう一つが、県内発注というところではございますが、これは先ほども少し説明させていただきましたけれども、入札参加要件で県内企業に限定することは可能です。特殊工事なんかが入ってくると、どうしても県外の業者さんに手伝っていただくということはあろうと思いますけれど、その辺の考え方は、通常の公共事業の発注の形とさせていただきたいと考えております。

◎米田委員　しかし、整備等に係る事業費の総額10億円以上のものを、県内企業で限定はできんでしょう。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長　それは、個々の物件によって検討するということになります。これは通常の土木の工事なんかでも同じ考え方を持っています。

発注する際には、県庁内にワーキンググループをつくって、そこに土木部も参加した上で、その枠組みなんかは検討する仕組みも考えておりますので、そこで、どういう形になるのかというのは判断させていただきたいと考えております。

◎米田委員　土木の建設事業では、10億円以上のものについては、国際調達の関係で県内企業に限定して入札できないと思うんですが、またそれは専門的に資料あったら教えてもらいたいと。

そういうことがあって、私の記憶ではごく最近でも、土佐清水の足摺のトンネルをつくるに当たって、片一方からそれぞれ違う企業が5億円余りのそれぞれ工事にして、それぞれから迫ってきて一本のトンネル、一括でやれば10億円超えますから、いわゆる分離分割発注ですかね、そういうことをわざわざやったわけですよ、県が知恵を使うて。だから、そういうこと考えたときに、僕は地元、いわゆる民間の県内の事業者が優先的に参加機会を保証される、ふえるという制度的な仕組みはないと理解していますので、間違うちよったら、また言うて。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長　委員御指摘のWTOにつきましては、24.7億円から対象になってくるということではございまして、10億円以上24.7億円未満の部分については、十分要件設定で県内企業に限定できると考えております。

◎米田委員　でも、それやったら、この制度、PPP/PFI導入しなくてもできるじゃないですか。これを導入することによって機会がふえると言うわけですから、そうやないでしょう、それやったら。何もPPPを導入しなくても、地元企業を守り、機会をふやすことできるじゃないですか。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長　そこは、資料のほうにも書かさせていただいていますが、3ポツのところですね、導入の目的ですけど、いろんな導入する目的がございまして。1つ目がやっぱりコストの関係、それから質の向上の関係なんかもございまして、この辺も含めてやっていきたいと考えております。

◎米田委員 意見が違うんであれですけど、でも、この2番目の丸のところは、県内の新たな事業機会の創出というのが2つ目の目的になっていますからね。

◎梶総務部長 私自身、理解するのに時間がかかりまして、恐縮です。

本体の資料3ページの目的のところに書いておりますけれども、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り云々というところの新たな事業機会の創出のところを、概要資料ポンチ絵の今御指摘のところに抜かせていただいております。

この趣旨は、県内事業者の発注の機会を確保するということは、先ほど来室長が申し上げているとおりでございますけれども、そのPPP/PFIという形式を採用することによって、先ほどの性能発注の話をさせていただきましたが、より民間のアイデアを生かしやすいだろうと、そのことが事業創出につながるのではないかと、事業機会創出につながるのではないかとという観点から申し上げております。

委員御指摘のとおり、制度的に担保されているかといいますと、PPP/PFIですと民間のアイデアをより使いやすくなるという考え方のもとに、この表現を書かせていただいておりますので、制度的な保証という意味では少し違うかもしれませんが、私どもの考え、思いは今申し上げたとおりでございます。

◎米田委員 ちょっと意見が違うとあれなんですけれど、ただ、さっきも室長が言われるようにPFIで、この間500事業をやられているといいますけれど、多くはないんですよ。高知県の医療センター、あるいは滋賀県の病院とか、たくさんのいろんなPFI事業に対する疑問、それから効率的な財政運営ができなくて、撤退したりやめたりしたケースもあるわけですよ。それでもなおかつやれやれというきゆうわけで、それはもう本当に財政、あるいは公の施設のあり方としたときに、慎重に検討していただきたいということを強く申し入れしておきたいと思っております。

だから、医療センターも本来の医療という分野でね、それは直営で、医療の核である医療行為、看護行為は直接やるということを県に、当初からPFIのときもそうなんですけれど、みずからそのことを運営していくということで頑張っているわけですから、本当にそれぞれの公の施設の性格、そういうことも踏まえた上で検討をぜひしていただきたいと思うんで。

ほんで最後、この規程というのは、これはどういう位置づけなのかと、条例でもないし、規則でもないし、規則からいえば、まだ低いレベルのあれなのか、この規程というのは守らなければならない、守らんと罰則があるとか、どういう位置づけなんですか、その法体系上。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 罰則があるとかということはございません。内規に当たるものと考えておりまして、現状で言えば、指定管理も同じような指針を持っていますので、その横並びのルールになります。

◎依光副委員長 この点については、性能発注というところで、仕様書発注の場合は、行政側が一定理解があって、その行政側の頭の中で発注していくということで、性能発注することによって、いろいろな住民サービスが向上するという視点を大事にして、ぜひともやっていただきたいと思います。

◎米田委員 抽象的な話になってしもうてあれなんですけれど、実際に当面、こんな事業が検討されますよって、それを具体的に聞こうと思うて、どんなんがありますかね。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 具体的な案件ですか。

◎米田委員 そうそう。優先で検討せないかんという。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 残念ながら、今具体的な案件はございません。

◎梶総務部長 既に着手しているものは、この対象外と書かせていただいておりますけれども、今着手していないものは当然あり得るんですけれど、今予定しているものはない。着手していないもので、予定をしていると御説明できるものは全くない状況でございます。

◎横山委員 さっきから性能発注という言葉がよく出てきますけれど、いわば公共で発注する工事は、検査受けて、その工事の大体は規定をされていますけれど、材料規定はされていますし、当然品質証明をつけて、検査官に手前にこれを使いますと、ちゃんとしっかりした品質を持った材料ですという承認受けてから工事していくんですが、要は、コストカットコストカットでやってですよね、やはり製品の質が、できたと言うたら構造物、工作物の質が悪くなるというような懸念もありませんか。性能発注性能発注って言うけど、そこら辺はしっかり担保するようなことにせんと。箱物やったら長い目で見ていくんで、そこら辺のところの一つ管理ということも、どっかプラットホームとかそんなところでしていかなと、いかなのかなと思いますけれど、どうでしょうか。

◎中嶋財政課企画監兼執行管理室長 重要な御指摘と思います。

先行事例が多数ございますので、どういったチェック体制をしているのかとか参考にさせていただきます、しっかりやっていきたいと考えております。

◎池脇委員 当面ないっておっしゃったけれども、いわゆるエコサイクルセンターなんかの建てかえが出てきますよね。あそこなんかも10億円以上だろうと思うんですね。だから、こういうのは出てくると思いますよね、当面では。

前回、今のエコサイクルセンターでも一番重要なのは遮水シートの問題で、議会でも議論させていただいたんです。特記仕様で書かれていたにもかかわらず、実際にはそれに準ずるといような形のものを使用されて、それで議会で、品質はどうなんだと、検査も試験結果も出ていないようなものを、急遽それを検査するとかというように、議会で取り上げてなかったら、そのシートはそのまま使われておったということになりますんで、これは非常に大事なことだろうと思いますよね。その遮水する、この間、燃えましたわね、あ

あいうようなことが起きたときに、それを修繕するシートが保存されているかどうかもわからないんですよ。ですから、施設の問題も含めて、きちっと慎重に一つ一つ議論をする必要性あるかと思えますんで、そのあたりは、これを導入するちゅうか、これは国の方針で受け入れていくわけですけれども、採用については、本当に慎重な議論を重ねた上で決定していただきたいということを要請しておきたいと思えます。

◎桑名委員長 以上で質疑を終わります。

総務部を終わります。

《会計管理局》

◎桑名委員長 次に、会計管理局について行います。

最初に、議案について会計管理局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思えますので、御了承願います。

◎福田会計管理者兼会計管理局長 会計管理局の所管する議案の概要につきまして御説明いたします。

今議会に提出しております会計管理局所管の議案は、平成29年度高知県一般会計予算など予算関係議案が9件でございます。

まず初めに、平成29年度当初予算について、お手元の当初予算及び補正予算のドッチファイル、資料No.②議案説明書の569ページをおあけください。

平成29年度会計管理局一般会計の予算総括表でございます。

会計管理課が3億4,315万2,000円と、対前年度7.7%の減、総務事務センターは3億9,984万3,000円で、対前年度15.4%の増となっております。会計管理局全体では7億4,299万5,000円、対前年度3.4%の増となっております。適正な会計事務と効率的な事務の推進に引き続き取り組んでまいります。

次に、745ページをお開きください。

会計管理局では、表の一番上、収入証紙等管理から5番目の会計事務集中管理までの5つの特別会計を設けております。後ほどそれぞれの特別会計について各課長から説明いたしますが、会計管理課では収入証紙の管理を行っており、総務事務センターでは職員給与の支給や旅費の集中処理、用品等の調達、共通経費の支払いの特別会計を設けて事務の集中処理を行っております。

会計管理局の平成29年度当初予算案につきましては以上でございます。

続きまして、平成28年度補正予算について御説明いたします。

同じ資料のNo.④議案説明書（補正予算）の283ページをお開きください。

今回、一般会計で総額964万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは事務費等の所要額の減によるものでございます。

続きまして、同じ資料の349ページをお願いいたします。

用品等調達特別会計は所要見込み額の減によりまして、1億2,650万円の減額をするものでございます。

次に、352ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計は所要見込み額の減によりまして、2億8,400万円の減額をするものでございます。

会計管理局の平成28年度補正予算案につきましては以上でございます。詳細につきましては各課長から説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本日、あわせて報告事項が2件ございます。1つ目は、印刷物請負契約への最低制限価格の導入等について、2つ目は、旅費システムの公署位置登録誤り及び対応について御説明をさせていただくもので、詳細につきましては担当の総務事務センター課長から説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

〈会計管理課〉

◎桑名委員長 それでは、会計管理課の説明を求めます。

◎戸田会計管理課長兼会計支援推進監 それでは、お手元のドッチファイルの資料No.②議案説明書（当初予算）の570ページをお開きください。

まず、一般会計の平成29年度当初予算案の歳入予算につきまして御説明いたします。

上から3行目の（1）支払未済資金は、自動車税などの還付金を債権者に対して送金通知書により支払いを行ったものの中で、金融機関への送金後、受領されないまま1年経過した未払いの資金について歳入に受け入れるものでございます。

次のページ、571ページをお願いします。

歳出予算のうち、主なものにつきまして右側の説明欄に沿って御説明いたします。

2の会計管理費は、歳入歳出予算などの執行に伴う出納事務や現金の出納保管などに係る経費、各所属の会計事務が円滑かつ適正に行われますよう支援し、確認するための検収や検査、決算の調製などに要する経費でございます。

上から5行目の金融機関調査委託料は、公金の保管、運用を安全に行うために、公金を預け入れる金融機関や証券会社の経営状況の調査を専門機関に委託して行うものでございます。

次の財務会計システム運用等委託料は、財務会計事務を効率的に行うために財務会計システムの運用保守管理を委託するものでございます。

1つ飛ばしまして、事務費の主なものとしましては、会計管理局の臨時職員の賃金、コピー代などの庶務経費のほか、指定金融機関などに対する収納事務の取扱手数料や県証紙の印刷経費などがございます。

3の収入証紙等管理特別会計繰出金は、特別会計で管理しています収入証紙の経理を行う上で証紙売りさばき手数料など一般会計で手当てする必要があるものについて必要な繰り出しを行うものでございます。

一般会計については以上でございます。

次に、特別会計について御説明させていただきます。

同じ資料の750ページをお開きください。

こちらは、収入証紙等管理特別会計の歳入予算でございます。

節欄の区分の(1)一般会計繰入金は、先ほど御説明いたしました一般会計から繰り出したものを受け入れるものでございます。

その下の(2)証紙売りさばき収入は、売りさばき人が県に支払う証紙代金でございます。

次のページ、751ページの歳出でございますけれども、右端の説明欄の1償還金は、証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに、証紙と引きかえに証紙購入代金をお返しするものでございます。

次の2一般会計繰出金は、各所属に使用料・手数料として納付された証紙を、各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対して払い出しを行うものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、次に、平成28年度補正予算案について御説明いたします。

お手元の資料の資料No.④議案説明書(補正予算)の285ページをお開きください。

この説明欄のとおり、会計管理費を減額補正するものでございます。これは当初、非常勤職員を配置する予定でありましたところ、業務に精通した再任用職員を配置することといたしましたので、不用となりました報酬及び共済費につきまして減額するものでございます。また、職員が病気休暇や産前産後休暇などを取得する際に代替の臨時職員を雇用するために計上しておりました賃金及び共済費につきましても、不用となりましたために減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈総務事務センター〉

◎桑名委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。

◎河岡総務事務センター課長 それでは、総務事務センターの一般会計及び特別会計の予算につきまして御説明をいたします。

まず、平成29年度一般会計当初予算でございます。

お手元の資料№②の議案説明書（当初予算）の573ページをお開きください。

総務事務センター費の歳出でございます。右の説明欄に沿って御説明をいたします。

1の人件費の一般職給与費は、総務事務センターの一般職の職員23人の人件費でございます。

次の2の総務事務センター費につきまして、順番に説明をいたします。

最初の物品管理システム改修等委託料につきましては、本庁の用品調達と本庁及び出先機関の備品を適正に管理するための物品管理システムにつきまして、平成26年度に締結をしております再開発と、平成30年度までの運用保守をあわせた契約の平成29年度の運用に係る経費と、あと情報政策課が情報セキュリティ対策の抜本的強化ということで進めております県庁ネットワークの分離にあわせて、平成29年度に物品管理システムをインターネット系接続ネットワークとして分離するためのシステム改修経費を計上しております。

次の総務事務集中化システム運用保守等委託料につきましては、臨時職員と非常勤職員の雇用手続や賃金等の支払い、公共料金等の共通経費の支払い、職員の休暇届や時間外勤務等の勤務実績管理など、総務事務を集中化しまして効率的に行うための総務事務集中化システムの運用保守を委託するものでございます。

なお、平成29年度につきましては、先ほど申しました県庁ネットワークの分離に対応するための改修経費と、あと、庁内クラウドが平成28年度に新しいシステムに移行されました、クラウドに入っておりますミドルウェアのJavaも更新をされました関係で、本システムの運用にふぐあいが生じておりますので、そのJavaのバージョンアップに対応するための改修経費もあわせて計上しております。

次の旅費事務センター運営委託料につきましては、職員や外部依頼者の方の旅費の計算から支給に係る一連の事務を行っております旅費事務センターの運営を委託する経費でございます。

次の新旅費システム改修委託料につきましては、旅費システムで利用しておりますJALのオンラインシステムの更新がございまして、それに伴う改修経費と、あと物品管理システムと同様に県庁ネットワーク分離に対応するために、平成29年度に両システムもインターネット系接続ネットワークとして分離するための改修が必要になっておりますので、そのための経費を計上しております。

続きまして、総務事務委託料につきまして説明をさせていただきます。この説明につきましましては、議案の補足説明資料ということで別冊にしております資料のほうをお開きください。

総務事務につきましては、平成19年度から集中的に処理することで効率化が図れる事務につきましては、順次各所属での個別処理から総務事務センターでの集中処理に移管をしております。

現在、臨時・非常勤職員関係事務、共通経費支払事務、給与支給事務、諸手当認定事務、物品の調達から管理事務及び旅費事務につきまして、総務事務センターで所管をしております。

これらの所管事務を、既に外部委託しております旅費事務を除きまして、繁忙期には臨時職員の応援を得ながら全ての事務作業を、現在は職員が実施しておりますが、昨年度から職員が実施している作業内容につきまして、民間活力を活用して外部委託できる作業はないかということで検討いたしました。その結果といたしまして、この資料の中ほど、3番の委託予定業務にあります4つの事務、臨時・非常勤職員関係事務以下でございますけれども、これらの事務につきましては、各事務の最終的な審査や決裁、国等各関係団体への税や社会保障関係の申請などは職員が直接実施する必要がありますけれども、そういう事務を除きまして、前段の前処理とか一次対応に関する業務につきましては外部に委託できるとの結論に至りました。ただし、今回の外部委託に当たりましては、4番の課題と対応策に書いておりますように、一連の事務作業が、委託先のスタッフが行う作業と職員が行う作業に分かれますので、事務の流れが滞りなく流れるように適正な業務の執行を確保することと、委託先スタッフも個人情報記載された資料を扱うこととなりますので、情報セキュリティーを確保することが課題となります。このため、一般的な委託業務では、作業場所は委託先が構えて委託先で作業を行うわけですがけれども、今回の委託業務につきましては、総務事務センターの執務室内に委託先の作業場所を確保いたしまして、委託先専用の端末機やLAN環境等も整備いたします。そういうことで、ハード面での対策を講ずることといたしております。

また、委託業務でございますので、委託先のスタッフを県の職員が直接に指揮監督することはできません。委託先スタッフへの業務の引き継ぎにつきましては、これを確実にまいりまして個人情報保護の意識を徹底してもらった上で、委託先との連携を密にして定期的に検査も行います。さらに、必要に応じて委託先の業務内容をチェックいたしまして、適宜改善協議や指導等を行うことによりまして委託先のスタッフから職員へ適正に業務が流れるよう、ソフト面でも対策を講ずる予定でございます。

このような形で外部委託を行った場合の効果でございますが、5の委託による効果とここに書いておりますように、委託を予定しております4つの事務で、委託できると考えております業務の業務量につきましては、合わせましておおむね職員の7人役、それと毎年繁忙期に応援に来てもらっております臨時職員の30人月分に相当するというふうに試算をしております。

これらの業務を委託する場合、委託先には当然作業スタッフを確保してもらう必要がございます。そのためには、複数年の契約が通常必要になっておりますので、そういうことも考慮いたしまして、3年間委託した場合に必要な経費を推計いたしました。で、委託し

なかった場合に必要な人件費相当額と比較した結果、人件費相当額よりも少ない委託経費で運営が可能であるとの結論に至りましたことから、民間活力を活用し事務の効率化を図ることができるかと判断いたしまして、外部委託を進めることといたしました。

この資料の上段に返っていただきまして、2の契約方法と予算額のところをごらんください。

今回の委託業務につきましては、本年10月から3カ年で債務負担による長期の委託契約を予定しております。予算額でございますが、3カ年の予算総額といたしまして1億4,000万円余りを予定しております。この委託契約の予定価格は3,300万円を超えることとなりますので、一般競争の中でも入札参加者への入札条件として、地域制限などを設けることができない政府調達案件となります。

なお、予算の内訳につきましては、資料No.②の議案説明書の573ページに戻っていただきまして、説明欄のほうをごらんください。

説明欄の総務事務委託料にあります2,800万円余りが平成29年度の歳出予算でございます。

続きまして、議案説明書の575ページをお願いいたします。

債務負担行為で、当該年度提出に係る分でございます。575ページの1段目にあります物品管理システム改修委託料、2段目でございます新旅費システム改修委託料につきましては、先ほど説明をいたしました県庁ネットワークの分離にあわせて、2つのシステムをインターネット系接続ネットワークへ分離することに伴いまして、平成30年度以降の運営経費が増加いたしますので、その分もあわせて債務負担を行うものでございます。

その下でございます3段目にあります総務事務委託料の限度額1億1,000万円余りが、先ほど説明いたしました総務事務の外部委託に係る平成30年度から32年度までの債務負担額でございます。

戻っていただきまして、573ページの県庁ネットワーク改修等委託料をお願いいたします。そこに計上してございます180万円余りが、先ほど総務事務の外部委託についての中で御説明をいたしました委託先専用のLAN環境等を整備するための経費でございます。

次に、その下の事務費でございますが、主なものといたしましては、現在6名おります非常勤職員の報酬及び共済費、それと870台余りあります県の公用車に係る自動車の任意保険料、それと南海トラフ地震などで大規模災害の応急対策活動に従事する職員用の備蓄物資として水と食料を購入するための費用でございます。

以上で総務事務センター費の予算額は3億9,000万円余りとなりまして、前年度と比べまして県庁ネットワークの分離への対応と総務事務の外部委託の関係で5,300万円余りの増額となっております。

続きまして、特別会計について御説明をいたします。

総務事務センターでは4つの特別会計を所管しておりまして、この資料の754ページをお願いいたします。

給与等集中管理特別会計でございます。

この特別会計は、知事部局の職員を初め県立学校や小中学校の教員から警察官まで1万2,000名余りございますが、これらの給与を支給するための特別会計でございます。予算額につきましては、各課が一般会計等に計上しました予算を積み上げまして985億4,200万円で、職員数の減などによりまして、前年度に比べまして23億7,200万円の減額となっております。財源でございますが、特定財源の欄にございますように、この特別会計で立てかえ払いをいたします。その立てかえ払いをいたしました各課の person 費は、決算の時点で、各課の一般会計等の歳出予算から公金振りかえをしてもらいまして、諸収入として受け入れることになっております。

続きまして、757ページをお願いいたします。

旅費集中管理特別会計でございます。

この特別会計は、職員等の旅費を集中的に支払いするための特別会計でございます。こちらの特別会計も、予算額は各課が一般会計等に計上しました予算を積み上げまして16億3,000万円余り、教育委員会等の旅費の増によりまして、前年度に比べまして4,000万円余りの増額となっております。財源でございますが、この特別会計でも一度立てかえ払いをしまして、その立てかえ払いをいたしました各課の旅費につきましては、決算の時点で、会計が違います公営企業局からは負担金という形で、知事部局等のその他の各課は一般会計等の歳出予算から公金振りかえをしてもらいまして、諸収入として受け入れることになっております。

続きまして、760ページをお願いいたします。

用品等調達特別会計でございます。

この特別会計は、教育委員会等の事務局や公安委員会を含めました本庁の各課で必要な用品等の調達を集中的に行うために設けた特別会計でございます。予算額につきましては、各課が計上しました予算を積み上げまして13億4,000万円余りで、調達する物品の増によりまして、前年度に比べまして2億2,000万円余りの増額となっております。財源でございますが、この特別会計でも立てかえ払いをいたしました各課の用品等の調達経費は、決算の時点で一般会計等の歳出予算から公金振りかえをもらうことになっております。

なお、この特別会計では、納付書とか賞状などの調達に時間を要します県が指定をしております印刷物につきましては、各課から請求がありましたら、すぐに引き渡すことができるように事前準備をしております。在庫用品という形で管理をしております。その事前に調達する財源といたしまして、前年度の剰余金であります繰越金を活用することにしております。

続きまして、763ページをお願いいたします。

会計事務集中管理特別会計でございます。

この特別会計は、臨時職員と非常勤職員の賃金や報酬、電気、ガス、水道といった公共料金、コピー料金や燃料代など、各所属に共通する経費の支払いを集中的に処理するために設けた特別会計でございます。予算額につきましては、各課が一般会計等に計上しました予算を積み上げまして41億2,000万円余りで、非常勤職員の雇用経費の増等によりまして、前年度に比べまして7,100万円余りの増額となっております。財源でございますが、この特別会計でも立てかえ払いをしました各課の賃金、報酬などを、決算の時点で各課の一般会計等の予算から公金振りかえをしてもらうことにしております。

以上で当初予算の説明を終わります。

続きまして、2月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料No.④議案説明書（補正予算）のほうをお願いいたします。

一般会計でございますが、286ページをお願いいたします。

総務事務センター費で400万円の減額補正がございます。内訳としましては、備蓄物資の入札残で需用費を減にいたします。公用車の自動車任意保険の入札残によりまして、役務費を300万円減額することにしてございます。

続きまして、特別会計でございます。

351ページが用品等調達特別会計でございます。1億2,650万円の減額補正をお願いしております。この特別会計で総務事務センターが各課にかわって調達いたしました入札や電子調達による物品の調達の残額について減額するものでございます。

354ページが会計事務集中管理特別会計でございます。2億8,400万円の減額補正をお願いしております。これは各所属での臨時職員の雇用状況や、電気料等の光熱水費などの執行状況に合わせまして不用額の減額を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎桑名委員長 それでは、ここで一旦休憩にいたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時0分～12時59分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、質疑を行います。

◎米田委員 総務事務の外部委託で、5番の委託による効果というところ、この年臨時職員30人月というのはどういう見方をしたらいいのかということと。結局、3年間で1億4,000万円ですから、1年にすれば4,700万円ぐらい、実質7人程度の人件費相当分じゃないかと理解するんですが、人件費相当額、実際の人件費相当額より少ないと書いています

が、その効果というか、どのぐらいの金額で効果を見ているんですかね。その2つをちょっと。

◎河岡総務事務センター課長 1点目の30人月の考え方でございますけれども、総務事務センターでは繁忙期、通常4月、5月の人事異動時期と11月、12月の年末調整の時期でございますけれども、その時期に集中的に短期間で臨時職員の方に来てもらっております。年間を通じてという雇用はやっておりませんので、あくまでも月単位で数えまして、年間で30人月、延べますと2.5人になるんですけれども、そういう月単位で計算をするということで、こういう表示をしております。

2点目でございますけれども、人件費の推計にいたしましては7人役ぐらい相当ということで、御指摘のとおりなんでございますけれども、臨時職員の分につきましても、含めまして試算をしておりますので、トータルで考えますと、数百万円でございますけれども、年間でそれぐらいの若干の差は出るというふうな試算をいたしました。

◎米田委員 それで上の3番の(2)委託業務の内容のところ、県民の皆さんとの何か直接のやりとりもあるわけですかね。

◎河岡総務事務センター課長 ここで県民とございますのは、御説明いたしましたとおり、共通経費ということでさまざまな経費の支払いをしております。そういうふうな支払いにつきましては事業者の方から請求書等いただいておりますので、そういう意味合いで県民という書き方をさせていただきました。直接的に他部局でやっているような、県民個人とのやりとりということではございません。

◎米田委員 それで、課長のほうから直接言われて、いわゆるこの間ずっと業務委託で問題になりゆう偽装請負的なことになりませんよというふうに言われたんですが、僕はそうかなと。それやったら、その1次審査、2次審査の中で、いろいろやりとりはせんといかんろうし、実際それしないとスムーズに業務自身が執行できんのかなという思いがするんです。だから、そういうことからしたら、丸々この業務をとということで、委託できる状況にないところを分割、1次審査ということで分けちゃうが、それはあくまで便宜的で、しかし、仕事は一貫したものじゃないかなというふうに思うんですが、これは偽装請負やらないと、その業務自身が真っ当にやれんんじゃないかなと思うんですが、どうなんですかね。

◎河岡総務事務センター課長 偽装請負の問題につきましては、厳に対処すべき問題と考えております。

御指摘ありましたように、一連の業務につきまして、基本的には分割して作業するというふうなまとめをしております。ただ、今回の業務につきましては4の課題と対応策のところ、ちっちゃいんですけれども、ポンチ絵を描かせていただいておりますけれども、まずは委託請負でございますから、委託先のスタッフにつきましては、委託先の管理

責任者の指揮監督のもとで全部作業していただくということで、総務事務センターの中に場所を構えますけれども、あくまでも委託先スタッフのエリアというのは個別に考えます。業務につきましては一連の流れがございますので、一定期間業務の引き継ぎということで、相手方の管理責任者のもとで業務の引き継ぎを行いまして、しっかり流れるようにした上で作業をさせていただこうと思っております。

本来でありましたらば、総務事務センターの職員と同じチームの中に入っていて作業するのが最もスムーズに流れるんですけども、それをいたしますと、御指摘ありましたように偽装請負ということが指摘されかねませんので、そうではなくて、あくまでも委託先にやってもらう業務につきましては明確に区分をした上で、委託先の管理責任者のもとで指揮監督してもらおうと。ただ、日々の業務が流れますので、業務の中で不適切な部分があったりいたしますと、それは相手方の管理責任者を通じて指導していただくということで、対応していきたいと思っております。

現に、その偽装請負が疑われるような形での流れはなしにやれるというふうに考えてございます。

◎米田委員 会計管理局という非常に大事な、また厳密な事務執行を求められるところで、ややもすればそういうことが起こりかねないし、そういうことをしてはいけない、一番先頭に立ってやるべき管理局ということからしたら、私はその数百万円のお金を、それを効果というのか、効率化というのかどうかは別にしても、それよりかは業務がスムーズに、なお、セキュリティーというかプライバシーも守れてやる今までのやり方のほうが、僕はベストではないかなと思うんですけど、いろいろ検討されてこう来たと思うんですけど、そういう意見も内部ではあったんじゃないですか。

◎河岡総務事務センター課長 御指摘ありましたように、経費的にはそれほど大きな効果が出る業務ではございませんですけども、ただ、職員が直接行っていた業務につきまして、外部の方、民間の方にかわってやっていただける業務があるということで、その職員がやっていた業務につきましては、外部の方がやっていただくことによりまして、より県の職員が直接やらなければならないような業務のほうに配置をかえるという対応ができると思いますので、そういう面も考慮し、トータルで考えまして、今回の事業につきましては外部委託をやるべきという判断をいたしました。

◎米田委員 現場を十分承知していないからあれですけど、私は従来のままのほうがよくなるかということ。今やっている業務、ここに4つ書かれちゃうにしても、プライバシー、人権上も非常に大事な事務を扱っていますので、できるだけ県の公務員が直接、直営でこの事務をするのが、僕はベストじゃないかなと、あくまで思います。

それで、職員団体の皆さんとは一応協議もされたかと思うんですが、そういう合意というか、そういう点でやむなしかという、そういう協議なんですかね、余りする対象ではな

いんですか。

◎河岡総務事務センター課長 一応、職員団体のほうからは、どういう形で委託をするのかという問い合わせはございまして、スケジュール等の資料につきましては提出しておりますけれども、このことにつきまして、特段職員団体のほうから交渉の申し入れとかというものはございませんでした。

◎米田委員 一番職員の方の臨時、非常勤といえども県の職員ですから、一人一人の身分あるいは処遇にかかわる非常に大事な事務ですよ。本当に、外部だからという意味じゃないですけど、その人のプライバシー、人権を守るためには、直営でべきだというふうに思います。

以前も言ったかもしれませんが、国のある出先機関で年金を扱いゆう人が地域へ行って、言うたりすることあるわけですよ。どこそこの子は障害年金もらっちゃうねとかという、いきませんよ。けれど、言われん言われんと言いながら、回り回って、そういう短期間の臨時任用の方が地域へ戻ってそんな話を現にされたりすることある。それはいかん、法的にも問題かもしれませんが、そういうこと、えてしてあり得るわけですよ。そういうこと考えたときに、本当に私は、わざわざ数百万円やき、少ないきとかという意味じゃないですけど、数百万円が効率化できるということよりも、僕はセーフティネットを堅持したほうがいいんじゃないかなと思いますので、なお、そのことを指摘しておきたいと思います。

◎金岡委員 同じ項目なんですが、まだ私の理解が余りよくできていないので、もう一回説明願いたいと思いますが、いわゆる総務事務の委託料が2,892万6,000円というようなことで書かれておりますけれども、これは先ほどの説明ありましたように、年間数百万円安くなる、浮くというような話でございましたが、一方で比較をしますと、5,300万円ほどふえているわけですね。ここら辺はどういうことでこうなっていますか。

◎河岡総務事務センター課長 2,892万6,000円と委託料を計上しておりますのは、今年度、現年の歳出ということで、10月から来年の3月までの部分の委託料ということで計上してございます。ただ、今回の委託につきましては、説明いたしましたとおり3カ年の契約を考えておりますので、3カ年でいきますと、資料の②の予算額のところにありますように1億4,100万円余りというのが予算になります。これを3で割りますと、単純に12カ月ということでいけば4,700万円とかという金額になってまいります。

その部分につきまして、7人役相当分と御説明いたしましたけれども、それに臨時職員の経費等も含んでおるわけですが、それと今予算のほうの人件費のほうで計上しておりますものとは全く関係がございませんので、人件費のほうの予算というのは、あくまでも来年度おるであろう23人の職員について見た場合の経費ですので、それと今回の経費というのは単純に比較するのは、無理があると思います。

◎**金岡委員** いや、そういう意味じゃなくて、委託対象事務というのは、これ変わらんわけでしょう。今現在やっているものと変わらんわけですよ。で、ことしの総務事務センター費が3億9,900万円、5,300万円、要するに前年からいうと増額していると。説明を受けておると、委託をすることによって安くなると言われていますけれども、総額は増額しておると。そこら辺はどういう理由でしょう。

◎**河岡総務事務センター課長** 総務事務センター費で五千数百万円増加しております中身といたしましては、今回の外部委託にかかる2,800万円もございますけれども、それ以外にネットワーク分離の関係で物品管理システムと旅費システムにつきまして、インターネット系のほうに分離をする経費が、これが合わせて4,000万円近くかかります。そういう経費もありますので、そういうものを合わせまして、トータル差し引きいたしまして、総務事務センター費全体としては五千数百万円の増となっております。ですので、あくまでも総務事務関係だけでふえているわけではなくって、総務事務関係よりもネットワーク分離のほうの経費のほうがよりかかっております。

◎**金岡委員** そうすると、この5,300万円というのは、事務のいわゆる経費というものは安くなっておるけれども、ほかがもうちょっと経費が要るから、これだけ計上しておると理解していいんですか。

◎**河岡総務事務センター課長** 総務事務センターとして来年度事務を遂行するのと、あと、そのために必要なシステムを管理しておりますので、そのシステム管理に必要な改修経費等も含めまして、トータルで見て経費がかかると御理解いただければと思います。

◎**金岡委員** 足し算をするとよくわからんのですけれども、要するに、ほかのところでもっと経費がかかるからと、そういう説明でございますので、理解をしておきます。

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

以上で会計管理局の議案を終わります。

《報告事項》

◎**桑名委員長** 続いて、会計管理局から2件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

印刷物請負契約への最低制限価格の導入等について及び旅費システムの公署位置登録誤り及び対応について総務事務センター課長の説明を求めます。

◎**河岡総務事務センター課長** それでは、今回総務事務センターから2件の報告事項がございますので、続けて説明をさせていただきます。

先に、印刷物の請負契約への最低制限価格の導入等について御説明をいたします。

説明資料といたしましては、別冊の報告事項のほうをお開きください。

それでは、印刷物請負契約への最低制限価格の導入等について説明をいたします。

県が発注しております印刷物につきましては、出先機関等で発注しておるものにつつま

しては、それぞれの所属のほうで発注をしておりますが、本庁で発注しております分につきましては、原則としまして、総務事務センターのほうで所管をしております用品等調達特別会計のほうで調達することになっております。このため、本庁の発注分につきましては、一般競争入札または指名競争入札を行う案件につきましては総務事務センターのほうで入札を行っております。

また、予定価格が250万円以下で随意契約による調達できる案件につきましては、予算額が30万円以下でありましたら各課で調達できるんですけども、こういう小口の案件につきましても利便性が高いということで、総務事務センターが管理をしておりますインターネットを利用しました電子調達システムで、公開型の競争見積もり合わせということで、システムのほうにアップいたしますと、それを参加資格のある皆さんが見て、見積もりを提出できるという仕組みでございますけれども、そういう形の公開型の競争見積もり合わせによりまして、大部分の案件が調達をされております。

今回、資料に記載しております1にありますように、高知県印刷工業組合から県が発注します印刷物の請負契約について、最低制限価格の設定と県外への丸投げを防ぐ手だてを求めるとの要望がございました。また、紙の卸商業組合のほうからも印刷工業組合を通じまして、県発注印刷物の価格優先入札方法の見直しと県外流出の防止を求めるとの要望がございました。

最低制限価格の導入につきましては、平成18年度にも印刷工業組合のほうから同様の要望がございました。このときは、印刷物の請負契約に係る入札につきましては、契約内容に適合した履行の確保が行われておるということから、導入は考えていないとお答えをしております。しかしながら、さきの回答から10年が経過いたしまして、OA機器の急速な普及等により印刷業務を取り巻く環境が変わってきたこと、また県の発注方法も、平成17年度から導入をいたしました電子調達が中心になってきたことから、改めて受注の実態を調査することにいたしました。

具体的には、資料の2にありますように総務事務センターが所管をしております本庁発注分につきましては、過去5年間の落札の実績を分析いたしました。その結果、電子調達案件は471件ありまして、発注件数の約9割を占めております。内訳といたしましては、予定価格の50%を基準として見た場合、50%を下回る落札が106件で全体の22.5%、これを、60%を基準に見た場合、予定価格の60%を下回る落札は175件ございまして、全体の37.2%となっております。

このように電子調達案件では、予定価格の60%を下回る低価格での落札が約4割を占めております。このようなことから、県内の印刷業者の方の供給能力あるいは競争力の低下につながることも危惧されるという状況にあると判断をいたしました。

一方、一般競争入札と指名競争入札を合わせました競争入札の案件は74件ありました

が、おおむね予定価格の60%から90%の間で落札をされておりますので、競争入札案件の落札状況を見る限りは、現時点で特段の問題点は見受けられませんでした。

続きまして、全国の都道府県における最低制限価格の導入状況につきましても調査いたしまして、資料の3にありますように、印刷物の請負契約へ最低制限価格を導入しておりますのは全国で19団体ございます。この中で8団体が、本県の電子調達案件と同じような公開型の競争見積もり合わせによりまして、調達する部分について最低制限価格を導入しております。

また、最低制限価格の設定基準でございますが、予定価格の最低ラインを70%に設定しています団体が9団体、60%台までに設定しているのが10団体となっております。

さらに、これらの調査とあわせまして、一般競争入札、指名競争入札及び電子調達のそれぞれの発注方法別に印刷工業組合の組合員、非組合員にかかわらず県の印刷業務を受注した実績の多い事業者の方を選定いたしまして、合わせて15社の代表の方々に来ていただいて直接意見を伺いました。その結果といたしまして、12社、80%の方が最低制限価格の導入を必要との回答でございましたことから、今回の最低制限価格の導入分につきましては、印刷工業会全体で広く要望のあることというふうに確認ができました。

また、この調査の中で、受注額の低価格化の原因の一つといたしまして、電子調達で受注した印刷物の一部では、価格競争に勝つために用紙代を初め印刷経費の安い県外への下請が安易に行われ、県の発注した印刷経費が県外へ流出しているということも明らかになりました。

このような状況を踏まえまして、県の対応方針でございますが、資料の4の(1)にありますように、まず、公正な競争を阻害する低価格での受注を防止し、今後も継続した成果品の品質を確保するためには、電子調達案件につきまして最低制限価格を導入したいと考えております。

続きまして、導入時期でございますけれども、電子調達案件に最低制限価格を導入いたしますには、電子調達のシステムの改修が必要になります。また、全庁にかかわる案件でございますので、契約事務を所管します会計管理課において、最低制限価格の導入に関する事務処理の要領等を作成の上で、本庁の各課に周知することが必要になります。これらの作業を行った上で、平成29年度中で、できる限り早い時期に導入をしたいと考えております。

また、最低制限価格の設定基準につきましては、電子調達案件での落札の状況、それと先進県での導入事例等を参考にいたしまして、導入当初は予定価格の60%から80%の範囲で検討しております。

なお、電子調達案件の見積もりに参加をされている業者につきましては、地図製版等の特殊な案件を除きまして、県内の業者に限定されておりますので、最低制限価格の導入に

よりまして県の歳出が一定増加すると予想されますけれども、そのほとんどが県内業者の売り上げの増加につながるものと見込まれております。このため、県の歳出の増加を上回る経済波及効果が期待できるものと考えております。

最後に、資料の4の(2)にありますように、今回の印刷工業組合の要望や受注業者への調査の中でありました要望といたしまして、さきに御説明いたしましたとおり、低価格化の一因となっております県外への再委託につきまして規制を求めるとの意見がございました。県の印刷業務におきましては、県の内外を問わず印刷業務の全てを再委託する、いわゆる丸投げということは認めておりません。このため、一般競争入札や指名競争入札におきましては、再委託する場合には、印刷物の標準契約書の規定によりまして、県に承認申請を提出することを義務づけております。さんSUN高知のように再委託を承認する場合には、元請業者には県との連絡調整、本機校正への立ち会い、印刷物の最終確認、各納入場所への運搬発送を手配する業務及び印刷物の破損とか汚損、不足などが発覚した場合の責任ある対応を、元請の業者がするという条件を認めることとしております。

一方で、予定価格が250万円以下の電子調達の場合につきましては、事務処理の効率化の観点から、契約書の作成も省略できることとしておりまして、電子調達への参加条件の中で、印刷物の標準契約書に準拠した取り扱いを行うということは規定をしておりますけれども、再委託の承認申請については、これまでは提出を求めておりませんでした。県といたしましても、基本的に再委託がある場合はそういう承認申請が出てくるものと思っておりますので、そういうことがないということで、小口の案件につきましては基本的に自社で印刷いただいておりますものと考えておりました。しかしながら、最低制限価格の導入にあわせまして、今後は電子調達案件につきましても、競争入札案件と同様に承認申請の提出を求めることと徹底いたしまして、さんSUN高知でやっていますように、県内業者が保有する印刷機器では効率的に印刷できないなど合理的な理由がある場合を除きまして、元請業者が自社で印刷することが原則であるということを再度確認させていただきまして、安易な再委託、特に丸投げを疑われるような全面的な再委託については認めないことを徹底することによりまして、印刷経費の県外への流出防止に努めてまいります。

続きまして、2件目の報告案件について説明をさせていただきます。

旅費システムの公署位置登録誤り及び対応について、次のページをお願いいたします。

県の旅費システムにつきましては、県の職員等が出張する際に多くの時間をかけ、労力を要する旅費事務を旅行業に専門能力を持つ民間業者へ委託するという一方で、職員の本来業務へのシフトと旅費の事務処理コストを削減することを目的にいたしまして、平成15年度から17年度にかけて構築されたものでございます。

この旅費システムの構築にあわせまして、県では、旅程の作成や旅費の支給といった一連の旅費事務を集中的に処理します旅費事務センターを設置いたしまして、平成18年3月

からその旅費事務センターの運営を、旅費システムを構築いたしました近畿日本ツーリストに委託をしております。

今回、資料の1にありますように、昨年の7月に旅費システムでの公署位置情報が誤って登録されていることが判明いたしまして、旅費の支給額が誤っているということが発覚いたしました。

今回の誤りは、土佐市高岡町にあります土佐合同庁舎に入居しております2つの所属、中央西農業振興センターと仁淀川地域産業振興監駐在所でございますが、この2つの所属の職員につきまして、それぞれの勤務公署から待機宿舎として利用しております町の町にあります職員住宅への近傍待機の旅行命令を別の課、危機管理防災課の中央西地域防災担当が作成しましたところ、出発地と目的地はともに同じはずなんですけれども、その同じはずの旅行で旅費計算書の距離が2キロメートル違っていると、旅費事務センターに問い合わせがありましたことから判明をいたしました。旅費事務センターで確認しましたところ、旅行命令の住所は正しく表示されておりましたが、旅行の起点となります2つの公署の旅費システムの地図上の位置が異なっておりまして、資料に地図を載せておりますけれども、その地図にありますとおり、中央西農業振興センターの位置が、本来であれば土佐市高岡町の町の中にあるはずなんですけれども、正しい位置から2キロメートルほど西へ誤って登録をされておりました。このことを受けまして、資料の2にありますように、ほかの公署の位置情報につきましても誤って登録されている可能性が出てきましたので、旅費システムに登録されておる全ての公署、知事部局の各所属、小・中・高校、それぞれの分校、警察につきましては警察署と駐在所まで持っておりまして、全部で1,410カ所公署がございます。これらの公署について、旅費システムでの地図上の位置を表示させまして、住宅地図等を利用いたしまして確認を行いました。

その結果、旅費の計算に影響がある公署が、中央西農業振興センターを含めまして15カ所あることが判明をいたしました。旅費につきましては時効が5年と規定されておりますので、資料の3にありますように、この15カ所の公署が関係します過去5年間の旅行命令で、公署位置の誤りが旅費額に影響します自家用車による旅行命令簿を旅費事務センターで抽出いたしまして、さらにその中で追給、戻入が必要な旅行命令簿を抽出して、旅費の再計算を行いました。その結果、追給が必要な旅行命令が373件、戻入が必要な旅行命令が2,775件ありました。

これらの旅行命令簿の内訳につきましては、資料の4にありますように、追給・戻入処理が必要な方は、退職者を含めまして全体で172名、現年分の追給・戻入処理につきましては旅費事務センターのほうで作業ができますので、先に作業を実施いたしました。過年度分の追給・戻入処理につきましては、御本人のほうに振り込みをお願いする必要があります。過年度の戻入処理の必要な方が143名、金額として16万2,668円ございました。各

所属の所管課にて処理ができます過年度追給の必要な方が12名で、それが6,119円ございまして、これは所管課のほうで作業していただきました。

戻入が必要な方、過年度の143名と現年度の方若干おりますけれども、それらの方につきましては大変御迷惑をおかけいたしました。皆様の御理解をいただきまして、本年の2月には全職員から戻入をしていただきました。

最後に、位置情報誤りの対応につきましては、資料の5にありますように、今回公署位置誤りが発覚した公署につきましては、誤りが発覚した時点で直ちに旅費システムにおける位置情報を修正しております。また、これまでは総務事務センターで旅費システムの登録メニューを使いまして公署について作業を行い、正常に作業が終了しましたら正しく登録されたものと考えておりましたが、今回の位置情報の修正以後は、新たな公署を登録する際には地図表示画面というのが、総務事務センターが使う画面にはございまして、旅費事務センターが使う画面のほうにはございまして、そちらの画面を開きまして、地図上の位置を確認する作業を必ず行うように作業手順を改めましたので、今後このような登録誤りはないものと考えております。

私からの報告は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 1枚目の印刷物の請負契約の最低制限価格の件ですが、2つあって、1つは最低制限価格を設定すると。もう一つは、丸投げと県外流出を絡めたような話になっているんですけども、1点目のこの最低価格の件、これは、私は大変いいことなんだろうと思います。印刷業界って、結構、かなりしのぎを削るといふか、かなりやっているといふのを私も小耳に挟んだことがあるんで、そういう意味で言うと、今ここに70%から80%でしたっけ、その間で設定するみたいな予定って書いていますよね。

◎河岡総務事務センター課長 今回設定を考えておりますのは、60%から80%でございます。

◎横山委員 そういう意味で言うと、その状況に照らして、この印刷発注案件に関しては、経費がかかるだろうとかというようなときは、最低制限価格も60%から80%までとっているわけですから、いろんな意味で柔軟に対応して、やはり適正な利潤を確保できるように発注すると、そのことに努めていただきたいし、大変いいことだということの評価するものです。

しかし、もう一点は、2点目の県外流出と丸投げというのが、建設業界で言うと、注文請書を出してくれちゃうふうには全部役所に出すんですね、言うたら下請に出したときに。それをやるということやと思うんですけども、その注文請書を出せば県外に流出してもいいのかという、ある意味で、県外に出してもいいのかというようなことになるんじゃないかなみたいな、ちょっとパラドックス的な考えになるのかなって思ったりもして、いわ

ば、さんSUN高知とか大型案件に関しては、仕方ないというのはもう前々からよく言われていたけれども、逆に言うたら、この通知書を出したら県外でも構わんよみたいな、ある意味で言うたら免罪符みたいなもんとかいうか、なるべく県内で仕事が完結できるような、そういうふうなこう、ひとつまた検討していただけたらなと思うんですが、その点は、御所見はどうでしょう。

◎河岡総務事務センター課長 御指摘ありましたように、今回、電子調達の小口の案件につきましても、再委託の承認申請を求める方向に変えたいと思っております。と申しますのも、説明いたしましたとおり、競争入札案件につきましても、さんSUN高知の問題もございまして、本来、契約書で県の承認がなければ再委託できないことにしておりますので、そのことを徹底するという意味で再委託の承認申請を出していただいております。出していただいた上で、さんSUN高知のように、例えば輪転印刷機で適合した機械を使えば、従来の半額ぐらいでできるという合理的な理由があるものにつきましては承認をいたしております。

ただ、小口の案件につきましては、今までは承認申請自体の提出を求めておりませんでしたので、そのことは徹底していきたくないと。と申しますのも、今回行われましたヒアリングの中でも出てきたんですけれども、安易な利ざやを稼ぐ的な県外の下請があるということもわかりましたので、安易な下請についてはやめていただきたいと。県内の業者さんで印刷できる案件につきましては、原則、自社で印刷をしていただきたいと。ただ、フォーム印刷とかマグネット印刷とか、特殊な地図製版とかといった県内では難しいものにつきましては、それは合理的な理由がございまして、承認申請を出していただければ認めますと。ただ、承認申請を出せばすぐオーケーというわけではなくて、その内容については吟味させていただきたいと考えております。

◎横山委員 公共の案件で言ったら、特記仕様書が一番とうといいですよね。特記仕様書において、下請出すのであれば県内とかというような、何かその内容を見てですよね、さっきおっしゃられたような。だから、そういうところまでやるというお考えはないですか。

◎河岡総務事務センター課長 入札案件につきましては、例えばさんSUN高知の一般競争入札では、入札の公告の中でも再委託についての条件は示しておりますし、指名競争入札案件につきましては指名競争の通知をする段階で、再委託する場合は承認申請が要ということは書いております。ただ、電子調達案件についてはそういうことを一切しておりませんでしたので、電子調達の案件につきましても発注をかける場合には、御指摘ありましたように仕様書を印刷物の場合もつけておりますので、印刷の仕様書の中で、再委託の承認が必要だということは明記したいと考えております。

◎橋本委員 少し教えていただきたいと思えます。

そもそも、予定価格というものの算定ですよね、これはどういう形で算定しているのか

ということが1つと。それから、過去5年間の電子調達の場合については471件で、予定価格の60%を下回る落札が175件で37.2%、全体のということになってはいますが、金額に直すとどの程度なのかというのがきちっとわかりませんので、そのことを求めたいと思います。

◎河岡総務事務センター課長 まず、1点目の予定価格につきましては、予算が基本になります。印刷物の予算につきましては、単純な1色刷りで、平版で印刷する無線とじのような非常に単純な印刷につきましては、総務事務センターのほうで印刷単価というのを設定しておりますので、それを使って予算を組むんですけども、カラー印刷が多いとか、あるいは写真とかイラストが多いとか、そういう特殊な印刷物、一般的な単純な印刷でないものにつきましては、基本的には発注原課のほうで参考見積書を業者の方から出していただいて、それに過去の実績がある業務につきましては、過去の落札率等を参考にいたしまして、予算のほうは財政課のほうと調整をしております。そこで決まった予算を参考にして、各所属の長のほうで予定価格を予算額の範囲内で定めるということにしておりますので、基本的には、参考になります業者さんの見積もりがあつての上でやっております。ただ、できれば2社以上参考見積もりをとるのが好ましいんですけども、中には1社だけという場合もございます、結果として予定価格が高目になっていたとか、若干落札した金額と比べて、予定価格が適正であったかなということが疑われるような案件もございます。ただ、そういうのは少数でございます、おおむね適正に予定価格ができておるものと思っております。

ただ、今回最低制限価格を設定するに当たりましては、最低ラインということで今考えておりますのは60%から80%の間でございますけれども、少なくとも60%ラインについては守るといふような形を設定することになりますので、より慎重な予算をとることが必要になろうかと思えます。そのため各課のほうには、予算段階で複数の業者さんから必ず見積もりをとるといふようなことを徹底いたしまして、よりの確な予定価格をつくるような対策も、あわせて講じたいと考えております。

2点目でございますけれども、金額のことでございますが、毎年印刷物の予算額、増減ございまして、ざっくり言わせていただきますと、総務事務センターのほうで所管しております分が、年間おおむね1億円程度でございます。その中で、件数的には電子調達案件が9割占めておりますけれども、250万円以下の小口でございますので、予算的に言いますと約半分、5,000万円ぐらいが小口でございます。その小口の案件につきましては、大きいものから小さいものありますので、金額が幾らかというと、なかなかはじきにくいんですけども、仮に、今37.2%を占めております60%以下の案件につきましては、それを60%まで引き上げとした場合で試算をいたしますと、年間で約700万円ぐらい予算額が上がるというふうな試算が出ています。

ただ、つけ加えさせていただきますと、説明いたしましたように、印刷物につきましては紙屋さんへの波及効果等もございますので、県のほうが、仮に700万円予算がアップしたといたしましても、その1.5倍ぐらいは経済波及効果がございますので、地元産業への活性化の効果というものはあるものと考えております。

◎橋本委員 詳しい説明をしていただいたようなんですけれども、私が聞きたいのは2番目の件で、単純に175件の37.2%を、金額に直して何ぼかを聞きたいだけの話です。

◎河岡総務事務センター課長 率については全部調査しておりますけれども、金額については今手元のほうで集計したものを持っておりませんので、それにつきましては後でまた。

◎橋本委員 約6割が、60%以上ということに結構なりますわね。ここで実態ということで、予定価格の60%を下回る落札が約4割を占めておりというのは、ここが多分ある一定のボーダーラインなんだろうと、私は思っています、逆に言うと設定基準、最低制限価格の60から80%、予定価格の。それで検討したいということなので、多分60%ぐらいが基準になるだろうと、私は思っています、それについては6割の方が、60%を超えた相見積もりを出されているということだと思います。ただし、1つ、横山委員のほうからも話がありましたけれども、一番の問題は丸投げの問題だと思います。丸投げをとめない、基本的には何をしているか意味がないということに多分なろうと思います。こういう要望なんかを分析してみますと。きちっと県内で全てが完結するような形にならないと、何のために制限価格を決めて、きちっと県内の皆さんに、さっき課長が言ったような700万円の波及をさそうかということにならないので、もう少し、こう検討が必要なのかなと思います。

ただ、わからないのは、承認申請で丸投げがとまるもんなんですか。

◎河岡総務事務センター課長 承認申請をしていただくのは、今の取り扱いで考えておりますのは、印刷経費の50%以上、半分以上出される場合というふうに考えておりますので、そういうふうに半分以上の分について印刷経費を外に出すと、下請に出すということにつきましては、それはそれなりの合理的な理由が必要だということを、まず意識として持っていただきたいと。で、出していただきまして、承認申請を出せばすぐオーケーというわけではございませんので、出していただいた理由が、合理的に県民の方に説明がつくものであれば認めますけれども、そうでなければ自社でやってくださいということをお願いいたしますので、一定の効果はあるものと考えてございます。

◎橋本委員 確かに牽制力はあるのかもわかりません。そして、ある一定の意識的なものを持たせるという意味ではいいのかなと思いますが、ただし、それだけでは不十分なのかなと思っています。

モニタリングですよ。ある一定、こういう形を発信したら追跡的に、毎回やるという

わけではないんでしょうけれども、ある一定、スポット的にぽんぽんぽんと追跡的な形の、ちょっと牽制をしていかなければならないのかなと思います。

多分、課長が考えているような、しっかりした業者さんがほとんどだろうと思いますけれども、そういうことをしたがる方もいらっしゃるかもわかりませんので、しっかりとその辺のモニタリング体制も組んでいただければ、ありがたいと思っています。一応要請です、これは。

◎横山委員 先ほど、その申請をして承認すると言いましたよね。その中で、承認する基準というのが何なのかというのも一つあるんだろうと思うし、いわば県外か県内かというところに関して言うと、すごいわかりやすいけれども、承認するときの基準というのは、しっかり明確にしていないと。ある意味で言うと、そこでおかしなことになってくる可能性もあるわけですよ。ここの業者は下請に出すと承認する。本来なら、ここに出したいけれど、この承認基準を満たしていないとかというのがあったときに、最初に声かけるところがどこにするかも決まってくるんじゃないかと思うんで、承認の基準というのもある程度、一定ライン持っていないと、民民の契約のときにちょっとバランスが崩れてくるんじゃないかなというのもあるんで、ある程度、それはいわばネガティブリストにするのかなと思わなくてもいいですけどね。

◎河岡総務事務センター課長 御指摘は十分踏まえまして、対応したいと考えております。

実際に運用する場合につきましては、各課のほうに、よりわかりやすいような基準を設けて説明をいたしたいと思っておりますが、ただ、県内業者さんに限って、業者間での区別をするようなことは一切考えてございませんので、あくまでも、県外への流出をできるだけ防ぎたいというのが基準でございますので、そこを重点に考えております。

◎金岡委員 そこんところが、まず一番大事なんです、印刷の中でやっぱり問題は原料ですね、紙とかインキですね。これはロット数が多かったら、多いだけ安くなるんですよ。そうすると、大きなところが必然的に安くできるんですよ。そしたら小さなところが、例えばそこに対抗しようとするとう丸投げせざるを得ないと、こういう状況もあると思うんですね。

ですから、今おっしゃられるとおり地元で原料、紙なら紙を調達するということとかを踏まえてやらないと、大きなところと取引というところはどんどんどんどん安くなりますので、そこんところを、県内調達とかいろいろ言われていますけれども、どのようにやられるのか、どのようなお考えを持っているのかです。

◎河岡総務事務センター課長 今回、15社の方にヒアリングをさせていただきまして、一部分には県外から調達された方もおりましたけれども、基本的には、県内事業者の方につきましては、県内の紙屋さんのほうから調達されておりましたので、紙の単価につきまし

ては、確かに御指摘ありましたように、県内と県外で単価が違うということは了解しておりますし、輪転用のロール紙と平版の単票と比べますと雲泥の差がございます。そういう差はございますので、その辺、合理的に県民の方に説明ができるものかどうかを基準に考えていきたいと思っておりますので、御指摘は十分踏まえて対応したいと思っております。

◎**金岡委員** そこんところをよく検討していただきたいと。

それからもう一つ、印刷で言えば、今言っていたロールである巻き取りであるとか、平版であるかということと、それからどれだけの機械持っているかで全く違いますので、オフセット印刷機のヨンドを持っているとか、あるいはスタンドでやっているとかで全く違いますので、そこら辺も踏まえてやらないと、繰り返しますけれど、大きなところがどんどんどんどん行ってしまうというふうになりかねませんので、なかなか基準づくりというのは難しいでしょうけれども、検討してやっていただきたいと思っております。

◎**桑名委員長** 以上で質疑を終わります。

以上で会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎**桑名委員長** 次に、教育委員会について行います。

最初に、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎**田村教育長** 教育委員会でございます。

本日は、教育次長の藤中が所用のため欠席をさせていただいております。御了承くださいますようお願いいたします。

議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告させていただきます。

先月16日の早朝に公立中学校教諭が、いわゆる二日酔いの状態で自家用車を運転し、物損事故を起こした事案でございます。当該教諭に対しましては、2月24日付で1年間の停職の懲戒処分を行いました。子供たちの教育を担い、模範となるべき教職員がこのような不祥事を起こしましたことは、本県の教育や学校に対する信頼を著しく損なうものであり、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。

今後、このような不祥事が再び起こることのないよう服務規律の確保について、改めて関係機関に対して周知を行い徹底を図ったところでございます。法令遵守と綱紀肅正を、なお一層徹底し不祥事の防止に努めるとともに、教職員一人一人が教育公務員としての職責の重さを認識し、日々高い志を持って職務に精励することによりまして、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど小中学校課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

教育委員会所管の議案は、平成29年度高知県一般会計予算など予算議案が5件と条例議案が2件でございます。

まず、当初予算について御説明させていただきます。

お配りをしております資料で、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と書いております資料の1ページをお願いいたします。

平成29年度当初予算の総括表でございます。

まず、一般会計予算につきましては総額969億9,000万円余りで、平成28年度当初予算額とほぼ同水準でございます。このうち、教職員の給与や退職手当などの人件費は727億円余りで、前年度比約16億5,000万円の減額、人件費を除きましたいわゆる政策的な予算額としましては242億9,000万円余りで、約16億7,000万円余りの増額となっております。

下の表をごらんください。人件費を除く予算の主な増減項目を示しております。

増額の主な要因といたしましては、1番にございます高知国際中学校・高等学校と須崎総合高等学校の施設整備に係る費用でございます。来年度は校舎の新築、増改築の工事が本格化しますことから、22億円余りの大幅な増額となっております。

また、下段の減額の主な要因といたしましては、1番にございます県立学校の施設整備に関する費用の減、2番の保育士修学資金等貸付事業費補助金の減によるもの、その下の教育センター本館の耐震補強等工事が完了することなどによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

平成29年度当初予算につきまして、昨年度策定いたしました教育の大綱と第2期教育振興基本計画に掲げた施策の基本方向に沿いまして、ポイントを整理しております。具体的には、以下の次ページ以降に沿って御説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

小中学校でのチーム学校の構築による学力向上の取り組みでございます。

左下の教員同士が学び合う仕組みの構築の1番目にございます中学校組織力向上のための実践研究事業は、いわゆる教科のタテ持ちの実践研究を行うものでございます。来年度は研究校を10校ふやしまして19校とし、さらには取り組みを強化してまいります。

5ページをお願いいたします。

小中学校の徳の向上に関する取り組みでございます。

左側の道徳教育改革プランでは、小学校で平成30年度、中学校で31年度から実施される道徳の教科化に向けまして各学校での道徳教育の一層の充実を図り、児童生徒の道徳性を養っていくための取り組みを進めてまいります。

その下の高知夢いっぱいプロジェクト推進事業におきましては、自尊感情、自己有用感等を育む教育活動を組織的に展開し、学級、学校運営の充実を図るもので、来年度は小学

校2校、中学校1校を指定して取り組みを進めてまいります。

真ん中にごございますいじめ防止対策等総合推進事業では、県内の小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童会、生徒会の代表者が一堂に会し、いじめやネット問題などをテーマに実践交流や協議を行うストップいじめ！「高知家」児童会・生徒会サミットを開催いたします。

次に、6ページをお願いいたします。

高等学校、特別支援学校でのチーム学校の構築による「知」「徳」の向上でございます。

左側のチーム学校の構築による学力向上では、校長を中心としたマネジメント力を高めるとともに、学習指導要領の改訂を見据え、主体的・対話的で深い学びや、大学入試新テストなどへの対応に向けた教員研修を実施し、個々の教員の指導力向上を図りながら外部人材なども活用し、チーム学校としての組織的な取り組みをさらに強化してまいります。

また、徳の向上につきましては、これらに加えまして、右下の囲みにありますとおり、生徒に将来社会で通用する専門性や社会性を身につけさせることができる組織的・体系的な仕組みを構築するためのカリキュラムマネジメントを研究するとともに、学習記録ノートを活用など、個々の生徒の状況に応じた支援の拡充やインターンシップ、企業・学校見学などの体験的活動など、生徒のキャリアデザイン力を高める取り組みの拡充により、中途退学などの生徒指導上の諸問題の改善にも努めてまいります。

次に、7ページをお願いします。

チーム学校の構築による「体」のさらなる向上とスポーツ推進プロジェクト実施計画の推進でございます。

まず、左側の体の向上に向けた取り組みでございますが、小中、それから高等学校、特別支援学校、共通でございますけれども、対策の2の健康教育の充実では、現代的な健康課題の解決に向けて課題別に対策を検討し、実施する取り組みを行ってまいります。

主な対策の3の運動部活動の充実では、運動部活動支援員の拡充を行い、専門的な指導者のいない未配置校への派遣やスポーツ医・科学からサポートできる支援員の配置拡充を進めてまいります。また、これからのよりよい運動部活動のあり方についての周知会を開催し、運動部活動の質の向上に向けた取り組みについても進めてまいります。

また、これらの取り組みとあわせまして、資料の右側にありますとおり、昨年度からスポーツ推進プロジェクト実施計画に基づき、競技力の向上やスポーツ施設・設備の整備など、5つの重点項目ごとに対策を進めております。

そのうち、2の競技力の向上につきましては、県立高等学校に新たにスポーツ強化校を指定し、ジュニアからの一貫した指導体制の充実を図るとともに、各競技団体がスポーツ医・科学を効果的に活用できるようにするための専門スタッフによる巡回指導やサポータ

一養成研修などを実施してまいります。

次に、8ページをお願いいたします。

厳しい環境にある子供たちへの支援の充実でございます。

厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指して、就学前から高等学校までの各段階に応じまして切れ目のない対策を実施してまいります。

まず、就学前の対策としましては、資料の左下でございます市町村などへのコーディネーター、スクールソーシャルワーカーの配置や保育所への加配保育士の配置を促進いたしまして、関係機関と連携して支援する体制を整えてまいります。

その右のほうで、小中高の知・徳・体の課題に対する共通の取り組みといたしまして、資料上部の学校支援地域本部等事業では、支援から連携・協働への展開を推進するとともに、県立高校への設置も進めまして、33市町村172校が行う活動を支援してまいります。

また、放課後子ども総合プラン推進事業では、児童クラブなどの設置拡大に加え、食育学習を行う子ども教室に対する財政支援の拡充を図りますとともに、右側にあります若者の学びなおしと自立支援事業では、若者サポートステーションにおいて社会的自立に困難を抱える若者の就学や就労に向けた支援の体制強化を図ってまいります。

次に、知の課題に対する取り組みといたしましては、小中学校では、放課後などにおける学習支援事業において学習支援員の配置を拡充するとともに、授業から放課後まで一貫した学習支援をさらに充実することにより、学習の定着に課題のある児童生徒一人一人に効果的な支援を行ってまいります。来年度は35の市町村学校組合と212校を対象とした取り組みを予定しております。また、高等学校においても、学習支援員を増員するなど放課後などの補修による学習支援の充実を図ってまいります。

次に、徳の課題に対する取り組みでございます。下のほうのスクールカウンセラーにつきましては小学校への配置を拡大するとともに、支部の教育支援センターや拠点校に配置することにより県内の全公立学校への支援を行ってまいります。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、市町村や県立学校への配置拡充を進めますとともに、東部、中部、西部の各地域にチーフスクールソーシャルワーカーを配置することによりまして、さらに支援を強化してまいりたいと考えております。あわせて、心の教育センターへのスクールカウンセラーの配置を拡充し、ワンストップかつトータルな相談支援体制を強化いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

就学前の子供たちの教育・保育の充実でございます。

左側の一番上、幼児教育の推進体制構築事業では、子供たちの育ちと学びを小学校に円滑につなぐため、モデルとなる県版の保幼小接続期実践プランを作成し、各市町村におけ

る実践プランの作成を支援してまいります。

右側の親育ち支援では、引き続き親育ち支援啓発事業や基本的な生活習慣向上事業などによりまして、保護者の子育て力の向上を図ってまいります。

次に、10ページをお願いいたします。

市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化でございます。

真ん中の教育版「地域アクションプラン」推進事業では、教育大綱や第2期教育振興基本計画の方向を踏まえまして、知・徳・体の目標達成に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取り組みを支援してまいります。

次に、11ページをお願いします。

学校などにおける南海トラフ地震対策でございます。

来年度も引き続き、学校施設等の耐震化等の促進、防災教育の徹底を図ってまいります。

資料左側の①の県立学校の耐震化につきましては、昨年4月に発生しました熊本地震を受けまして、県立学校の体育館の非構造部材などについて調査・点検や設計の委託を行いますとともに、学校施設のコンクリート塀などの改修を実施してまいります。

次に、②の保育所、幼稚園などの地震対策の促進につきましては、来年度4園、土佐清水市で2、四万十市で1、黒潮町1でございますけれども、この4園の高台移転の施設整備への支援を予定しております。

その下の文化財の防災対策につきましては、高知城の城山の防災工事に係る費用を計上しております。

次に、右側の防災教育の徹底では、引き続き高知県安全教育プログラム震災編によります防災教育の指導方法を、防災教育研修会などで教職員に徹底するとともに、防災教育副読本などの教材を活用し、児童生徒に防災教育を浸透させてまいります。

③の実践的防災教育推進事業では、世界津波の日高校生サミットに参加した高校生たちを初めとした県内の高校生を集めまして、県版の高校生サミットなどを実施し、高校生の自主的な防災につながるよう支援してまいります。

次に、12ページをお願いいたします。

最後に、県立高等学校再編振興計画の推進でございます。

平成26年度に策定いたしました県立高等学校再編振興計画に基づく統合校の施設整備などを着実に実施してまいります。

以上が来年度予算案の概要でございます。

ここで、来年度の教育委員会事務局の組織体制について、あわせて御説明をさせていただきます。

13ページをごらんください。

主な組織改正の概要でございます。

まず、上のほうから、全国高等学校総合文化祭の開催準備の推進といたしまして、平成32年度に本県で開催されます高校生による芸術文化活動の祭典でございます「全国高等学校総合文化祭」の開催に向けた準備業務を着実に推進するため、高等学校課の指導主事を2名増員いたします。

次に、県立高等学校再編振興計画の推進といたしまして、新たに設置される高知国際中・高等学校及び須崎総合高等学校の統合準備を着実に進めるとともに、平成31年度から35年度までの後期実施計画を新たに策定するため、高等学校課再編振興室の指導主事を1名増員いたします。

さらに、心の教育センターの教育相談支援の充実のため、指導主事1名とスクールカウンセラー2名を増員いたします。

このほか、総務部からも説明がありましたとおり、スポーツ行政の一元化のため、現在のスポーツ健康教育課と青少年センターの所管する競技スポーツ・生涯スポーツに関する業務を知事部局に移管をし、所属の名称を「スポーツ健康教育課」から「保健体育課」に改称いたします。

所属数、職員数でございますけれども、所属数につきましては変更ございません。また、職員数につきましては、先ほど御説明しました知事部局への業務移管などに伴いまして、今年度比17人減の396人となっております。

続きまして、平成28年度一般会計補正予算、あわせまして高等学校等奨学金特別会計補正予算について御説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

平成28年度2月補正予算の総括表でございます。

一般会計補正予算につきましては、青少年センターや県立学校などの施設整備に係る入札などによる執行残の減額、国庫補助事業の内示金額の減額に伴う事業費の減額など、総額で7億1,000万円余りの減額補正するものでございます。

高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者が見込みを下回りましたことから、5,000万円余りの減額をするものでございます。

それぞれの予算議案につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、条例その他議案でございますが、高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案と職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案の2件でございます。

これらの条例議案につきましては、昨日総務部より説明をさせていただいておりますので、担当課長からの説明は省略をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。冒頭に御説明をいたしました教職員の不祥事のほかに教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の改定案について、また平成28年度高知県学力定着状況調査の結果について、そして須崎総合高等学校（高吾地域拠点校）の新通学路兼避難路の整備についての3件でございます。それぞれの案件につきましては担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管をいたします主な審議会等の12月議会以降の開催状況につきましては、審議会等と赤いインデックスがつけました資料をごらんください。

今回、御報告させていただきますものは、網がけをいたしております第2期高知県教育振興基本計画推進会議などございまして、確認をお願いしたいと思います。

私からの総括説明は以上でございます。

〈教育政策課〉

◎桑名委員長 それでは、教育政策課の説明を求めます。

◎渡邊教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、平成29年度当初予算について説明いたします。

資料No.②議案説明書（当初予算）の578ページをごらんください。

まず、歳入について主な内容を説明いたします。

左で、12教育費補助金の（3）教育センター費補助金は、教育センターが行う保育者に対する研修への国からの補助金でございます。11教育費委託金は、教育センターが外部専門機関と連携して行う英語指導力向上に向けた研修事業に係る文部科学省からの委託金でございます。5県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入は、教育センター本館の耐震改修工事に係る基金からの繰り入れでございます。

579ページをごらんください。

12教育債は、教育センター本館の耐震改修工事に係る県債でございます。

580ページをごらんください。

続きまして、歳出について、右側の説明欄に沿いまして主な内容を説明させていただきます。

まず、1教育政策費でございます。そのうち、1特別職給与費は、教育長の給与費、次の2人件費は、教育委員会事務局の一般職の職員の給与費でございます。

次に、3教育振興費でございます。581ページをごらんください。

まず、教育委員会委員報酬は、5人の教育委員の報酬でございます。新聞広告制作等委託料は、毎年11月1日の高知県教育の日「志・とさ学びの日」に、本県の教育に関するデータなどを広く公表するための新聞広告の制作等を委託する経費でございます。次に、訴訟事務委託料は、訴訟に備え弁護士に支払う着手金について、あらかじめ計上しているものでございます。次に、地域教育振興支援事業費補助金は、教育大綱及び第2期高知県教

育振興基本計画の施策の基本方向等を踏まえ、知・徳・体の目標の達成等に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取り組みを教育版地域アクションプランとして位置づけ、支援を行うものでございます。次の事務費は、教育委員会の活動経費を初め教育政策課の運営に要する経費などを計上してございます。

次に、4教職員費でございます。そのうち職員研修負担金は、本県の学校の力をもう一段高めるための取り組みの核となる教員の計画的な育成を図るために行います高知大学及び鳴門教育大学の大学院への教員の派遣に係る入学金及び授業料の半額を負担するものなどでございます。次の事務費は、大学院や国が行う中央研修への教員派遣、県外との教員人事交流に係る旅費等でございます。

次に、5情報教育推進費でございます。教育ネットシステム運用保守等委託料は、県内の教育機関にインターネット接続などの情報通信環境を提供する教育ネットシステムの運用保守などに要する経費でございます。この中には、今回、県と市町村が協力してインターネット接続口を集約した上で高度な情報セキュリティー対策を講じます高知県情報セキュリティークラウドへの将来的に教育ネットシステムを接続することを目指しまして、高知県情報セキュリティークラウドの運用状況を踏まえた上で、教育ネットシステムを最適化して再構築するために、平成30年2月末までとなっております教育ネットシステムの運用保守契約を10カ月延長するのに必要な経費なども計上してございます。次の県立学校校務支援システム運用保守委託料は、県立学校における情報資産を災害などから守るとともに、教職員の成績処理などの事務処理を効率化し、業務負担の軽減を図るため今年度から導入し、来年度から本運用を開始いたします校務支援システムの運用保守に係る経費でございます。

582ページをごらんください。

県立学校LANシステム整備等委託料は、県立学校の情報通信基盤であります校内LAN及び全ての県立学校で使用するコンピューターを安全かつ確実に管理するための基幹情報システムであります県立学校LANシステムの運用保守に係る経費でございます。次の県立学校情報セキュリティー強化対策事業委託料は、県立学校における情報セキュリティーの強化を図るため、県立学校の情報通信環境について政府－自治体間のネットワークであるLGWANに接続して生徒情報管理等の校務を行うネットワークと、インターネットに接続して授業に関する業務等を行うネットワークに分離して運用するのに必要な端末の整備及び保守管理等に要する経費でございます。次の学校情報通信技術活用促進事業委託料は、学校におけるICT機器の操作等に関するヘルプデスク業務等を委託するための経費でございます。次の事務費は、教育ネットシステムに係る回線利用料や県立学校におけるソフトウェア使用料などでございます。

次に、7教育センター費の1教育センター管理運営費でございます。一般職給与費は、

教育センターの一般職の職員の給与費でございます。清掃等委託料は、教育センター本館及び分館の清掃・警備及び機械の保守点検等を委託するための経費でございます。教職員研修管理システム運用保守委託料は、研修に係る出席申し込みや決裁等で事務処理を電子化するとともに、教職員の研修履歴を一元管理することができる教職員研修管理システムの運用保守を委託するための経費でございます。次の耐震改修工事監理委託料及びその次の耐震改修工事請負費は、昨年9月から施工しております教育センター本館の耐震改修工事に要する経費でございます。なお、工事完了は本年6月を予定しております。

583ページをごらんください。

運営費は、教育センターの運営に要する経費でございます。

次に、教員基本研修費でございます。これは法定研修である初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修のほか、2年、3年、4年次の教職経験者研修や、校長や教頭等を対象とした管理職研修などの実施に要する経費でございます。次年度におきましては、特に若年教員に対する研修を強化するために新たに採用前講座を実施するための経費を計上するとともに、若年教員の配置校におけるOJTを強化するための若年教員育成アドバイザーを、これまで配置しておりました教育センターに加えまして、新たに教育事務所へ4名配置することとしてございます。また、保育者研修におきまして、管理職を対象とした研修を強化することとしております。

次に、3教員専門研修費でございます。これは、特別な支援を必要とする児童生徒への指導力などの向上を図る職務研修強化の専門性と実践的な授業力などの向上を図る教科等研修、人権教育に係る指導力の向上を図る人権教育研修などの実施に要する経費でございます。

次に、4教育研究指導費でございます。これは本県の当面する教育課題の解決に向けた専門的研究を長期の研修として実施するほか、中学校数学教員に対する教育センターでの半年間の集中研修、また外国語教育を推進するための県内の教育研究団体と連携した研修やeラーニング研修等を実施するための経費でございます。

次に、5教科研究センター費でございます。これは教員の自主的な授業研究、教科研究活動を支援するため、県内4カ所に設置しております教科研究センターに係る利用者に対する助言などを行う指導アドバイザーの配置などの運営に要する経費でございます。

次の6資質向上研究事業費でございます。これは指導を要する教職員について、課題改善のための研修を行うための経費等でございます。

585ページをごらんください。

債務負担行為でございます。

1つ目の教育ネットシステム運用保守委託料は、先ほど説明いたしました教育ネットシステムの運用保守契約の延長に係るものでございます。2つ目の共通基盤ソフトの使用料

は、県立学校においてL Gドメインの電子メールアドレスに届いた添付ファイル等を安全に校務系ネットワークに取り込むためのソフトウェアの仕様に係るものであり、県庁における対応と同様に平成33年度までの継続利用に要する経費につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

平成29年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成28年度補正予算について説明をいたします。

資料No.④議案説明書（補正予算）の288ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入につきまして主な内容を説明いたします。

4 県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入及び13教育債の減額は、教育センターの耐震改修工事請負費等の減額に伴うものでございます。

289ページをごらんください。

続きまして、歳出について主な内容を説明させていただきます。

まず、1 教育政策費でございます。そのうち、1 特別職給与費及び2 人件費につきましては、今年度改正地方教育行政法に基づく新教育長の就任に伴い、これまで一般職給与費に計上しておりました教育長の給与を特別職給与費として整理したものでございます。

次に、3 教育振興費の地域教育振興支援事業費補助金の減額は、事業実施主体である市町村等の事業費が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、7 教育センター費の1 教育センター管理運営費でございます。一番下の耐震改修工事監理委託料及び次のページ、290ページにございます耐震改修工事請負費の減額は、教育センター本館の耐震改修工事に係る事業費が入札により見込みを下回ったことによるものでございます。

2 教員基本研修費及び3 教育研究指導費の減額は、教育センターで行う研修に係る経費が見込みを下回ったことによるものでございます。

291ページをごらんください。

最後に、繰り越しでございます。

教育センター本館の耐震改修工事について計画調整に日時を要し、平成28年度分の工事作業について年度内完了が見込めないために繰り越しをお願いするものでございます。

以上で教育政策課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 地域教育振興支援事業費補助金、教育版の地域アクションプランについてお聞きしたいんですけど、補正予算で減額ですが、これはどういう理由で。

◎渡邊教育政策課長 この補助金自体は、まさに市町村が行う事業に対して、基本的にはその半額を補助するものでございまして、年度当初に交付決定した額よりも実際に市町村で事業を進めていく上で安く済んだりとかして、事業費はそれまでかからなかったとい

うことは例年起こるものでございまして、その分について減額の補正をしておるというものでございます。

◎横山委員 この地域地域の教育の特性を生かしてやっているということに対して、これからも支援を続けていってもらいたいし、中山間であれば中山間なりの地域のアクションプランなどで、何か中山間であれば中山間的な取り組みだったり、市街地は市街地であったりとかというような、何か特色ある取り組みがあれば、御紹介してもらいたいと思うんですが。

◎渡邊教育政策課長 本事業は、各市町村がまさにその地域における教育課題を解決するために、市町村でかなり独自に考えてきてもらってやっているものでございますので、そういった意味では、その地域が本当に使いたいものに使っていただく、中身については当方としても、市町村の自主性ということをかなり尊重してやっておるところでございます。

御質問いただきました特徴的な取り組みということで申し上げますと、例えば、その中山間の活性化というようなことにつきましては、これ社会教育の分野になりますけれども、土佐町におきましては土佐町地域の元気づくり事業というようなことで、社会教育指導員の配置でありますとか、子供の遊びボランティアの育成事業でありますとか、そういった社会教育的なものに、なかなか市町村だけでは取り組めないようなものについても支援させていただいたりとか、あと、都市部で言うと、高知市が一番大きなところになるわけですが、まさに学力向上とか、そういった大きな課題を抱えているところで、次年度については学力向上のアクティブプランで、まさに新しい指導要領の考え方を市で取り組んでいくための野心的な研究でありますとか、これは継続ですが、家庭学習を充実させるためのパワーアップシートの作成・活用等、そういったようなことに使っている状況でございます。

◎横山委員 さっきの土佐町の事例とか、本当に中山間の地域の教育って、地域と教育というものがマッチした支援策と思うんで、またこれからも、ぜひともいろんなことで支援、助言よろしく願いいたします。

◎三石委員 横山委員と重複しますが、地域教育振興支援事業費補助金よね、市町村との連携が非常に大事になってくるんですけども、事業を進めていく上での課題とか問題点があると思うんですが、その点、もう一度お話しただけですか。

◎渡邊教育政策課長 その事業を進めていく上での課題という意味では、やはり市町村も体制がそれぞれございますので、ある意味では中身の充実について、県として補助もしているものでございますので、いかにコミットして、本当にその地域に役に立つものにしていくかが課題になっておると考えてございます。

それにつきましては、従前より3事務所に担当の指導主事を配置して、四半期ごとに状

況も確認させていただきながら、本当に一緒になってその事業を進めていく形で取り組んでおるところでございます。

◎三石委員 逆に、市町村のほうから県に対する要望というか、こういうふうにしてもらいたいとか、そういうようなことはわかりますかね。

◎渡邊教育政策課長 そういった意味では、先ほど申し上げましたとおり、本当にその地域がこれやりたいということについて支援をさせていただくもので、自画自賛的になりますけれども、非常に喜んでもらっているというのが大きな、一番中心的な反応かと思えます。その中で、さらに改善してほしいということに関して言うと、やはり事務的な手続の細かい部分が多うございまして、例えば書類の提出を年度内、人がかわる4月前にできるだけやってほしいとか、要望があるとしたら、そういったところになってございます。

◎三石委員 教育大綱とか第2期教育振興基本計画のポイントなんて、非常にいい案というのはできておるんやけれども、これは実際、きちっと各市町村で実践されて、実のあるものになっていかになくちゃいかんと思うんですね。幾らいいものを、施策を打っても、現場が動かんようじゃいかんわけよね、実際の話。そういう面で、今しきりにタテ持ちというか、チーム学校という形のことをやっていますよね。今回は高知市内のほうでコースもふやすというようなことも出ていますけれども、県全体で取り組んでいるチーム学校についての進捗状況というかな、どのような状況にあるのかをお聞きしたいんですね。

というのは、これも以前言うたと思うんですけども、ちょっと前に学習集団づくりというのが非常に、はやるというたら何やけれども、取り組まれた時期があるんです。高知市内なんか特にね、コの字型にしてね。意見、手を挙げて、はいはいはいはい言うてやね、子供同士が教え合って、競い合わすというのが非常にはやったんですね。それが主流を占めていた時期がありますよ、高知市なんか特にね。

ところが、実際は、一人一人の子供に学力がついたのか、本当にそのことがよかったのかということになると、いろいろ賛否両論あると思うけれども、私は決して実力がついたとは思ってないんですね。そんなことで、流行というか、はやりで終わっちゃいかんと思うんですね、継続していかんや。そんなことも思うんやけれども、チーム学校、タテ持ちの授業だけじゃないですわね、チーム学校というのは。もう少しうまくいっているのかなというような気がするんですけどね、他県にも行っていろいろ研究はされているみたいですが、本県の状況というのはどのような状況です。

◎田村教育長 チーム学校というのは、基本的には、以前から取り組んできた学校経営を、校長のリーダーシップにおいてしっかりやっていくことが基本だと思っています。それに加えて、最近特に言っているのは外部人材の活用であったりとか、あるいは学校組織体制を、しっかりとマネジメントがきくような体制にしていくというようなことを強調させていただいていることかと思っています。

その授業の中身の話でございますけれども、以前そういった郷土学習的な、グループ学習のようなことがはやりであったというようなこと、お話ございましたけれども、よく言われている次期学習指導要領での主体的・対話的で深い学びと、以前アクティブ・ラーニングというような言われ方をしていた中でも、そういうグループ的な学習というのは一つの大きな手法ということにはなっておりますけれども、それはあくまで手法であって、最終的にはどういった力をつけるかということの中で、そういうような手法も場合によっては取り入れていくという形で進めていってもらっていると理解しております。

◎米田委員 地域アクションプラン、大体100ぐらいの事業を34市町村等でやっていると思うんですが、市町村の偏りはないのかということと、150万円とか200万円とか上限があるんですかね。

◎渡邊教育政策課長 市町村という意味では、全ての市町村において取り組んでいただいているということで、その上限につきましては、児童生徒の数で上限設定をしております。その数がふえるほど補助の上限が上がっていくというようなシステムにしております。一番大きいところで、3,000万円を上限としているということがございます。一方で、そういうふうにしてしまうと、児童生徒の少ないところには補助金の額が少なくなってしまうので、最低の補助の上限額としては450万円を設定いたしまして、どんなに少なくても、それは下回らない上限額を設定しているという状況でございます。

◎米田委員 それで、中身を見よったら、例えば、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切るための取り組みと書いてあるんですけど、中身よくわかりませんが、それから学校等に対する意見や苦情等に適切に対応するための取り組みと書いて、それ自身が非常にそれぞれの頭使いながら、市町村、学校がやっていると思うんですけど、何かもう少しこういう事業ですとかというのを、また後で構いませんが、そういう資料を28年度、また来年度こんなやつやりますというのをぜひ資料いただきたいなということ。

自主的に市町村等が取り組んで、これは全県に普及せないかんよとかというようなやつについては、どんなふうに教育委員会として評価もし、普及させようとしているのか、もし例があったら。

◎渡邊教育政策課長 資料として本日別冊で参考資料、主要事業説明資料をお配りさせていただいておりますので、そちらの52ページをごらんいただければと思います。

地域アクションプラン推進事業でございますけれども、右下にこれまでの取り組み実績ということで、平成27年度のものでございますけれども、幾つか例として挙げさせていただいております。高知市のパワーアップシート、先ほど御説明申し上げたところでございますけれども、四万十市、いわゆる学力とかではない、不登校支援等の観点からも、昨年度のことでございますけれども、四万十市におけるいじめストップサミットを開催して、

そういったことの防止の機運を高める取り組みでありますとか、もしくは須崎市においては、ICT活用による授業改善で、デジタル教科書の導入とその実践研究等に取り組んでいる事例がございます。

その中身については、デジタル教科書とか幾つかの同じようなことやっている市町村もある一方で、本当に自由度がありますので、市町村それぞれでございますので、資料については、また後ほどというふうに思いますのと、そういったことの波及ということにつきましては、年度取り組んでいただいた後に成果事例集を取りまとめて、各市町村にフィードバックしてございます。そういったような形で、これらの事例についてはほかのところで参考にさせていただきたいと考えてございます。

◎米田委員 さっきも出ていましたけれど、いわゆる総合補助金、土木事務所へ1億円とかという出しゅう、一番地域にスムーズに活用しやすい、使い勝手のよい補助金だというふうに思うんで、余りこう制約とか条件とかつけずに本当に地域で、学校で、現場で、急いで生かされる、そういう補助金として使い勝手のよい、今何か事務の手続も煩雑というたら嫌よね、せっかくそういう使いやすい補助金ありながら、面倒やということではいかなので、ぜひ現場の声も聞きながら、改善しながら予算もふやしていただきたいと思いますと思いますが、予算はふえていきゅうんですかね。

◎渡邊教育政策課長 昨年度に比べると少し多目に積んでいるということでございますけれども、基本的な発想といたしましては、各市町村の事業費が積み上げになっている状況でございます。

◎金岡委員 米田委員の話と重複するんですが、事例がございますので、一つ申し上げておきたいと思います。

要するに、地域の人が学校応援団といったことで学校へ入っています。で、点数をつけたり、丸をつけたり、読み聞かせをやったりということをやっていますね。そうすると、かなりやっぱいい影響が出ていると思います。実を言うと、市内のある方から、ちょっと隣の町へもやってほしいというふうな話もありました。そういうようなことで進めておりますので、私、いい事例だと思うんですよ。ですから、ぜひともそういうところをどんどん伸ばしてやっていただきたいと思いますなど、支援をしていただきたいと思います。

長くなりますが、その背景は、今土佐町では1校ですけれども、前には6校ありました。その中の1校が極めて、要するに学習能力の高いところがありました。そこは何をやっているのかというと、そこはかつて読書、これをもう徹底的にやっていたね。そうすると、その子供は物すごく伸びました。それを、後を継いでいますので、そういうことをやっというふうに進められております。全員がボランティアですから、かなりきついところありますね、そこら辺をやっぱり、こういう事業でできるだけ支援をやっ

ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎渡邊教育政策課長 御指摘いただきました土佐町においては、まさに読書のまちづくりということで積極的に取り組んでいただいているところでございます。そういった読書環境というようなことにも、本事業費使えるところでございますけれども、そういった地域の自主性というのを、引き続き支援していくスタンスで取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎三石委員 教職員費のところ、いろいろなところに先生方研修に行っていますよね。そのあたりの実態というか、具体的には福井のほうへ行ったりとか鳴門教育大学へ行っているじゃないですか。どのような状況か、教えていただけますか。

◎渡邊教育政策課長 それにつきましても、先ほどの主要事業説明資料の21ページで資料ごらんいただければと思ひます。

学校の力を高める中核人材育成事業ということで、予算として出てきておりますのは、教職員費のものが当たるものでございます。一番下に実施内容として書いてございますけれども、計画をしておりましたり、また今年度派遣している大学院といたしましては2つ、鳴門教育大学の大学院と高知大学の大学院ということになります。

その中身といたしましては、鳴門教育大学につきましては教職大学院が設置されておりますので、今、指導要領で求められているような新しい教育というか、そのやり方についての深い学びでありますとか、学校組織マネジメントでありますとか、そういった高度な専門職としての学びをしていただいていることでもありますとか、小学校英語に対応する教員の育成でありますとか、また同じ鳴門教育大学で言いますと、4つ目の二重丸でございますけれども、臨床心理士の養成コースがございますので、そちらのほうに派遣をして、そのカウンセリングマインドを備えた教員の育成ということで取り組んでございます。

また、高知大学につきましては特別支援教育コースで、各学校における特別支援教育の中核となる人材の育成ということで、これは1年制の短期のコースになりますけれども、毎年度6名、次年度につきましても6名の派遣を行いたいと考えてございます。

また、県外の人事交流ということに関しましては、次年度も福井県に4名の教員を派遣したいと思っております。それはやはり、今年度から本格的に取り組んでおりますタテ持ちということの先進県でございますので、一人でもそういったことに対する生の具体的なノウハウを持ち帰っていただきたいということで、派遣を予定しております。

また、中央研修につきましては、国の教員研修センターで行う研修に対する派遣でございますけれども、こういったことにつきましても、校長や教頭等の管理職を中心に計画的に派遣をしていきたいと考えてございます。

◎三石委員 研修へ行かれて勉強するちゅうことは大事なことやし、今も続けてもらいたいんですけど、帰ってきた後よね、それが実際生かされているかな。

◎渡邊教育政策課長 帰ってきた後の活用ということにつきましては、指導主事への登用ということもございますし、また、指定校における研究において中心的な役割を担っていただくであるとか、特別支援教育についてもそういったことの中を担っていただくとか、そういった学んだことは生かしていただける。人事配置は、小中学校課なり高等学校課の担当にはなりますけれども、そういったことで活用していただいていると認識をしてございます。

◎三石委員 予算とは、直接は関係ないんですけど、教育政策課言うたら、私いつも言うんですけども、扇で言うたら、一つの扇のかなめであってやね、いろいろな課と連携というか、情報も聞きながら、全体を見渡していろいろな施策を打っていくちゅうことはうんと大事になってくると思うんですよね。そういう面では十分理解されていると思うんですけれども、どういうことを留意されて他の課とは連携されています。

◎渡邊教育政策課長 年度当初より、そういったお話もいただきまして、特に今年度、大綱計画の実行初年度という中で取り組んでまいりました。そういった意味では、一番大きい部分については、大綱計画のPDCAを回すということは大きな仕事であったかと思えます。そういったことに関しては、少しうるさいと思われるところもありつつも、やはりそういったことを回していく上では、いかに数字をきちんと目に見える、誰にもわかるような形で示しながら検証していったことが重要になるかと思えます。

そういったことについては細かいところも含めて、各課と協議をさせていただきながらPDCAを回すという作業をしてきたつもりでございます。その中におきましても大きな政策に関する話等は、常日ごろから所属長同士で議論をして、今年度進めてまいったという状況でございます。

◎池脇委員 政策課も、センターの管理を受け持っているわけですけども、センターの一つの機能としては、研究機能もあると思うんですよね。研究という文字がついた事業が2つあって、教育研究指導費とそれから資質向上研究事業費というのがありますね。で、教育研究指導費というのは、これは退職したOBの先生方が研究のいろんなアドバイスをするという話でしたですかね。この事業の中身、もう一度確認をさせていただきたいんです。

◎渡邊教育政策課長 教育研究指導費でございますけれども、その研究という面で申し上げますと、専門的な研究を長期の研修として学校現場に籍を置きながら1年間、その教育課題に沿った研究を、センターの指導主事とその現場に籍を置いた教員、そしてそういった研究チームが大学の先生とかからも指導いただきながら、アクティブ・ラーニングでありますとか、生徒指導上の解決に向けた対策でありますとかを、みっちり研究するというような取り組みを行ってございます。

◎池脇委員 それは非常に大事ですね。ある意味では教授方法ですかね、授業のあり方と

か、そういうことの研究ということなんですね。

もう一つ、この資質向上研究事業費というのは、これはどういう内容なんですか。

◎渡邊教育政策課長 端的に申し上げて、いわゆる指導力不足の教員に対する改善に向けた研修を行う研修費でございます。

◎池脇委員 これは研究じゃないですね。

◎渡邊教育政策課長 実際問題としては、指導改善の研修に関するものがメインにはなっております。

◎池脇委員 研究という項目でくるのであれば、その研究の結果というものを報告する、あるいは記録を残す、あるいは研究した成果を発表するということが、これは附帯的についてくるわけですね。だから、さっきの教育研究指導費というのは、そのあたりはやっておられると思いますけれども、この資質向上研究というのは研修ということですから、これは命名をちょっと変えたほうがよろしいんじゃないですか。

◎渡邊教育政策課長 予算の費目等にかかわるものでございますので、財政課とも協議をさせていただきたいと思っております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈教職員・福利課〉

◎桑名委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 教職員・福利課でございます。

まず、平成29年度当初予算案につきまして説明をさせていただきます。

お手元の資料の資料No.②議案説明書の586ページをお願いいたします。

歳入について、ページ中ほどの節の区分に沿って主なものを説明させていただきます。

一番上の庁舎等使用料は、教職員住宅の敷地に設置しております四国電力やN T Tの電柱など、目的外使用許可に係る使用料収入でございます。次の教育職員検定手数料は、教員免許状の交付や免許更新に係る手数料収入でございます。2つ飛びまして、1土地売却収入は、使用する見込みがないことから、売り払いを予定しております教職員住宅の売却収入を計上しております。

次の県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入と、次の587ページの一番下でございます(4)職員住宅整備債につきましては、どちらも教職員住宅の建築等に係る工事費に充当するものでございます。

587ページをお願いいたします。

上から2つ目の退職手当債は、公立小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員などの退職手当に充当するものでございます。

続きまして、588ページをお願いいたします。

歳出につきまして、ページ右側の説明欄に沿って説明させていただきます。

まず、1 一般管理費の退職手当は、公立小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員、臨時教職員などの退職手当でございます。次の公務災害補償基金等負担金は、教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対し、その補償を行うために設置されております地方公務員災害補償基金への負担金などでございます。

次の2の福利厚生事業費の定期健康診断等委託料は、県立学校の教職員の定期健康診断等やメンタルヘルス不調を未然に防止するためにしておりますストレスチェックの検査等を実施するための経費でございます。

次の589ページをお願いいたします。

一番上の職員健康診断等委託料は、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費でございます。次の人間ドック事業負担金は、公立学校共済組合高知支部が実施いたします県立学校と事務局職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものがございます。次の衛生管理者講習会等負担金は、衛生管理者の資格試験の事前に行われる講習会などを受講するための負担金でございます。その次の事務費の主なものは、教職員数50人以上の県立学校に配置が義務づけられております学校管理医に対する謝金や、県立学校や事務局の管理職などを対象とするメンタルヘルス講習会に要する経費などがございます。

その次の3教職員住宅等整備費の測量設計等委託料は、教職員住宅の新築工事の管理や耐震改修工事の設計、老朽化し使用する見込みのない住宅を処分するための用地確定の測量などを委託するための経費でございます。次の教職員住宅管理委託料は、教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費でございます。次の教職員住宅賃借料です。県立学校の教職員住宅は、これまで公立学校共済組合の融資資金を借り受けておりまして、建設してまいりました。現在、償還の対象となっております教職員住宅は、平成10年度から14年度までに建築しました10棟60戸でございますが、この賃借料は償還に要する経費でございます。次の建築工事請負費は、南海トラフ地震に備え今年度解体いたしました中村地区の中沢口宿舍の土地に、新たに教職員住宅を新築するための工事に要する経費でございます。1つ飛ばしまして、事務費でございます。事務費の主なものは、教職員住宅の処分のための不動産鑑定に要する経費などがございます。

次に、4教育振興費でございます。まず、教育関係職員名簿作成委託料は、小中学校、高等学校、県や市町村の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費でございます。次の事務費の主なものは、芸術文化・スポーツなどの分野で他の児童生徒の模範となる活動や、功績が顕著な者を表彰し、その努力と成果をたたえる児童生徒表彰に要する経費や、永年の勤続者や教職員の地道な教育実践などをたたえる教職員等表彰に要する経費でございます。

次に、5教職員費でございます。次のページ、590ページをお願いいたします。

まず、健康診断委託料ですが、当課で雇用を予定しております臨時的任用職員の健康診断に要する経費でございます。次の適性検査判定委託料は、教員採用選考審査などにおける適性検査を委託して実施するための経費です。その次の選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や採点業務などを委託して実施するための経費でございます。その次の総合人事給与システム運用保守委託料は、教職員に係る総合人事給与システムの保守運用を委託するための経費でございます。その次の教員免許管理システム運営管理費負担金は、教員免許の更新事務等を円滑に行うため、全国統一の教員免許管理システムの運用保守などに係る経費を負担するものでございます。次の事務費の主なものは、教員の採用審査に要する経費や、教員免許法に基づく免許状の授与のために要する経費などでございます。

下の計の欄をごらんください。当課の平成29年度当初予算額は101億3,823万6,000円となっております。前年度と比べまして4億6,845万9,000円、約4.8%の増となっております。これは退職見込みの増による退職手当の増加と教職員住宅の建築工事に係る経費の増加が主な要因でございます。

続きまして、平成28年度2月の補正予算案につきまして説明をいたします。

お手元の資料No.④の議案説明書の292ページをお願いいたします。

歳入について、ページ中ほどの節の区分に沿って説明させていただきます。

(1)の県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入と一番下にあります(5)の教職員住宅整備事業債につきましては、後ほど説明いたします歳出予算の減額に伴い減額補正をするものでございます。

次に、上から2つ目の(4)退職手当債は、退職手当の総額に変更はございませんが、2月の補正予算におきまして退職手当債を増額するものでございます。

歳出につきまして、293ページの右側の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、1福利厚生事業費の定期健康診断等委託料の減額は、県立学校で実施しております定期健康診断について、受診者が見込みを下回ったものでございます。

その次の2の教職員住宅等整備費の測量設計等委託料の減額は、職員住宅の新築工事実施設計委託料などの執行残で、解体工事請負費の減額は教職員住宅の解体工事の執行残でございます。

最後に、繰越明許費について御説明いたします。

294ページをお開きください。

教職員住宅等整備費は、教職員住宅改修工事の管理委託業務について計画調整に日時を要し、平成28年度中の事業が完了しないことから繰り越しをお願いするものでございます。

2月補正予算の説明につきましては以上でございます。

教職員・福利課の説明は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 教育振興費の事務費ですけれど、児童を表彰したり先生を表彰したりということは、もうちょっと具体的に例を言うたら、どんな方が表彰されて、どんなことをしているのかを教えていただけたら。

◎坂田教職員・福利課長 表彰等の内容でございますが、教育委員会規則等に基づいて行っております。

1つは、学校表彰ということで、教育研究の実践表彰であったり、健康推進の活動に取り組んでいるような学校、そういったものの学校表彰を28年度は15校実施しております。それと教員表彰ということで、土佐の教育実践表彰、土佐の教育奨励表彰、土佐の教育功績表彰ということで、比較的若い職員からベテランの職員まで、そういった方の活動に対しまして表彰を実施しております、平成28年度は合計94名を表彰しております。

それと、永年勤続表彰がございまして、これは勤続年数が25年以上かつ50歳以上の方になりますけれども、そういった方が平成29年度は314名でございます。

それとあわせて、第2期の高知県教育振興基本計画の活動の実績に基づいて、そういった表彰なんかも実施しております。

あと、児童生徒表彰につきましては、褒める教育を推進し、他者から認められる自己肯定感を高めるとともに、学校全体の活力を高めるため児童生徒表彰を実施しておりますが、これにつきましては今年度222名、それと団体で84団体を表彰しておるところでございます。

◎横山委員 最後の児童ですけれど、84団体、1つ2つ例を言うと、どういうことで表彰されたんでしょう。

◎坂田教職員・福利課長 表彰としましては、ボランティアであるとか文化・スポーツ活動、そういった活動に対しまして表彰しております。

◎横山委員 今、地域本部事業とかいろいろやられていますし、こうやって表彰して、しっかり認めてあげるというのも、さらにやる気になってくると思うんで、またぜひよろしくをお願いします。

◎米田委員 退職の人数、定年退職とか勸奨とか、この三、四年ぐらいの推移はどんなんですか。

◎坂田教職員・福利課長 今年度で申しますと、予算ベースになりますが、退職手当の当初予算につきましては定年退職264人を見込んでおりました。それが来年度は287人ということで、プラス23人という状況でございます。勸奨とか普通退職等につきましては、ほぼ例年並みということでございますけれども、全体の合計数で申しますと、正職員で申しますと、今年度当初予算では421名でしたのが、431名と見込んでおります。

それと臨時教職員につきましても、退職手当を支給しておるわけでございますが、平成28年度当初予算では759人でしたが、来年度は776人を見込んでおります。

今後でございますけれども、平成三十二、三年度までは退職者数がふえていくことになっております。そういたしますと、来年度は95億円余りの予算をお願いしておるわけでございますけれども、ここ四、五年のうちに100億円台ということで、平成三十二、三年をピークにして、退職手当はまた減っていく見込みを立てております。

◎米田委員 先生の再任用はふえていますか。校長先生も何人か再任用というて。

◎坂田教職員・福利課長 再任用につきましては、3年に一遍年齢が引き上がっております。その中で今、今年度退職される方は62歳までになります。その結果、61歳から62歳になったということでありまして、今年度は113名だと思っておりますけれども、再任用の方がいらっしゃいます。来年度につきましても、140人ぐらいだと思っておりますけれども、再任用予定の方となっております。今後、29年、31年、33年ということで65歳まで段階的に引き上がっていくと、再任用の上限が引き上がっていく状況でございますので、再任用につきましてもしっかり確保していきたいと思っております。

◎米田委員 毎年問題になっちょって教育委員会も苦勞、努力されています。先生のいない学校、再任用がこうやって若干ふえつつあるということは、人的には対応できるのか、そうでもないのか。

◎坂田教職員・福利課長 先ほども申しましたように大量退職、大量採用の時代になっております。その中で昨年度はちょっと欠員といいますか、その中で御迷惑かけたわけでございます。今年度当初につきましてはそういった状況、欠員という状況等はなかったということでございます。ただ、12月、年度途中までになってきますと、やはり産育休であったりとか病休等で若干欠員が出た時期もございましたけれども、何とか学校現場のほうの御協力もいただきまして、クラスの中で先生がいないといった状況は避けれたと考えております。

ただ、採用については非常に厳しい状況が続いておりますので、しっかり臨時教員も含めて確保していきたいと思っております。

◎米田委員 最後に、先生の多忙化はなかなか実際解消もできてなくて、病休される方が相変わらずたくさんおいでると思うんですが、病休の状況と、その中でいわゆるメンタルで1カ月以上休まれちゃう人の推移はどんなんですか。

◎坂田教職員・福利課長 この3年の推移を申し上げますと、病気休職者の数でございますが、平成25年度は89名、26年度は94名、27年度は89名という状況でございます。そのうち、御質問のありましたメンタル、精神疾患の病気休職者の数で申し上げますと、平成25年が51名、26年が48名、27年が55名という状況になっておりまして、ここ10年程度、大体40名から50名ぐらいの方がメンタル疾患でお休みをされている状況でございます。

平成28年度につきましては、途中段階でございますけれども、メンタルで、精神疾患でお休みしている方は44名となっております。昨年と比べますと減少しておるといふふうに考えております。それと、その対策でございますけれども、やはり予防的な取り組みが大事ということで、教職員はストレスであるとか心の健康について、正しくといいますか理解していただいて、ストレスの軽減や対処方法、そういったものを身につけていただくことがまず一番だと思っています。そのために健康管理講座であるとか、管理職を対象とした研修など、力を入れております。今年度から、また新たな取り組みとしてストレスチェック制度も始まりましたので、そういったものを個人のケアに使っていくと同時に、職場環境の改善なんかに活用しているということで、組織的に対応していきたいと考えております。

◎米田委員 総務部のほうでもお聞きしたんですけれど、なかなか急いで焦ってやってもいかん。心のゆとり、ほんで環境大事なわけですけど、教育現場の場合は、たちまち復帰しても子供さんがおる、それから教師集団もそれぞれ忙しゅうて、いい悪いの構えどころか、それぞれが精いっぱいという状況を本当に解決しないと、先生の弱さの側面も重なって一気に出るわけですよ。そういう点も、本格的な対応をしていかないとなかなか教育現場、復職復帰するのん大変だと思うんですけど、今管理職の研修もやるというて言われていますが、研修ももちろん大事なんですけれど、そういう環境づくりよね、本当大事だと思うんですが、その点はどんなふう。

◎坂田教職員・福利課長 おっしゃるとおりだと思っています。職場環境の改善ということで、例えば学校長が率先して、そういった職場環境の改善について取り組んでいくということであるとか、組織的に個人、特定の教職員の方に過度な負担がかからないよう、そういう目配り、気配りをしながら、学校の現場をマネジメントしてもらうことは大事だと思いますので、そういった視点も、また4月以降お話をしていきたいと思っています。

◎桑名委員長 再任用が出たんで、私のほうからお聞きしたいんですけど、これは課長に聞くのがいいのか、教育長かもしれませんけれど、校長先生の再任用です。一般の教員の再任用というのは、人手が足りないから、これはいいと思いますが、校長の再任用というのは、次に控えている教頭先生、副校長クラスの、要は人材なんだからやっているのか、でも新しい人材を登用することによって、また新しい教育というのが生まれてくると思うんですけど、校長先生を再任用するほど今高知県の次のレベルの人たちが、どういったことで校長の再任用をしているんですか。

◎田村教育長 まず、先ほども課長からありましたように、だんだん再任用の年齢が62歳、あるいは最終的に言うと65歳まで上がっていくということになりますと、最終的には65歳が、ある意味退職のときというようなベースができてくると思っています。そうい

う中で今の状況を申しますと、本当に大量の退職という中で、ある意味、校長も含めて残ってもらわないと、まず全体の数が足りませんという問題がございます。

それと、校長で再任用にする場合も、全て希望があれば再任用にしているわけではなくて、校長さんの中でも、やはり続けていただくのがふさわしいという方に絞って再任用していただいているというようなこともございます。ということもございますし、下がつかえているんじゃないかという問題については、これまでは、要は60歳までで最終的に退職ということが大前提やったと思うんですけれども、これからは、先ほど申しましたように62歳であり65歳までは勤められるということを前提に、校長さんとしてふさわしい方であれば、そこまで勤めていただくということがベースになってきますので、少し校長になるのがおくれたら、校長として勤める期間はということもあろうかと思っております。

◎**依光副委員長** 校長先生ということで、言うたら学校経営のトップであるということで、定年退職に向けて次の引き継ぎというか、だから校長先生も、人事権はないかと思うんですけれど、次の校長はこういう先生、例えば学校経営の中で、地域とのかかわりの中で一緒にやっていた教頭先生に、次は引き継いでもらいたいとかですよね、そういう権限は、最終的には人事なんで決められんかもしれんですけれど、託すみたいな話もお聞きするんです。そういう中で、結局1年間、最終年度やということで校長先生が一生懸命やって後継ぎはこの人だって構えて、また再任用すると、何かそれはそれで変な話。だから、学校経営の中で結局、校長先生の気持ちとしては、最終年度なのか再任用があるのかってわからんと学校経営にならん。民間企業やったら、結局、社長が次に引き継ぐという人材育成も含めてやっていく話やと思うんで、何か考えていかんと組織マネジメントともかかわってくると思うんで。

◎**田村教育長** 人事の話ですんで、それは、当然その学校それぞれを大事にしていくという視点もあると思いますけれども、加えて県全体の最適という考え方も、両面を見ながら配置をしていくことになると思いますんで、そこはやはり個別・具体的にヒアリングもやっておりますんで、そういうヒアリングの中から県教委として最終的に判断をさせていただくと、そういうことかなというように思っておりますけれども。

◎**桑名委員長** それでは、質疑を終わります。

それでは、ここで一旦休憩をいたします。再会は3時半といたします。

(休憩 15時12分～15時28分)

◎**桑名委員長** 休憩前に引き続き再開いたします。

〈学校安全対策課〉

◎**桑名委員長** 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎三浦学校安全対策課長 学校安全対策課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料No.②議案説明書の591ページをお願いいたします。

それでは、歳入でございます。ページ中ほどの節の区分に沿って主要なものを説明させていただきます。

上から3行目でございます(1)学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の授業中や部活動におきまして、負傷等をした場合に医療費などを給付いたします日本スポーツ振興センターの災害給付金の掛金につきまして、保護者の方々に負担していただくものでございます。項目2つほど飛ばしまして、下から3つ目の(5)文教施設等災害復旧費負担金でございます。県立学校が台風などの災害を受けまして、被害を受けた際に計上いたします復旧の経費に充当する国の負担金でございます。その下の(4)学校施設等整備費補助金は、施設整備の事務費に係る国の交付金でございます。その下の(5)児童生徒支援費補助金につきましては、地域ぐるみの学校安全体制整備事業費補助金に係る国の補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

2行目でございます(3)児童生徒支援費委託金は、国の防災教育等のモデル事業にかかわります委託事業に係る国の委託金でございます。

項目を3つ飛ばしまして、一番下でございます(3)学校安全対策課収入でございます。こちらは、日本スポーツ振興センターから災害共済給付金として児童生徒に支払われます医療費を、一旦県が受け入れするものでございます。

次のページ、高等学校等施設整備事業債につきましては、県立学校の施設整備に充当する県債でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。右側の説明欄に基づきまして、主要なものを説明させていただきます。

1施設整備費でございますが、こちらは県立学校施設の改修などの施設整備に要する経費でございます。

595ページの一番上の設計調査等委託料でございます。こちらは、阿南安芸自動車道の事業用地にかかっております安芸高校の野球場を移設するための設計の費用であったり、その他、県立学校施設の改修工事の設計等を委託するものでございます。3つ飛ばしまして、上から5つ目になります施設整備工事請負費でございます。こちらは、高知若草養護学校子鹿園分校のプール新築工事や窪川高校のプール改修工事などの工事を実施するものでございます。

次に、2維持修繕費でございます。こちらは、県立学校施設等の維持修繕に要する経費と南海トラフ地震対策といたしまして、県立学校のコンクリートブロック塀の改修、また

県立学校の体育館の非構造部材等の耐震化を進めるものでございます。コンクリートブロック塀の改修につきましては、当初、平成31年度までに完了するという予定で取り組んでおりましたけれども、前倒しをすることで、30年度の完了に向けて取り組みを進めておるところでございます。

次の596ページをお願いいたします。

教育の森造成事業費でございます。教育の森造成事業費補助金と教育の森施業転換資金利子助成補助金につきましては、県立高校の教育の森の維持管理を行っております高知県森林整備公社への補助金でございます。教育の森につきましては、分収林制度を活用いたしまして青少年の自然への理解と郷土を愛する精神を養うとともに、教育施設の整備を目的といたしまして、昭和43年に創設されております。この制度におきまして造林の役割を担っていただいております森林整備公社が、教育の森の植林であるとか間伐などの森林経営を行うために過去に借り入れた借入金の元利償還金や利息の支払い、また管理経費等につきまして補助するものでございます。

次の2学校安全推進費でございます。こちらは、防災教育を初めとしました学校安全教育の推進に取り組む経費でございます。まず、安全運転講習委託料につきましては、県立学校におきまして、通学で原付自転車を使っている高校生などを対象にした安全運転講習を行うものでございます。

次の実践的防災教育推進事業委託料は、来年度は7つの拠点校におきまして、緊急地震速報などを活用いたしました避難訓練の実施や高知県安全教育プログラムに基づく実践的な防災教育に取り組むものでございます。そのための市町村への委託料でございます。防災キャンプ推進事業委託料は、来年度は4地域において実施をいたします。児童生徒が避難訓練を体験として学ぶ防災キャンプを、地域と連携して実施するものでございます。同じく市町村への委託料でございます。避難所運営訓練等委託料につきましては、県立学校や公立学校の教職員、防災担当者は悉皆研修という形で実施をいたします。この研修の中で避難所運営訓練を実施するものでございます。安全教育推進事業委託料につきましては、交通安全教育や防犯教育などのモデル事業を実施するため市町村へ、同じく委託として事業実施するものでございます。地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子供の安全を守るため、警察官OBの皆様などにスクールガードリーダーとして配置をし、学校の巡回指導であるとかスクールガードに対する指導等を行う市町村に対しまして、その経費を補助するものでございます。

次のページ、災害共済医療費等給付金でございます。こちらは学校の授業や部活動、また登下校中などに児童生徒がけがを負った場合につきまして、日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものでございます。その下の事務費でございます。先ほど申しました日本スポーツ振興センターからの給付金に対しましての掛金です。掛金

については県からスポーツ振興センターへお支払いするという位置づけになっております。こちらが2,400万円余りの経費となっております。また、そのほか、昨年11月に開催いたしました「世界津波の日」高校生サミットを受けまして、来年度から県内高校生の主体的な防災活動を支援するという事で、高知県版の高校生津波サミットを開催することといたしまして、その経費870万円余り、そのほか、例年開催しております防災の教育研修会であるとか、学校へ派遣いたします学校防災アドバイザーの派遣経費などを計上してございます。あと、そのほか震災に備えまして、県立学校の児童生徒、教職員用の備蓄のための水、食料品につきまして、5分の1ずつ毎年更新することとしております。そちらの経費を720万円余り計上してございます。

一番下になります。1文教施設等災害復旧事業費になります。こちらにつきましては、台風などの災害を受けた場合に備えまして復旧に要する経費としまして、あらかじめ一定の予算額として1,000万円予算計上をお願いするものでございます。

当課の平成29年度当初予算額につきましては15億7,343万円となっており、前年度と比べまして1億9,743万7,000円、11.15%の減額となっております。こちらにつきましては、既存施設の改築工事などの減額が主な要因でございます。

続きまして、2月補正につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.④お願いいたします。④の296ページでございます。

こちらも、右側の説明欄に基づいて説明をさせていただきます。

1施設整備費でございます。こちらの設計調査等委託料と施設整備工事請負費の減額につきましては、県立学校の改修工事であるとか空調設備の整備工事の入札減などによるものでございます。

その下の1学校安全推進費の減額につきましては、県立学校に配備しておりますAEDの更新を今年度実施しております。こちらの購入費が入札減によりまして、その差額を減額するものでございます。

その下の1文教施設等災害復旧事業費につきまして、今年度は幸いなことに台風などで学校施設の被害がなかったことから減額をするものでございます。

なお、歳入については、歳出に合わせまして減額を行っております。

最後に、繰越明許費について御説明をさせていただきます。

298ページをお願いいたします。

施設整備費と維持修繕費につきましては、12月議会におきまして繰り越しを承認いただいておりますが、今回追加となっております。施設整備費につきましては、入札の不調によりまして、今年度中の工事の完了が見込めなくなりました高知丸の内高校プール改修及び倉庫等改築工事などの事業を追加するものでございます。維持修繕費につきましては、9月補正にて承認をいただきました県立学校の体育館の非構造部材等の耐震化調査委

託業務につきまして、当初、1月中に現地5つの学校で調査を実施する予定としておりましたが、学校の行事との日程調整のために現地での調査が2月まで延びてございます。そのため、体育館の現状の分析、また対策の検討に日数が必要、4月までの一月間委託期間を延長させていただきたいということで、繰り越しをお諮りするものでございます。

学校安全対策課からの説明は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 ブロック塀の改修を1年前倒しするって、これ大変評価すべきことで、ぜひとも頑張ってもらいたいなと思いますけれど、県立高校はこれで見通しが立てたんでしょうけれど、市町村についてはどんな状況でしょうか。

◎三浦学校安全対策課長 市町村の小中学校のブロック塀につきましては、県としましては、正確な現状の数値を把握していない状況でございます。少し前のデータとしましては、50%を下回る状況で改修の必要があるのではないかと、6割ぐらいのブロック塀を改修する必要があるのではないかという数値もございます。ですので、建物本体の耐震化はほぼほぼ終了してございますので、これからは、いわゆる非構造部材の対策を進めていただきたいということでお話をさせていただくことになりまして、国に対しても有意義な補助制度なりを設けていただきたいということで、政策提言を続けてまいるということで考えております。

◎米田委員 施設整備費で既存の施設の整備費なんですけれど、4億円何ぼかで、前年かというたら、8億5,000万円ぐらいかというたら、大分減っちゃうんじゃないかというふうに思うんですが、その要因は何ですか。

◎三浦学校安全対策課長 個別の施設ということではないですけれども、県立学校空調設備につきまして、普通教室と、あと一部の特別教室を今年度事業で導入してございます。こちらの事業費が4億1,000万円減額になってございます。あとは、その既存の施設の整備費につきまして3億7,000万円ほどの減額となっております。こちらが大きく減額要因となっております。

◎米田委員 各学校を訪問視察したときに懸案事項ということで、生徒たちの食堂の改修だとかいろいろされるわけですが、今、その平成30年度、翌年度からはどんな計画になっちゃうのか、そういう懸案事項は学校の側から出されていないのか。

◎三浦学校安全対策課長 学校からは、私ども課の職員が、必ず年に1回は建築課の職員と訪問させていただいて現状を確認させていただいております。その際に学校から改修の要望を承ります。金額が大きな改修工事につきましては、私ども課が直接工事を発注すると。250万円未満の比較的軽微な修繕につきましては、学校のほうに予算を令達して執行するというを考えております。

実際、金額の大きなものについては、やはり財政状況が厳しいということで、財政課と

協議をしながら予算をつけているという状況になりますので、その都度、学校からの要望に基づいて予算要求をしているという状況になります。

◎米田委員 一気にはいきませんが、出されてきている要望、トータル事業費からしたら、平成30年度以降どんな対応ができるのか、計画があれば。

◎三浦学校安全対策課長 学校施設だけではなくて公共施設の改築計画をどうするかというのは、今年度、県として計画を策定するようになっております。学校施設は、公共施設の中でも非常に大きなウェートを占める施設になりますので、それぞれの学校に対してどれぐらいのお金を入れていかないといけないのかというのを、一定、今後の計画として押さえるということを考えております。ですので、今学校側から、ここが壊れているとかここを直してもらいたいということでの要望をいただいております。それに対して対応しているという状況になりますけれども、もう一つは大きな世界として、それぞれの学校に今後年度計画を立てて、どれぐらいのお金を投下していくのかというのを計画立てていくというのを、今後計画として立てていくことに考えています。

◎米田委員 総務委員会が回ったときもなかなか切実なね、長いこと待たれているところもたくさんあるわけで、子供たちが学び、毎日通うところですし、避難所にもなったりするところなんで、ぜひそこら辺は知事部局とも協議しながら、特別なやっばり力も入れて、ぜひ前を切り開いていっていただきたいと思いますので、重ねて要請をしておきたいと思います。

◎三石委員 AEDを県の各出先なんかにも置いとるんやけれども、県庁とかね。学校安全対策課のほうで扱っているAEDの状況、どのくらいでというのんわかります、どんなような状況か。

◎三浦学校安全対策課長 各学校に、基本的には2台設置をしてございます。分校であるとかという比較的小規模な学校におきましては1台という配置をしてございます。それに加えて、本課で購入したものを貸し出すという位置づけで、さらに大規模高校につきましては配置をしているということで、2台から4台配置をしている状況にございます。

◎三石委員 このAEDで命が助かったとか、そういう事例はありますか。

◎三浦学校安全対策課長 実際に命が助かったかどうかは確認しておりませんが、使用実績としては聞いてございます。

◎三石委員 そういう練習というか訓練というか、ぱかっとならしたら、音声で誰もができるような状況になっておるらしいけれど、そんな訓練とかそんなのは奨励しているわけ、この課で。

◎三浦学校安全対策課長 もちろん訓練して使えるように、全ての教職員が使えるようにということで学校にお願いをしておりますし、研修を行う際には台数自体が足りないということもありますので、研修用にも用意をしておるということでございます。

◎三石委員 それと、水の入れかえをすればいいと言いましたわね。どれくらいお金がかかると言ったっけ。

◎三浦学校安全対策課長 例年ですと1,400万円程度の予算を要求してございますが、来年度の予算に限定しますと、来年度予算が、非常に財源が厳しいということがございまして、今年度の執行残の予算で先食いをしているところがございまして、来年度は当初予算として720万円余りを計上してございますけれども、先に800万円程度先食いをしていると、年度末に入れていくという状況でございます。

◎三石委員 いざというときのために水を用意しておくことは大事やけれど、期限が来たら、それ飲むちゅうわけにもいかんでしょう。使用をどういうふうにはかすわけ。

◎三浦学校安全対策課長 学校に対しましては、避難訓練と防災訓練の際に使ってほしいということでお伝えをしております。捨てるということは、決して考えておりませんので。

◎桑名委員長 以上で終わります。

〈幼保支援課〉

◎桑名委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎溝渕幼保支援課長 幼保支援課です。よろしくお願いいたします。

幼保支援課の平成29年度当初予算と平成28年度補正予算について、主要事業を中心に御説明をいたします。

まず、平成29年度当初予算につきまして、お手元の資料No.②の高知県議会定例会議案説明書の599ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

科目の欄の中ほどにあります12教育費補助金については、私立幼稚園の運営や認定こども園の施設整備及び保育士の確保対策に係る国からの補助金や交付金でございます。その下にあります。2つ下の11教育費委託金は、幼児教育の質の向上を図るための推進体制に関する調査研究について、今年度に引き続き文部科学省からの委託を受けるようにしております、その委託金でございます。

次の600ページをおあけください。

1行目にあります4職員等こころざし特例基金繰入は、保育所、幼稚園等の高台移転を含む南海トラフ地震対策として、保育所、幼稚園等への補助を行うための基金でございます。

次に、歳出でございます。601ページをお願いいたします。

当課の平成29年度当初の歳出予算額は、2幼保支援費にありますとおり36億8,476万5,000円となっております、前年度に比べて5億8,819万7,000円の減額となっております。

す。大きく減額になった理由といたしましては、主に保育士確保のための保育士修学資金貸付等事業費補助金が、平成28年度に3年間分をまとめて国から交付されたため、平成29年度はその国費分を予算計上していないことによるものです。

次に、歳出の主なものについて右にあります説明欄に沿って御説明いたします。

1の幼保連携推進費でございます。この事業は、乳幼児期の保育及び教育の充実を図るための環境整備や保育者の研究の充実を図るものでございます。上から4つ目にありますシンポジウム開催委託料は、本年度文部科学省の委託を受け幼児教育の推進体制構築事業を実施し、幼児教育の推進体制シンポジウムを行いました。平成29年度も開催を予定しております。その開催委託料でございます。その下のインターネットホームページ保守管理委託料は、幼児期の教育や親育ち支援についてのホームページの保守管理委託でございます。その下のアンケート結果集計等委託料は、当課が行っております保育所運営状況の調査等における集計作業を委託する経費でございます。

次の602ページをお開きください。

一番上にあります保幼小連携プラン策定委託料は、保育所等と小学校をつなぐ接続期カリキュラムや実践プランをまだ策定していない市町村に対して、それぞれの地域の実情に合った保幼小接続期実践プランの策定を促すために、モデルとなる高知県版保幼小接続期実践プランをつくることとしております。その策定委託料でございます。

その中ほどにあります3保育サービス促進事業費でございます。これは仕事と子育ての両立を支援するため、多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域ぐるみで子育て支援を行い、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進する事業でございます。

この保育サービス促進事業費のうち、多機能型保育支援事業委託料と3つ下にあります多機能型保育支援事業費補助金について説明いたします。別冊の平成29年度当初予算案主要事業説明資料の45ページをお開きください。

この事業は、保育所等を中心として地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所の子育て支援機能を強化し、地域ぐるみで子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進するものです。保育所などが行う交流の機会に地域の方々も加わっていただき、保護者同士の子育ての情報交換や子育ての経験者から何げない助言などをいただき、保育所等での子育て支援の強化を図ります。また、こうした交流によって顔見知りを広げ、家に閉じこもりがちなる子育て世代に声をかけ合うといったことを、日常的・継続的に行われるようにつなげてまいります。

左の実施内容の中にあります多機能型保育支援事業費補助金は、この事業を保育所などが進めていくために配置する地域連携コーディネーターの報酬や交流事業の運営費、また交流場所を設置する場合の経費に対して補助するものでございます。

その下にあります多機能型保育支援事業委託料は、このような事業を展開するための地

域の人材発掘、調整や交流の企画提案等、運営のサポートをしていただくための委託をする経費でございます。

議案説明書の602ページにお戻りください。

下から4つ目の保育サービス等推進総合補助金は、年度途中の乳児の受け入れに対応するために、あらかじめ基準を上回って保育士を配置した場合や、家庭に配慮が必要な子供に対して支援を行う加配保育士を配置した場合などの経費に補助するものでございます。一番下の医療的ケア児保育支援モデル事業費補助金は、医療的ケアが必要な乳幼児の受け入れができるよう看護師等を配置する場合に必要な経費に対して補助するものでございます。

次の603ページをお願いします。

一番上にあります社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金は、社会福祉法人の経営労務管理の改善を図るため、専門家に経営労務管理に関する相談や改善につながる支援を受ける場合の費用を補助するものでございます。

その下、4特別支援保育・教育推進事業費は、保育所等に通う特別な支援を必要とする子供や厳しい環境にある子供の保育の質を高める事業でございます。その下、スクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、主に5歳児が円滑に小学校に入学できるよう、スクールソーシャルワーカーの方々の活動範囲を広げていただき、保育所の加配保育士と連携して、保護者への生活習慣や生活環境の改善に向けた助言・指導等を行っていただくための市町村への委託でございます。次の特別支援保育・教育推進事業費補助金は、障害児の加配保育士等の経費や、特別な支援を必要とする子供や厳しい環境にある子供たちを受け入れている保育所等への指導、支援、また小学校への連携を充実するために親育ち特別支援保育コーディネーターの配置に係る経費へ補助するものでございます。

1つ飛ばしまして、5保育士等人材確保事業費でございます。その下、保育士人材確保事業委託料は、高知県社会福祉協議会にあります福祉人材センターに、潜在保育士の就職支援や高校生等が保育士に進んでいただくための説明会などを実施する保育士再就職支援コーディネーターの配置に委託する経費でございます。その2つ下の保育士修学資金等貸付事業費補助金は、県内の指定保育士養成施設の学生に対し、ことしから県外も入れておりますけれども、返還免除規定のある修学資金貸付制度がありますが、加えて、今年度からは潜在保育士等の方が就職する際の就職支度金や潜在保育士の子供を保育所に預ける場合の保育料の一部も貸付対象としておりまして、潜在保育士の方々を保育所へ就職していただくよう促しております。この貸し付けについては、社会福祉協議会の実施となっております。その2つ下の地域型保育等人材育成事業費補助金は、子育て支援員研修への参加や、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかを有する方がもう一つの免許及び資格を取得する場合に、その保育士等を雇用している保育所などに対して、取得に要する費用や代

替職員の費用を支援する補助でございます。

その下、子ども・子育て支援事業費は、新制度に移行している主に民間の保育所、幼稚園等への運営費についての県費負担分でございます。対象となる施設は、平成29年2月末で幼保連携型認定こども園3園、幼稚園22園、保育所114園、地方裁量型認定こども園2園、地域型保育事業所24カ所となっております。

次の604ページをお願いいたします。

2つ目の私立幼稚園振興費でございます。これは、新制度に移行していない私立幼稚園の運営費補助等でございます。

その4つ下、8保育所・幼稚園等施設整備事業費でございます。この認定こども園施設整備費補助金は、3カ所の認定こども園が行う施設整備に対して、国の制度を活用し補助を行うものです。

その下、9の保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費でございます。保育所、幼稚園等の耐震診断実施率は平成28年度末で91.0%、耐震化率は89.1%となっております。この29年度の事業により、29年度末の耐震診断率は91.1%、耐震化率92.9%になる見込みです。その下にあります保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金につきましては、3市町で行う保育所の高台移転に対して補助を行うものです。平成29年度は、四万十市の八束保育所、土佐清水市の下川口保育所と三崎保育園、債務負担の現年化分により黒潮町の佐賀保育所で、それぞれ高台移転への整備を進める予定となっております。南海トラフ地震対策につきましては、引き続き積極的に支援してまいります。

その下の10親育ち支援推進事業費は、乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を目指して、保育所、幼稚園等に出向いて講話、ワークショップ等研修会を保護者や保育者に対して行うことによって親の子育て力を高めるとともに、保育所、幼稚園等の保育者の支援力の向上を図ります。

605ページをお願いいたします。

11保育料等軽減事業費の下、多子世帯保育料軽減事業費補助金については、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降3歳未満児の保育料を軽減あるいは無料としている市町村に対して助成を行うものです。国では平成28年度から、年収360万円未満世帯、おおよそ第3階層以下の世帯について同時入所の条件を撤廃し、同じ世帯の第2子には半額、第3子以降は無償としております。また、年収360万円未満のひとり親世帯には第1子の保育料半額、第2子以降の保育料を無償としております。来年度からは、おおむね第2階層に当たる市町村民税非課税世帯の第2子は無償に、ひとり親世帯については年収360万円未満の世帯の保育料の軽減などが予定されておまして、所得の低い世帯から負担軽減措置を拡充する予定となっております。

29年度の予算について、主な内容は以上でございます。

続きまして、28年度の補正予算について御説明いたします。

お手元の資料No.④の平成29年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の299ページをお開きください。

歳入でございますが、節の区分で説明をさせていただきます。

（6）幼保支援費補助金でございますが、右の説明欄の2つ目にありますように、認定こども園施設整備交付金について、認定こども園の施設整備を国の補助金で当初予算へ計上しておりましたが、安心こども基金へ財源振り替えをするよう国から指示があり、振りかえを行ったものです。

中ほどの（1）職員等こころざし特例基金繰入につきましては、保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金の財源でございますが、本年度整備をしております奈半利町の幼保連携型認定こども園及び安芸市の保育所について、整備費が当初の見込みより下回ったため減額補正をするものです。

次の300ページをお開きください。

歳出でございます。ページ右の説明欄に沿って説明をいたします。

まず、2つ目の国庫支出金精算返納金は、平成27年度保育士修学資金貸付事業について、概算により貸付原資を受け入れておりましたが、貸付対象者が見込みより少なかったことにより、実績額より受入額が多くなったため返還額が増となったものです。

その下、2保育サービス促進事業費、3特別支援保育・教育推進事業費、その下にあります4保育士等人材確保事業費については、いずれも保育士等の人材確保ができなかったなどの理由により、事業費が当初の見込みを下回ったため減額補正をするものです。

その下にあります5子ども・子育て支援事業費の子どものための教育・保育給付費負担金、次のページの子どものための教育・保育給付費過年度精算負担金、施設型給付等補助金は、いずれも新制度に移行した民間の保育所、幼稚園等の運営費の補助でございます。これは人事院勧告に伴う公定価格の単価改正を4月にさかのぼって行うことで、運営費が見込みを上回ったもので、その増額補正をするものです。

その下の私立幼稚園振興費は、平成28年度に新制度へ移行した幼稚園が見込みより多く私学助成補助金の対象外となったものを減額補正するものです。

その下、7保育所・幼稚園等施設整備事業費の認定こども園施設整備費補助金及び8保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、幼稚園型認定こども園の施設整備費や高台移転の保育所整備において、事業費が当初の見込みを下回ったため減額補正となるものです。

一番下にあります9保育料等軽減事業費の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、国の保育料の軽減措置により県の補助対象世帯が国の制度の対象となりましたもので、事業費が見込みを下回り減額補正をするもので、総額2,480万9,000円の減額をお願いするもので

す。

次に、303ページをお開きください。

繰越明許費について御説明いたします。

事業名にあります保育所・幼稚園等施設整備事業費につきましては、本年度に整備をしております幼稚園型認定こども園2園が、いずれも設計に時間を要したため着工がおくれ、工期を延長しましたので、年度内での完了が困難になりました。その結果、3億707万7,000円の繰り越しをお願いするものです。また、その下、保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費につきましては、安芸市で建設中の保育所において工事のおくれが生じ、年度内の完了が難しくなり、2億6,693万1,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上で幼保支援課の平成29年度当初予算、平成28年度補正予算及び繰越明許費の説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎依光副委員長 多機能型保育支援事業費補助金、これは国からの予算があると思いますが、非常におもしろい事業だと思います。ただ、これ自体がイメージとして、平日に例えば高齢者の方が来たりとかということであれば、保育士さんとかも、コーディネーターさんがおるということですが、なかなか大変なのかなと。

一般的に、お父さんとかが参加する場合は、土日とかじゃないとなかなか参加できんような、今でも保育園とかやったら、バザーとか、そういう地域のイベントとかをやっていると、そうなると思うんですけど、そうなる、バザーとかであれば保育士さんとかは、土日やる時には多分出てこられてということですが、保育士さんが足らんといいながら、保育士さんおらん中でこの事業って運営できんような気もするんですけど、どうなんですか。

◎溝渕幼保支援課長 保育所につきましては、今現在も地域の方がおいでいただくような園庭開放だとか、それから子育て支援相談だとか、そういった子育て機能を備えているという形になっております。また、そういった保育士の方々も、主に主任保育士さんなんですけれども、そういった方を配置した場合には、加算というところで特別な運営費にもなっております。そういった方々にプラスして地域連携コーディネーターさん、それと地域の方々においでいただいて、もっと地域の子育て世帯の方も来ていただくと、利用していただくと、そういった交流の場の設定という形を考えております。

◎依光副委員長 イメージとしたら、平日、土日にかかわらずやっていくことで、保育園としては、いつでも誰でも来ていいですよという感じになってくるのか、それとも日を決めてやっていくのか、ある意味、行事がふえるとなるので、保育園のほうはすごく交流の場をつくりたいというイメージ、保護者からしてみたら、土日とかでも行ったら何かやっ

てくれているというのは、ありがたいかとは思いますが、何か保育園のほう自体にニーズがあるのかなというのは、わかりにくいんですけど、その辺いかがですか。

◎溝渕幼保支援課長 いくつかの保育所の園長先生にもお伺いをしたんですけども、園長先生自身も、地域の子育て支援というところにもっと力を入れたいという声も聞いております。

毎日というところも、なかなか難しいというのであれば週に3回とか、そういった曜日を決めて対応していただくと。それについては、保育士もそうですけれども、私どもが研修を行っております子育て支援員、そういった方々も入っていただく、参加していただくというような形で、地域全体で子育て世帯を見守る、あるいは子育て世帯の交流の場を提供していくというようなことにつなげていきたい、広げていきたいと思っております。

◎依光副委員長 要請で、子育てにかかわりたいであるとか、何とか保育園の力になりたいという方はたくさんいらっしゃると思うので、そこをうまくコーディネーターさんがやって、ほんで保育士さんが忙しくなり過ぎないようにサポートをぜひお願いします。

◎米田委員 602ページの医療的ケア児保育支援モデル事業費なんですけれども、吸引の必要な子供さん、保育園へ行くにも、お母さんが同伴でないと保育園へ行けなくてということなんです。この事業は、お母さんが一緒に同伴で行かなくても保育園が預かってくれれば、お子さんへの支援はできるという、そういうことですかね。

◎溝渕幼保支援課長 原則としてお母さんの同伴、保護者の同伴というのは考えていない、したがって、どうしても医療的ケアの看護師等が必要ではないかというように考えております。

◎米田委員 個別、具体で、こういうことに踏み出そうという保育園があるのかどうかということと。

看護師さんの中でも、知らない子供さんのたんの吸引やるというたら、なかなか勇気が要ることなんだそうです。そういうことをやれる人を探さないかんわけよね、同じ看護師でもね。具体的に、例えばこの保育所がそういうことをやろうとしている、そういうニーズがあるという、そういう予算化になっているんですかね。

◎溝渕幼保支援課長 今現在、私どものほうで調査したところ、平成27年に3園へ医療的ケア児が入っておりまして、看護師さんを配置しております。また、なれない看護師については、今度、障害保健福祉課のほうでそういった看護師の支援をする補助金も設けておりますので、そちらも活用しながら医療的ケア児の受け入れを広げたいというふうに考えております。

◎米田委員 はい、わかりました。大変努力もされていますので、よろしくをお願いします。

それと、今度の議会でもあったと思うんですが、入所待機児の問題で4月1日時点と、

途中の入所で待たれて待機児になるという状態がずっと続いていると思うんですが、その状況はどうでしたかね、議会で答弁あったと思うんですけども。

◎溝渕幼保支援課長 待機児童につきましては、4月1日が42名でしたけれども、1月1日で230名ほどになっております。これは、途中入所というところが非常にふえてきたところになるんですけども、私どもは途中入所に対応ができますように、先ほども説明しましたように、配置基準を上回った保育士さんを当初から配置している場合には、その補助金も構えておりますし、国のほうも新たに予約制というところでの補助金も、来年度以降用意をしておりますので、そういったさまざまな補助金を活用していただいて、途中入所に対応できるように、市町村のほうにも促していきたいと思っております。

◎米田委員 そうやって現実に合わせて取り組みされているんですけど、要は保育士さんが見つからなくて、一番は、お金構えてきちゅうき探してきいやと言われても、現になかなかよう見つけられない、よう配置できないというのが一番大きな悩みになっていきますので、そこら辺、行政がどう支援をしていくかということ、本会議の答弁を聞いたら、何かやれそうな話をされた。それはそんな簡単にいくかという思いもあって、そういう保育士さんの配置、人材確保も含めてどんなに、そういう財政的な支援、裏打ちもしながら、どう人的な確保するのかというのは。

◎溝渕幼保支援課長 先ほども申しました貸付事業費等も活用して、これから保育士になる方というところの養成も必要になってきますし、また潜在保育士さんも、社会福祉協議会のほうに福祉人材センターもありますので、そういったところでマッチングをして探していくと。それと、できるだけ保育士さんの負担軽減にも考えがありまして、子育て支援員を200名ほど養成しておりますので、そういった活用もできないものか、そういったことも含めて総合的に、市町村あるいは保育所の方々と相談していきたいと思っております。

◎横山委員 補正予算のほうで特別支援保育・教育推進事業費補助金ですかね、2,300万円ほどの減ということですけど、これはどういう内容で減になったんでしょうか。

◎溝渕幼保支援課長 これは先ほど言いました特別支援の加配保育士さんあるいは家庭支援推進保育士、そういった基準を超えてのプラスの保育士というところへ必要な補助金を用意していたんですけども、必要ないというところもありますし、また、保育士がなかなか確保できなかった。特別な保育になりますので、確保できなかったというところで事業費を下回った。そのための減額補正でございます。

◎横山委員 あと、保幼小連携ですか。これは実施するに当たって、小学校に上がるときに問題が生じているから、こういうことをやらないかということなんだろうと思うんですけど、どういうふうな問題があったり、どんな事例があったりするんでしょう。

◎溝渕幼保支援課長 小学校に上がるときに、やはり環境が変わるということもあって落ちつきがないとか、なかなか授業に集中できないとか、そういった子供さん、いわゆる小

1 プロブレムと言われるお子さんがいらっしゃると聞いております。そういったところについて就学前から小学校に、学びの接続といたしまししょうか、円滑につなげるようにお互いに、小学校の先生も保育所、あるいは幼稚園のほうに来ていただいて子供さんを見ていただく。で、保育所のほうも小学校に行って、どういうふうに子供たちが育っているのか見ていく。そういうところの連携をつけて円滑に接続したいと思っています。

◎横山委員　そこで、指針というか、その高知県版の保幼小接続期実践プランを策定することなんですけれども、この高知県版ということにおいて、どのような内容というか、特色というか、高知県版においての所見というのはどのようなものですか。

◎溝渕幼保支援課長　高知県は、例えば高知市のように一つの小学校に複数の、大きいところは11ぐらいあると聞いていますけれども、保育所、幼稚園から来る、そういった高知市のようなところから、1保育所1小学校1中学校というところもありまして、非常にさまざまな保育所、幼稚園から小学校に上がっていくところがあります。ですから、そういった全てが同じような接続期プランを活用していけるということではないです。その地域地域に合ったような接続期プランができるように、幾つかのパターンを考えていきたいと思っています。

◎横山委員　わかりました。

◎三石委員　主要事業説明資料にもありますわね、3ページ、厳しい環境にある子供たちへの支援の充実というのがあって、その下、就学前の子供たちの教育・保育の充実、まさに大事なことばかりこれ予算つけてやっていますわね。

だから、私が言うまでもなく、就学前のやっぱり小さいときの、何ちゅうかな、生活環境というか生育歴ちゅうのが物すごく大事なんですよね。小学校に入った時点で、学力にしても生活の習慣にしても物すごくばらつきがあるんですよ、実際の話。それは私が言うまでもなく、あなたは十分把握されていると思いますわね。ですから、いかに就学前の子供たちの教育・保育の充実が大事かということで、こういう取り組みを、施策を打たれているわけなんですけれども、実際、小中学校課にも言えることなんですけれども、幾ら県がこういう施策を打っても、現場が本当に動かんかったら、言葉適当かどうかわからんけれども、あえて言わせてもろうたら絵に描いた餅でやね、そういうことあっちゃいかんと思うわけですね。だから、小中学校以上に、小中学校課も大事ですよ。けれど、本当に幼保支援課という課は物すごく大事やと思うんだけど、直接予算には関係ないけれども、その体制よね、今の体制で十分なのか。小中学校課には小中学校課の体制があるでしょう。今のその管理の体制でええのか。

それと各市町村ですわね、こっちが幾ら施策を打っても市町村が動いてくれなかったら、さっきも言うたけれども、全然だめなものであってね、そのあたりはうまくいっているのかな。

◎溝淵幼保支援課長 はっきり申し上げて、不十分な点は多々あると思います。ただ、市町村におきましても、そういった就学前の教育・保育というところの重要性というのは、もう皆さん認識してくださっていますので、私どもが行っております研修の参加者も非常にふえてきております。そういったところで市町村と一緒にあって、もっと充実に努めていきたいと思っています。

◎三石委員 もちろん努めていかにやいかんわけですけれどね、小中学校課でしたら各事務所があって、そこへ教員がおって、いろいろな小学校、中学校へ行って情報交換をしながら、その市教委とも連絡調整をしながら県の施策というかな、それが十分浸透していくように、また現場からの意見も聞いて、県の教育行政に反映できるようにちゅうようなことで、不十分ながら一生懸命やっているわけですわね、そういう体制はできておるんかね、この課には。

◎溝淵幼保支援課長 この保幼小連携事業につきましては、そのほかもそうですけれど、全て教育事務所さんのほうにもいろいろな研修、そういったものもお願いをしております、一緒に参加をしていただくようにしております。

また、24の市町村が教育委員会に保育所・幼稚園の所管になっておりますので、そういったところでは教育委員会のほうとも連携をとってやっております。今も指針、要領なんかも変わってきますので、そういったところで保育所、幼稚園の現場の先生方も非常に頑張っって研修に出てきていただける。これは去年、おとしから比べたら、大分研修をやるようになっておりますので、こういったところで一緒の方向性に向けてやりたいと思っています。

◎三石委員 小中学校課なんかは、特に高知市は中核市やから、研修させたりとか、いろいろそういうことできんわけよ。市独自でやっとするわけよね、そんな中でどう連携をとっていくか、県の施策を理解して実践してもらうかちゅうことは大きな課題になっるとるんやけれども、高知市との関係はどうですか、この課は。

◎溝淵幼保支援課長 今、教育センターで行っております保育者の研修会も、基礎研修、それと中堅研修、管理職研修とあるんですけども、そういったことについても、高知市のほうからも徐々にふえてきております。それと同時に、来年度以降、研修というところが国のレベルでも非常に重要になってきまして、まず研修を受けないと処遇改善加算という加算が受けられないようなシステムになってきております。その研修というの、都道府県が行う研修、あるいは都道府県が指定をする研修、そういった研修を一定時間数受けないと処遇改善加算のプラス、キャリアパス加算になるんですけど、そういったことができないような仕組みになってきておりますので、今後、高知市のほうの保育所、幼稚園等も研修というところに参加をしていただくようになりますので、私どものほうと方向性を合わせてやっていけるのではないかなと思っています。

◎三石委員 これにも詳しく出ていますわね、どういう施策でどういう取り組みをやっていくのか、予算がこれくらいで、親育ち支援推進事業全体概要と詳しく書いておる。まさにこのとおりですわね、こうでなくちゃいかんと思うわけね、もう非の打ちどころがないぐらい素晴らしい施策だと私は思うんですけどね、これをやっぱり現場で実践してもらうためにはどうすべきかちゅうことを、やっぱり考えて実行していかんやいかんと思うわけね。そういう意味で、妙に体制が弱いんじゃないかちゅうような気がするわけですわ、はたから見よって、うん、特に幼保支援課。物すごい大事ですよ、これ。ほかの課も大事やけれど、特に大事、就学前に子供らの生育歴ちゅうのは、そこあたり。

教育長、ちょっとお聞きしたいんですけど、今のままの体制でええと思いませんか。

◎田村教育長 体制は、できるだけ多いほど、そらできることが多いというのは間違いないと思います。そういう意味で十分ではないということもあるかもしれませんが、まずことし、幼保支援課は相当忙しいというようなこともあって、その中の事務軽減的なことは、来年度も業務の一部を外部委託するとかというようなことは対応しようとはしております。ただ、委員のおっしゃるようなことは、多分もっと抜本的な強化ということではないかと思えますけれども、そこはもう少し考えさせていただきたいと思います。

◎三石委員 そのことは、本県にだけ言えることじゃなくて日本の国全体として、見てみなさいや今の子供たち、それとか家庭ね、本当にすさまじいというかな、親が親らしくない、親になっていない。子供に湯かけたり、子供殺したり、こんなこと、信じられんようなことが起こりよるわね。また、本当に子供が子供を埋めたり、いじめたり、殺したり、そんなんがどんどんふえてきているじゃないですか。犯罪の質も変わってきているんですね。

だから、特にこれから先、就学前、小さい、生まれてからのそういう環境、生育歴、これは本当に大事になってくると思うからね、本県だけやってもいかんことやけれども、ぜひそういう自覚を持ってしっかりやっていただきたいと思うね。これは本当に各市町村にも、そういうことをどんどんわかってもらわんことには。

◎池脇委員 三石委員も大変心配をされてね、来年度から、特に現場では保育士さんが足りない。それと同時に、いわゆるベテランの保育士さんが、待遇が余りよくないんで育たない。だから、新規の保育士さんもなかなか集まらない。国のほうは、そういう意味では、まず待遇改善をということで報酬を上げるということで、ベテランの、中堅の保育士さんについての報酬も打ち出されて予算も組まれましたんで、このあたりのところはしっかり県も、各園に市町村を通じて、実際に園でそういう待遇が改善されるようにぜひ普及をしていただきたいと思えますね。

と同時に、来年度は次期学習指導要領の周知期間、特に先ほどから議論になっております保幼小の連携が求められておりますよね、そのためにもこの保育園、幼稚園の皆さんに

この指導要領の周知徹底をしっかりと図っていかないと、小との連携がうまくいかないという点があると思いますけれど、それはどういう形で対応されていけますか。

◎溝渕幼保支援課長 まず、幼稚園教育要領については県内で7回研修会を行います。保育所保育指針についても同様に、ちょっと回数は今まだ未定なんですけれども、研修会を行うようにしております。それと同時に、私どもが園内研修というところで、アドバイザーさんを使って各保育園・幼稚園のほうに回っておりますけれども、その中でも改訂する教育要領と、それから保育所保育指針、それともう一つ、ことし私どもが質の向上のガイドラインというのをつくったんですけれども、振り返りができるような形でつくっております。そういったものを周知徹底させて、保育者の方々の質を上げていきたいと思っておりますし、要領と指針の周知を図りたいと思っております。

◎池脇委員 特にこれから大事になるのは、ここでも、高知県版の中でも一番上に上げておられる接続的カリキュラム、これはまさにカリマネの扱いになろうと思いますね。幼保の現場で余り、このカリキュラム・マネジメントについては、経験は少ないと思うんですね。小学校もこれからだろうと思うんですけれども、これで特に小学校のカリマネをやる時に保幼の関係者の方が入って、カリマネの仕組みづくりに意見が反映されることが大事なんですよ。その取り組みも多分来年、再来年度ぐらいからは、実際に実践的にやらずにちゃいけなくなると思うんですけれども、そのあたりの展望というか、どう捉えられておりますか。

◎溝渕幼保支援課長 まず、先ほど委員がおっしゃいましたカリキュラム・マネジメントにつきましては、就学前の5歳児の後半部分の6カ月と、それとそれから入学をした小学校の大体3カ月、4カ月ぐらい、それを、上手に学びというものを接続するというような形でつくりますので、当然小学校に上がってからどう子供たちが育つかというところについては、保育所と小学校の先生方と話し合い、あるいは子供の発達を見ながらというところをつくっていかねばならないものだと思います。そういったところも含めて、私どものほうでモデルとなるようなものをつくりたいと思っております。

それと同時に、その学びの接続だけではなくて、それを実践するにはお互いの先生、保育者の方々の交流、そして研修会が必要だと思いますので、そういったところも具体例に、大体どのぐらいの時期に合同研修をしたらいいのか、あるいはどちらでしたらいいのか、そういったところも示していきたいと考えております。

それと、先ほど申しました研修会の件なんですけれども、幼稚園の教育要領のほうは1回、保育所保育指針が5回、もう一つ、認定こども園の教育・保育要領で1回ということで、全部で7回の研修会を構えております。それプラス園内研修、そういったものを活用して周知を図りたいと思っております。

◎池脇委員 これから、そういう連携のための場をどの時期にどういう形で持っていく

か、それによって中身がやや出てくると思いますんで、ぜひそれは早目にモデル的な形をつくっていただければいいかなと思いますんで、頑張ってくださいたいと。

あと一点ですけれども、インクルーシブの内容が、保幼の現場では実態としてどうなのかなと、重荷になっているのではないかなと、あるいは教育課程のそのインクルーシブ教育の具体的な中身が、形式的になっているのではないかなという感じは受けるんですけれども、その点についてはどう受けとめておられるんですか。

◎溝渕幼保支援課長 保育所につきましては、障害児の加配保育士さんがついておりますので、その加配保育士がインクルーシブについて理解をしつつ子供さんを、保育をしているというふうに思っております。幼稚園につきましては、小学校と同じようにコーディネーターを配置しなければなりませんので、そういったところで気を配りながら、配慮しながらやっているのではないかなというふうに思っております。

◎池脇委員 どの保育園行っても行事日程の中に入っていますよ、インクルーシブ教育のね。しかし、それが形式化していないのか、あるいは重荷になっていないのか、本来の目的がどうなっているのか、あるいはそういう達成度についてはどこがチェックをしていくのかも見てあげないと、せっかくの、ある意味では幼児期にそういうことを発見して、早目に手を打って、そして御父兄の方も自分の子供たちはそうなんだという認識を持っていただいて、それが小学校の進学にもつながっていくわけですから、非常にその意味では、幼児期のこのインクルーシブ教育というのは重要でありますんで、そのあたりのサポートも、ぜひ県教委としてもつけていただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

◎溝渕幼保支援課長 障害の加配保育士さんとまた別に、小学校の先生のOBの方が中心となって親育ち特別支援コーディネーターというのを市町村に配置するようにしております。今、10ほどの市町村しか配置はしていないんですけれども、そういったいわゆる小学校と、それから就学前の障害児のお子さんだとか、そういったところもつなげられるような、そういったところを指導していただくコーディネーターですので、そういった方々の研修も積んで円滑にできるように、また就学前でもそういった配慮、視点も持って保育・教育ができるように努めていきたいと思っています。

◎金岡委員 ボランティアについてお伺いしたいんですが、今いろんなボランティアを皆さんやっただいておるし、学校でもやっただいて、今ちょっとボランティア、いわゆる過渡期になっているんじゃないかなと思います。

というのは、これは結構な話なんですけど、全部ボランティアを募ってという形になるわけですね。ところが、例えば地域連携コーディネーターやったら報酬が出ていると、こういうふうになるわけですね。でも、現場の人はいろんな形の中で、ほとんどの方が、みんなボランティアでやっていると思っていますよ。だから、今ボランティアでやっているところでちょっとこう、そういうふうに、あれとこう思うところは後に続く方がもういらっ

しゃいません。ですから気をつけていかないといけない。そして、その原因は何かと、ボランティアに来てもらわないかんという原因は、1つは、前も申し上げましたが、保育士さんも臨時の保育士さん、リタイアされた方雇えばいらっしゃるんですよ。でも、極めて待遇が悪い。だから、なかなかその現場へは行けないというような状況です。

ですから、何を言いたいかという、現場の待遇と臨時の方の待遇、それとやはりもうボランティアも、ある一定有償ボランティアというのを考えていかにやいかん時期じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

◎溝渕幼保支援課長 保育士の待遇についてはおっしゃるとおりで、非常に厳しい業務に皆さん携わっていただいていますけれども、徐々に公定価格のほうも上がってきておりますので、処遇改善についても改善をされていると思っております。

お給料につきましても、賃金についても、以前から比べたら上がってきているというような調査結果もなっております。今、大体高知県内の保育士の賃金が平均して21万円ほどという形になっております。

ボランティアにつきましても、委員のおっしゃるとおりです。おいでになる方についてはどのように、報酬というところでお出しをするのか、またいろんな立場というか、どういったところでなさるのかということも含めて、保育所のほうにも話をして、何とかそういう地域の方々を呼べるような仕組みをつくっていきたいと思っています。

◎金岡委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひますし、特に正規の保育士さんというのがなかなか入ってきにくいところありますけれども、臨時の方々の待遇を上げれば、とりあえずは人数の確保ができると思うんですよ。ところが、臨時の皆さん方の処遇が極めて悪いので、考えていかにやいかんと思うんですが、いかがでしょう。

◎溝渕幼保支援課長 臨時の方々についても、正規の職員と同じような業務体制でやっているということも聞いておりますので、そういったところも含めて、例えば市町村が雇用される臨時の方々ですので、私どもがどこまでお願いできるかということもありますけれども、そういったのも含めて、市町村訪問なんかをしたときに、そういった課題がありますので、お考えいただくように市町村の方々にもお願ひしつつ、上げていきたいと思っています。

◎桑名委員長 今、幼保支援課のほうにも御相談しているんですけども、訪問型の病児保育、NPOが立ち上げて、さあやろうかとやっているんですけども、なかなか保育士さんにしても看護師さんにしても、研修も受けに行つて、それで資格をとるか、それをもらつていかなくちやいけない。東京に行く研修費用もかかるし、先生呼ぶ場合も費用がかかるというようなことで、立ち上げで結構お金がかかるんですけども、これは高知市に設立されたんで、これは高知市の話かもしれないけれども、高知市としては、お聞きするところによると、実績持つてこいという話がある。実績なんてないわけで、立ち上

げるときにね。そのときの立ち上げの支援というものを、どうしていくのかということを考えていかなくちやいけない思います。

それともう一つは、これは病児保育ですけれども、この間も新聞とかテレビへ出ていましたけれど、例えば難病の子供たちを預かるところをつくりたいというグループとか、重度障害を持っている子供たちを預かるといような、似たようなことをやるグループがこれから立ち上がってくるんですけれども、そういったときに福祉と教育という部分に分かれたときに、また一貫性もなくなってくるんですけれども。

1つは、立ち上げの支援をどうするかというところをお聞きしたいと思いますけれど、何か知恵があればかしてもらいたいと思います。

◎溝渕幼保支援課長 確かに立ち上げというところについての初動設備というところの支援の制度が、ちょっと今ないのは確かです。ただ、そういったところ、いろいろな民間の助成金というところがありますので、今高知市で立ち上げたいと、ほとんど事業始めているんですけれども、そういったところについては、先日のココプラの事業だとか、いろんなところにチャレンジしてみたらという形で御紹介もさせていただいておりますし、その資料等の提供もさせていただきました。

もう一つ、人材育成につきましては、高知市のほうの病児保育もふやしたいという御希望もありますので、ちょっと平成29年度、今の予算の範囲内で何とかその研修というものができないものか、ちょっと課内で検討して、できるのであれば、先生をお呼びしてできるというような研修内容であれば、何とかやってみようかなというふうなことは考えております。

◎桑名委員長 ぜひお願いします。今いろんなところで、こんなことやりますというので、賞金もらって運営しているような感じなんで、しっかりしたサポートしてもらいたいと思うのと。

もう一つは、先ほど言いましたいろんな重度障害児を預かるとか難病の子供を預かるといときに、そこは多分福祉の面に入っていくと、どっちに来るんですかね、教育委員会のほうになるんですかね。

◎溝渕幼保支援課長 いろいろな形があるんですけれども、今この新制度で一番以前と変わっているのは、居宅訪問型といいまして、居宅で、そのお子さんのお家で保育をするという形が出てきています。あるいは、そのお家で一時預かりという形も出てきています。そういったところができないものか、訪問看護ステーションの方々ともちょっとお話をしつつ、何とかそういった形で、1つはお母さん方のレスパイトにもなりますので、そういったところを訪問看護ステーションの方々ともお話ししながら、対応できないものか今検討しているところです。

◎桑名委員長 ぜひ今、働き方とか教育の面等、またお母さんの負担をどう軽減するか、

働きやすくするかというようなことが言われておりますので、お願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

〈小中学校課〉

◎桑名委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 よろしく申し上げます。

小中学校課の平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の議案説明書、資料No.②当初予算説明資料の606ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、中段にございます9款国庫支出金、6目教育費負担金は、小中学校の教職員人件費に対する国庫負担金でございます。

そして、12目教育費補助金は、放課後等の学習支援員の配置や東日本大震災の被災児童生徒への就学支援などの事業費に対する国の補助金でございます。

この11目教育費委託金は国の委託事業で、在外教育施設派遣教員や国の指定を受けての調査研究事業などに係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

10款財産収入、1目不動産売払収入は、中部教育事務所の土地の一部を、枝川地区の浸水対策用ポンプ場設置用地としての町に売却するものでございます。

14款諸収入につきましては、2つございまして、1目受託事業収入は、理科教育を推進する取り組みであります科学の甲子園ジュニアの県代表チームの選考について、主催団体から委託を受けており、その受託費を受け入れるものでございます。

18目教育委員会収入は、期限つき講師等の雇用保険料の個人負担分などの収入でございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

608ページをごらんいただきたいと思っております。

小中学校費でございます。まず、右側の説明欄で説明をさせていただきます。

1 小学校教職員人件費、2 中学校教職員人件費につきましては、小学校3,258人、中学校1,969人の教職員の給与費でございます。

3 小学校教職員旅費と4 中学校教職員旅費は、いずれも教職員の研修や修学旅行の引率などに要する教職員の旅費でございます。

5 教育事務所費は、県内3つの教育事務所の管理運営費で、清掃等委託料や事務費などでございます。

次のページをお願いいたします。

6 管理諸費につきましては、教職員の人事管理経費や校長、教頭の管理職研修、また小規模小中学校の教科指導を支援するための非常勤講師を配置する経費でございます。

7 指導諸費につきましては、教科用図書採択について審議をしていただく委員の報酬や、小中学校の教育課程における教育活動を推進するために要する経費でございます。

そして、8 学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業を計上しております。

次のページをごらんください。

まず2つ目、学習問題作成等委託料は、小学校の英語の教科化に向けてモデルとなる授業映像資料を作成し、指導内容、指導方法の充実を図るものでございます。そして、英語教育強化事業委託料は、県内3地域でそれぞれの近隣の小・中・高等学校で連携し、先進的な英語教育の取り組みを進めていくものでございます。そして、小中学校英語力指導改善研究事業委託料は、研究拠点地域として14の市町村を指定し、小学校の英語の教科化への対応や教員の指導力、専門力の向上など、市町村主体の英語教育を進めていくものでございます。そして、学力状況調査集計等委託料は、全国学力・学習状況調査などから明らかになりました基礎的・基本的な知識、技能の習得や、それを活用して思考、判断、表現する力の育成等の課題を改善するために、小学校4、5年生と中学校1、2年生の全児童生徒を対象とした高知県独自の学力調査を実施することとし、その調査問題の作成や結果集計等の業務を委託するものでございます。

探求型学習推進事業委託料は、県内において生徒の主体性や課題解決能力を育成するための探求的な授業づくりを広く定着させていくため、2つの研究実践事業を行うものでございます。1つは、平成27年度から取り組んでいる研究実践で、ICTなどを活用し探求的な授業づくりに意欲的な取り組みをしている中学校6校を指定し、その実践研究の過程や成果を他校へ普及していくものでございます。もう一つは、平成28年度から学校図書館資料や新聞などを通して言語活動の充実を図り、児童生徒の意見や考えの交流から探求的な授業づくりに取り組む小学校4校、中学校2校を指定し、こちらもその実践研究の過程や成果を他校へ普及するものでございます。

全国へき地教育研究大会負担金は、この11月1日、2日に県内で開催されます全国へき地教育研究大会高知大会の開催に要する経費の一部を助成するものでございます。放課後等学習支援事業費補助金は、放課後等の補充学習において、個々の児童生徒の抱える課題の解決に向けて計画的に学習支援が行えるよう、市町村が行う放課後等学習支援員の配置等に対して助成をするものでございます。平成29年度は、授業から放課後まで一貫して支援することのできる放課後等学習支援員の配置を拡充しまして、一人一人の子供の学力の実態に応じたきめ細かな学習支援を行ってまいります。

次の事務費でございます。この中には全国学力・学習状況調査で、依然全国平均との差

がごございます算数・数学の力を児童生徒につけるため、外部から招聘する高い専門性と指導力を備えた専門員1名と指導主事4名で算数・数学授業力向上チームを編成し、研究指定校を中心に学力分析や次期学習指導要領を見据えた授業づくりについて指導を行うための算数・数学授業力向上事業、そういったものや各学校が中期的な視点で作成した学校経営計画に基づいた学力向上対策が効果的に実施されるよう、指導・助言を行うための学力向上のための学校経営力向上支援事業、また中学校でのタテ持ちの実施など、教科の組織的な指導体制のあり方などについて研究を行う中学校組織力向上のための実践研究事業、こういったものが含まれております。

そして、9の教職員資質向上対策費は、義務教育における各教科の指導力向上のため、教職員を文部科学省などが行っております中央研修などに派遣し、教職員の資質向上を図る旅費のほか、数学臨時教員の教科指導力や専門力の向上を図る講座の実施費用でござい
ます。

そして、10豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもととなる力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などを育み、豊かな人間性を培っていくためにキャリア教育や道徳教育を推進しようとするものでございます。そして、道徳教育研究事業委託料は、道徳の教科化に向けた研究事業で、指定校10校において道徳科の趣旨を踏まえた多様な指導方法の工夫と評価の研究を行い、その研究成果を県全体に普及するものでござ
います。

次の事務費につきましては、この中には、今後、それぞれの市町村の道徳教育やキャリア教育の牽引役となるリーダーを養成する事業費、また各地域での道徳教育を推進している教員の資質向上や取り組み充実に向けた検討を進める、それぞれの連絡協議会の事業費
がござい
ます。

これら平成29年度の小中学校課の予算は409億8,186万4,000円、対前年度比14億8,829万
4,000円の減額となっております。

以上で小中学校課の平成29年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成28年度補正予算について少し説明をさせていただきます。

資料No.④の補正予算説明書の304ページをごらんください。

歳入でござい
ます。

10款財産収入、1目不動産売払収入は、いの町枝川にございます中部教育事務所の土地の一部を高知県農業共済組合に売却したものでござい
ます。

次に、305ページをごらんいただきたいと思
います。

歳出でござい
ます。右側にあります説明欄をごらんください。

1 教育事務所費は、今年度
に実施した中部教育事務所の耐震補強等工
事の完了に伴い不用となった工事費を減額
させていただく
ものです。

2 管理諸費は、減額項目が2件ございます。被災児童生徒就学援助事業費補助金は、市町村からの申請額が見込みより少なかったことにより減額をするものでございます。そして事務費は、非常勤講師の報酬でございまして、当初見込んだ配置人数より少なかったことにより減額をするものでございます。

3 の学力向上推進対策費は、放課後等学習支援事業費補助金の減額でございます。これは市町村教育委員会が行う放課後学習支援員の配置に対して、3分の2以内または5分の3以内の補助を行いました。市町村が計画していた放課後等の補充学習の実施日数や実施時間等に変更があり、当初見込んでいた予算額を下回ったことから補助金の不用額が発生したものでございます。

以上で小中学校課からの説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 ありがとうございます。

5時になりましたので、お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以後の日程についてはあすの午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれにて閉会いたします。

(17時3分閉会)